

## 第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 監督指針等

#### I 主要行等向けの総合的な監督指針等

##### 主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2005年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2018事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

- ① 「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の施行に係る改正（2018年7月6日）  
「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の改正を行ったもの（2018年7月9日より適用）。
- ② 破綻処理準備態勢の整備及び金融機関の報酬体系に係る改正（2018年7月13日）  
金融安定理事会（FSB）における議論の進展等を踏まえ、破綻処理準備態勢の整備及び金融機関の報酬体系の留意点等に係る所要の改正を行ったもの（2018年7月13日より適用）。
- ③ 「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の施行に係る改正（2018年8月15日）  
店舗の休日や共同店舗の運営等に係る規制緩和要望を踏まえた「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの。（2018年8月16日より適用）。
- ④ 流動性比率規制の一部改正に係る改正（2019年1月31日）  
バーゼル銀行監督委員会で合意した流動性比率規制のうち、流動性カバレッジ比率の日次報告基準の見直しに伴う所要の改正を行ったもの（2019年1月31日より適用）。
- ⑤ 金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正（2019年2月18日）  
国内基準行における金利リスクに係るモニタリング手法について所要の改正を行ったもの（2019年3月31日より適用）。
- ⑥ 「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示等」の一部改正に係る改正（2019年3月1日）  
バーゼル銀行監督委員会が公表した「開示要件（第3の柱）の統合及び強化

「第2フェーズ」を踏まえ、国際統一基準行に対する開示の留意事項等について所要の改正を行ったもの（2019年3月31日より適用）。

- ⑦ 「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等」の一部改正に係る改正（2019年3月15日）

バーゼル規制等の国際合意を踏まえ、レバレッジ比率規制及びT L A C規制に係る所要の改正を行ったもの（2019年3月31日より適用）。

## II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

### 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2004年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2018事務年度の改正内容は、上記のI 主要行等向けの総合的な監督指針等の改正内容の①「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の施行に係る改正（2018年7月6日）③「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の施行に係る改正（2018年8月15日）④流動性比率規制の見直しに係る改正（2019年1月31日）⑤「金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示」の一部改正に係る改正（2019年2月18日）である。これに加え、以下の改正を行っている。

### 早期警戒制度の見直しに係る改正（2019年6月28日）

地域金融機関が、将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮していくため、早め早めの経営改善を促す観点からモニタリングの枠組みの見直しを行ったもの（2019年6月28日より適用）。

## 第2節 預金取扱等金融機関の概況

### I 主要行等の2018年度決算概況（別紙1参照）

### II 地域銀行の2018年度決算概況（別紙2参照）

地域銀行の2018年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

- ① 当期純利益は、実質業務純益が資金利益の減少を債券等関係損益の増加及び経費の減少等でカバーし前年同期比で増加したものの、与信関係費用の増加等により前年同期比2,279億円減益の7,686億円となった。
- ② 不良債権額は前年同期比0.3兆円増加の4.8兆円、不良債権比率も前年同期比0.03%増加の1.74%となった。
- ③ 国際統一基準行の総自己資本比率は前年同期比0.17%低下の13.84%、Tier 1比率及び普通株式等Tier 1比率は、いずれも前年同期比0.24%低下の13.37%となった。  
国内基準行の自己資本比率は前年同期比0.23%低下の9.47%となった。

### III 再編等の状況

#### 1. 銀行業の免許（別紙3参照）

#### 2. 主要行等の再編等（別紙4～6参照）

#### 3. 地域銀行の再編等（別紙7～9参照）

#### 4. 外国銀行の参入

2018年7月以降、新たに銀行業の免許を付与した外国銀行はない（2019年6月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は56行）。

#### 5. 外国銀行の退出

2018年7月以降、新たに銀行業を廃止した外国銀行支店はない。

### IV 不良債権処理等の推移

#### 1. 不良債権の概念（別紙10～12参照）

##### （1）金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定

に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである（主要行については1999年3月期より、地域銀行については1999年9月期より、協同組織金融機関については2000年3月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

## (2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、1998年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、1999年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

## 2. 金融再生法開示債権等の現状（別紙13～20参照）

### (1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

単位: %、兆円)	2002年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2018年 9月期	2019年 3月期
不良債権比率	8.4	1.3	1.1	1.1	1.1
総与信	512.1	585.8	595.3	607.8	612.5
金融再生法 開示債権	43.2	7.7	6.7	6.5	6.7
破産更生 債権	7.4	1.2	1.1	1.1	1.2
危険債権	19.3	4.5	4.0	4.0	4.2
要管理 債権	16.5	2.0	1.6	1.3	1.4
正常債権	468.9	578.1	588.6	601.3	605.7

## (2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

(単位:兆円)

2012年 3月期	2013年 3月期	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期
11.5	11.7	10.0	9.0	8.2	7.6	6.6	6.5

### 3. 不良債権問題への取組み (別紙 21~22 参照)

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、2001年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

(注1) さらに、2002年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を2004年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定厳格化、自己査定充実、ガバナンス強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、2005年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注2) なお、2005年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

## V 預金保険料率の変更

2019年度の預金保険料率については、預金保険機構より、実効料率0.033%を前提として、決済用預金0.045%、一般預金等0.032%、に変更する認可申請がなされ、2019年3月29日、預金保険法に基づき、これを認可した。

(注) 預金保険機構は、「中長期的な預金保険料率のあり方等について」(「預金保険料率に関する検討会」報告書(2015年1月30日公表))を踏まえ、2021年度末に責任準備金が5兆円程度になるように積み立てを行っていくことを当面の積立目標

としており、この積立目標を確実に達成できる水準として、2019年度の預金保険料率を「0.033%」（▲0.001%引下げ）とした。

## 主要行等の平成31年3月期決算の概要

### 1. 損益の状況（グループ連結ベース）

- 31年3月期は、国内の低金利環境の継続が資金利益の下押し要因となる中、総じて与信関係費用が増加したことに加え、一部大手銀行グループで特別損益が大幅に悪化したことなどにより、当期純利益は前年同期に比べ▲24.0%の減少。

(単位：億円)

	29年3月期	30年3月期	31年3月期	前期比
連結業務粗利益	105,278	102,995	100,209	▲2,787
資金利益	50,158	48,306	47,718	▲588
役務取引等利益	34,351	35,039	34,982	▲57
その他業務利益	8,762	8,064	6,893	▲1,172
うち債券等関係損益*	998	▲96	▲588	▲493
経費	▲68,253	▲68,901	▲68,356	545
連結業務純益	37,913	35,067	32,915	▲2,152
与信関係費用**	▲3,991	53	▲1,702	▲1,755
株式等関係損益	4,888	5,629	5,404	▲225
うち株式等償却*	▲292	▲186	▲849	▲663
親会社株主に帰属する 当期純利益	26,140	27,853	21,334	▲6,519

\*債券等関係損益、株式等償却については銀行単体ベース。\*\*与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)	29年3月末	30年3月末	31年3月末
貸出金(末残)***	299.9兆円	296.9兆円	305.2兆円

\*\*\*貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計。

### 2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権額は30年3月期に比べ減少、不良債権比率も低下。

(いずれも平成11年3月期の金融再生法に基づく開示以降で最低)

	29年3月期	30年3月期	31年3月期
不良債権額	2.9兆円	2.2兆円	2.0兆円
不良債権比率	0.87%	0.66%	0.58%

### 3. 自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率、Tier1比率、普通株式等Tier1比率は、30年3月期に比べ上昇。

- 国内基準行の自己資本比率は、30年3月期に比べ低下。

(国際統一基準行：4グループ)

(国内基準行：3グループ)

	30年3月期	31年3月期		30年3月期	31年3月期
総自己資本比率	17.63%	17.83%	自己資本比率	11.26%	10.52%
Tier1比率	15.12%	15.39%			
普通株式等Tier1比率	12.94%	13.31%			

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) グループ連結ベースは、みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友トラストHD（以上、国際統一基準行）、りそなHD、新生銀行、あおぞら銀行（以上、国内基準行）を対象とする。

(注3) 銀行単体ベースは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行を対象とする。

## 地域銀行の平成31年3月期決算の概要

## 1. 損益の状況（銀行単体ベース）

- 実質業務純益は、債券等関係損益の増加及び経費の減少等により、前年同期に比べ、0.4%の増益。
- 当期純利益は、与信関係費用の増加等により、前年同期に比べ、22.9%の減益。

(単位：億円)

	29年3月期	30年3月期	31年3月期	前年同期比
業務粗利益	43,729	42,707	42,233	▲ 474
資金利益	38,419	38,319	37,201	▲ 1,118
役員取引等利益	5,010	5,297	5,281	▲ 16
債券等関係損益	▲ 372	▲ 1,213	▲ 332	881
うち、債券等償却	▲ 14	▲ 20	▲ 31	▲ 11
経費	▲ 30,894	▲ 30,528	▲ 30,011	517
実質業務純益	12,834	12,178	12,221	43
与信関係費用(※)	▲ 861	▲ 1,065	▲ 3,473	▲ 2,408
株式等関係損益	2,136	2,751	2,485	▲ 266
うち、株式等償却	▲ 55	▲ 36	▲ 128	▲ 92
当期純利益	10,002	9,965	7,686	▲ 2,279

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)

	29年3月期	30年3月期	31年3月期
貸出金（末残）	251.0兆円	260.6兆円	269.3兆円

## 2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権額は30年3月期に比べ増加、不良債権比率も増加。

	29年3月期	30年3月期	31年3月期
不良債権額	4.8兆円	4.5兆円	4.8兆円
不良債権比率	1.90%	1.71%	1.74%

## 3. 自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率は、30年3月期に比べ低下。
- 国内基準行の自己資本比率は、30年3月期に比べ低下。

(国際統一基準行：11行)

(国内基準行：30年3月期 95行、31年3月期 94行)

	30年3月期	31年3月期
総自己資本比率	14.01%	13.84%
Tier1比率	13.61%	13.37%
普通株式等Tier1比率	13.61%	13.37%

	30年3月期	31年3月期
自己資本比率	9.70%	9.47%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) 29年3月期、30年3月期の集計対象は106行(地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行)  
31年3月期の集計対象は105行(地方銀行64行、第二地方銀行40行及び埼玉りそな銀行)

(注3) 与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。



平成30年8月10日  
金融庁

### 銀行業の免許について

本日、株式会社ローソン銀行に対し、銀行法第4条第1項の規定に基づく銀行業の免許を付与しました。

- |          |   |                                    |            |
|----------|---|------------------------------------|------------|
| 1. 商     | 号 | :                                  | 株式会社ローソン銀行 |
| 2. 本店所在地 | : | 東京都品川区大崎二丁目1番1号                    |            |
| 3. 資本金   | : | 116億円                              |            |
| 4. 株主    | : | 株式会社ローソン (95%)<br>株式会社三菱UFJ銀行 (5%) |            |
| 5. 代表者   | : | 代表取締役会長 岩下 正<br>代表取締役社長 山下 雅史      |            |

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)  
監督局銀行第一課 (内線 3717、3397)

平成30年9月28日  
金融庁

## 銀行持株会社の設立認可について

本日、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社に対し、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「JTCホールディングス株式会社」の設立を認可しました。

### (参考) 銀行持株会社の概要

1. 商号 : JTCホールディングス株式会社
2. 本店所在地 : 東京都中央区晴海一丁目8番11号
3. 代表者 : 代表取締役社長 渡辺 伸充
4. 資本金 : 設立時 : 500,000,000円
5. 役職員数(予定) : 65名
6. 設立予定日 : 平成30年10月1日

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)  
監督局 銀行第一課 (内線 3395、2783)

---

平成31年3月29日  
金融庁

## 銀行持株会社の認可について

本日、AFSコーポレーション株式会社（イオンフィナンシャルサービス株式会社の子会社）に対し、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社になることを認可しました。

### （参考）銀行持株会社の概要

1. 商 号 : AFSコーポレーション株式会社
2. 本店所在地 : 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
3. 代表者 : 代表取締役社長 新井 直弘
4. 資本金 : 20億円
5. 役職員数(予定) : 42名
6. 設立予定日 : 平成31年4月1日
7. 子会社とする銀行 : 株式会社イオン銀行

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
監督局 銀行第一課（内線 3717、3388）

平成31年3月29日  
金融庁

### 銀行持株会社の認可について

本日、LDF 設立準備株式会社（KDDI 株式会社の子会社）に対し、銀行法第 52 条の 17 第 1 項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社になることを認可しました。

#### （参考）銀行持株会社の概要

1. 商 号 : au フィナンシャルホールディングス株式会社  
(平成 31 年 4 月 1 日付で「LDF 設立準備株式会社」から商号変更)
2. 本店所在地 : 東京都中央区日本橋 1 丁目 19 番 1 号
3. 代表者 : 代表取締役社長 勝木 朋彦
4. 資本金 : 200 億円
5. 役職員数 (予定) : 108 名
6. 設立予定日 : 平成 31 年 4 月 1 日
7. 子会社とする銀行 : 株式会社じぶん銀行

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)  
監督局 銀行第一課 (内線 3717、3758)

---

平成 30 年 9 月 25 日  
金 融 庁

## 銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第 1 項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社第四北越フィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

### (参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社第四北越フィナンシャルグループ
2. 本店所在地 : 新潟県長岡市大手通二丁目 2 番地 14
3. 代 表 者 : 代表取締役会長 佐藤 勝弥  
代表取締役社長 並木 富士雄
4. 資 本 金 : 300 億円
5. 役職員数(予定) : 249 名
6. 設 立 予 定 日 : 平成 30 年 10 月 1 日

### お問い合わせ先

関東財務局 Tel 048-600-1144  
金融監督第一課

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第二課  
(内線 3763、3699)

---

平成31年3月29日  
金 融 庁

## 銀行の合併認可について

本日、株式会社近畿大阪銀行と株式会社関西アーバン銀行に対し、銀行法第30条第1項の規定に基づき、両行が合併することについて認可しました。

### (参考) 合併後の銀行の概要

1. 商 号 : 株式会社関西みらい銀行
2. 本店所在地 : 大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号
3. 代 表 者 : 代表取締役社長 菅 哲哉  
代表取締役兼副社長 三浦 清  
代表取締役兼副社長 宇野 保範
4. 資 本 金 : 389 億円
5. 職 員 数 : 4,823 名
6. 合 併 予 定 日 : 平成31年4月1日

### お問い合わせ先

近畿財務局 Tel : 06-6949-6369  
金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第二課  
(内線 : 3763、3699)

---

平成 31 年 3 月 31 日  
金 融 庁

### 銀行持株会社に対する子会社取得の認可について

本日、株式会社ふくおかフィナンシャルグループに対して、株式会社十八銀行を子会社とすることについて銀行法第 52 条の 23 第 6 項の規定に基づき認可しました。

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

監督局銀行第二課

(内線 3365、3228)

---

## リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施）  （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース）  （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。



## リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
<b>破綻先債権</b> 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	<b>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</b> 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	<b>破綻先 実質破綻先</b> 第Ⅰ分類    第Ⅱ分類    第Ⅲ分類    第Ⅳ分類
<b>延滞債権</b> 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの		
<b>3カ月以上延滞債権</b> 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	<b>要管理債権</b> 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	<b>要注意先</b> 第Ⅰ分類    第Ⅱ分類
<b>貸出条件緩和債権</b> 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
～	～	～
～	～	～

## 自己査定における債権分類基準

		高い ←	回収の可能性	→	低い
債務者区分	担保などの分類	(保証協会などの保証)	(預金・国債などの担保)	一般担保(不動産担保等)	担保なし
		(優良)	(優良)	相当額の見込額 % (処分可能の見込額 %)	見込額との差額 % (評価額の差額 %)
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I			
	実質破綻先	I			
	破綻懸念先	I			
	要管理先	I			
	要注意先	I			
	正常先	I	I	I	I

IV (第4分類):回収不能債権

III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権

II (第2分類):回収に注意を要する債権

I (第1分類):正常債権

**破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

**実質破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

**破綻懸念先** 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

**要注意先** 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

**うち要管理先** 要注意先債務者のうち、「3か月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

**正常先** 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

令和元年 8 月 30 日  
 金融庁

## 平成 31 年 3 月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

### 1. 金融再生法開示債権の状況

平成 31 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 6.7 兆円であり、平成 30 年 3 月期の 6.7 兆円と比べ横ばいとなっています。

（参考）平成 31 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	+0.0
うち 要管理債権	▲0.2
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+0.4
危険債権以下からの上方遷移	+0.0
(債務者の業況改善+0.0 再建計画の策定等+0.0)	
	(増加要因計 +0.4)
[減少要因] 正常債権化	▲0.5
(債務者の業況改善▲0.5 再建計画の策定等▲0.1)	
危険債権以下への下方遷移	▲0.1
返済等 (*)	▲0.0
	(減少要因計 ▲0.6)
うち 危険債権以下	+0.2
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+1.5
要管理債権からの下方遷移	+0.1
	(増加要因計 +1.6)
[減少要因] オフバランス化等 (*)	▲1.4
(債権流動化等▲1.0、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.4)	
	(減少要因計 ▲1.4)

\* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

### 2. 個別貸倒引当金の状況

平成 31 年 3 月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 1.5 兆円であり、平成 30 年 3 月期の 1.3 兆円と比べ 0.2 兆円の増加となっています。

### 3. 不良債権処分損の状況

平成 31 年 3 月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は、平成 30 年 3 月期の 0.1 兆円の戻り益から 0.4 兆円悪化し、0.3 兆円の損失となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

監督局総務課監督調査室

(内線 2688、3278)

(表 1) 金融再生法開示債権等の推移

(Excel) (PDF : 356KB)

(表 2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(Excel) (PDF : 142KB)

(表 3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(Excel) (PDF : 37KB)

(表 4) 担保不動産の評価額 (処分可能見込額) と売却実績額の推移

(Excel) (PDF : 27KB)

(表 5) 不良債権処分損等の推移 (全国銀行)

(Excel) (PDF : 49KB)

(表 6) リスク管理債権額等の推移

(Excel) (PDF : 507KB)

(表 7) 自己査定による債務者区分の推移

(Excel) (PDF : 37KB)

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

(別紙14)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	29年9月期	30年3月期	30年9月期	31年3月期	
都府県 債権	総与債(億円)	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610	2,704,700	2,694,570	2,867,610	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450	3,225,480	3,246,040	3,178,640	3,315,290	3,322,220	3,310,330	3,394,860	3,391,280
	金融再生法開示債権(億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830	49,460	50,970	44,420	40,160	35,100	35,150	31,740	31,490	28,890	28,990	24,220	21,910	18,290	19,630
	破産更生等債権(億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370	5,370	5,640	4,900	3,420	2,990	2,890	3,870	3,900	3,690	3,680	3,650	3,120	2,950	2,670
	危険債権(億円)	129,790	67,740	53,270	37,470	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340	29,180	29,140	25,230	23,760	20,520	18,330	16,160	17,940	13,280	13,320	11,850	10,540	10,220	12,230
	管理債権(億円)	118,770	116,960	69,810	27,550	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120	14,920	16,180	14,290	12,980	11,590	13,930	11,710	9,650	11,920	11,990	8,720	8,250	5,120	4,730
	正常債権(億円)	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300	3,193,750	3,214,550	3,149,750	3,286,290	3,298,000	3,288,420	3,376,570	3,371,650
	不良債権比率(%)	8.7	7.2	5.1	2.9	1.8	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7	0.5	0.6
	不良債権処分額(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲0.3		0.3		0.4		1.9		1.0		0.4		0.3		0.2		▲0.3		▲0.0		▲0.2		▲0.2		▲0.2		▲0.1
	実質業務純益(兆円)	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9		3.5		3.3		2.7		2.9		3.2		3.2		3.3		2.9		3.2		3.0		2.6		2.1		1.8
	(9) 都市 債権	総与債(億円)	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810	2,274,270	2,255,940	2,409,040	2,450,010	2,546,870	2,606,160	2,701,620	2,718,050	2,727,740	2,657,520	2,774,690	2,781,430	2,764,610	2,941,140
金融再生法開示債権(億円)		218,120	176,690	118,490	64,630	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090	42,100	43,150	37,900	34,660	30,650	31,830	29,430	29,420	27,070	27,250	22,960	20,760	17,360	18,390
破産更生等債権(億円)		25,260	18,500	12,710	9,270	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130	4,150	4,530	4,090	3,100	2,770	2,710	3,500	3,700	3,520	3,540	3,470	2,950	2,800	2,540
危険債権(億円)		101,890	58,530	44,600	31,830	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360	24,290	23,990	21,180	20,290	17,720	16,400	14,950	16,640	12,340	12,680	11,350	10,080	9,760	11,380
管理債権(億円)		90,980	99,660	61,170	23,530	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600	13,660	14,630	12,640	11,270	10,170	12,720	10,980	9,090	11,210	11,040	8,150	7,730	4,810	4,480
正常債権(億円)		2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070	2,232,180	2,213,850	2,365,890	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800	2,688,630	2,698,320	2,630,460	2,747,440	2,758,470	2,743,850	2,923,780	2,913,900
不良債権比率(%)		8.7	7.3	5.3	3.0	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	0.8	0.8	0.6	0.6
不良債権処分額(兆円)		6.2	4.6	3.3	1.9	▲0.3		0.2		0.4		1.6		0.9		0.3		0.2		0.2		▲0.2		0.0		0.2		0.2		▲0.2		▲0.1
実質業務純益(兆円)		3.3	3.4	3.2	3.1	3.1		2.7		2.6		2.3		2.5		2.7		2.7		2.8		2.4		2.6		2.4		2.1		1.6		1.3
(4) 旧債 債権		総与債(億円)	346,260	74,770	64,970	62,440	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	84,440	80,780	77,420	68,920	70,320	71,740	70,720	73,360	69,830	70,120	69,840	71,250	70,610	69,270	69,530	72,890	72,480	73,850	75,880
	金融再生法開示債権(億円)	27,420	4,360	1,860	1,500	640	490	610	840	930	1,510	2,860	2,920	1,510	4,580	4,070	3,470	4,050	3,740	3,490	2,900	2,450	1,620	990	620	580	520	230	130	150	170	260
	破産更生等債権(億円)	5,620	490	290	90	10	40	10	100	80	740	1,270	1,620	1,540	1,100	740	610	570	560	460	370	170	90	50	60	50	40	30	30	20	20	20
	危険債権(億円)	11,300	1,920	1,280	1,260	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3,040	3,000	2,910	2,490	3,090	2,950	2,780	2,270	2,030	1,370	780	490	460	420	150	50	80	100	200
	管理債権(億円)	10,500	1,940	290	150	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390	230	260	270	250	160	160	70	60	60	50	50	50	50	30
	正常債権(億円)	318,840	70,410	63,110	60,940	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730	72,830	64,850	66,850	67,690	66,980	69,870	66,930	67,670	68,220	70,260	69,540	68,690	69,010	72,660	72,350	73,690	75,710	78,050
	不良債権比率(%)	7.9	5.8	2.9	2.4	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6	5.3	4.8	4.2	3.5	2.3	1.4	0.9	0.8	0.7	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3
	不良債権処分額(兆円)	0.7	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0		▲0.0		0.0		0.2		0.1		0.0		0.0		0.0		0.0		▲0.0		▲0.0		▲0.0		▲0.0		▲0.0
	実質業務純益(兆円)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1		0.1		0.1		▲0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1
	(2) 債権 債権	総与債(億円)	419,400	392,090	373,750	353,770	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480	356,790	363,480	362,470	358,690	367,910	385,220	387,250	401,070	407,260	426,570	437,270	449,030	451,590	467,710	468,310	471,870	377,840
金融再生法開示債権(億円)		38,310	25,750	17,670	9,470	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	4,640	4,220	3,780	3,580	3,690	3,630	4,330	3,630	3,060	2,820	2,330	1,700	1,490	1,300	1,510	1,130	990	760	980
破産更生等債権(億円)		4,410	3,110	1,940	1,230	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880	710	830	740	680	660	650	440	150	130	140	320	150	130	110	160	140	130	120
危険債権(億円)		16,610	7,290	7,390	4,380	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	1,830	1,880	1,940	2,380	1,790	1,440	1,430	1,150	720	840	530	500	450	380	360	640
管理債権(億円)		17,300	15,350	8,350	3,860	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	1,020	1,130	1,030	1,300	1,390	1,470	1,260	1,050	650	500	650	900	530	470	270	220
正常債権(億円)		381,080	366,340	356,070	344,300	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840	352,570	359,690	358,890	355,000	364,290	380,890	383,620	398,020	404,440	424,250	435,580	447,540	450,290	466,200	467,180	470,880	377,080	379,700
不良債権比率(%)		9.1	6.6	4.7	2.7	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3	1.2	1.0	1.0	1														

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	29年9月期	30年3月期	30年9月期	31年3月期	
地域銀行	総与債(億円)	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010	2,397,890	2,450,750	2,487,290	2,542,520	2,584,890	2,642,640	2,682,650	2,733,410	
	金融再生法開示債権(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	68,990	68,060	65,140	62,050	59,190	56,280	54,500	52,310	50,260	48,240	46,230	45,050	46,550	47,640	
	破産更生等債権(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,690	11,130	10,330	9,560	9,260	8,850	8,520	8,300	8,090	7,920	8,400	9,250	
	危険債権(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,050	39,800	38,400	36,810	35,530	34,310	33,040	31,800	30,250	29,580	29,800	29,480	
	要管理債権(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120	10,450	9,900	9,710	9,150	8,690	8,130	7,890	7,540	8,340	8,920	
	正常債権(億円)	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740	2,343,390	2,398,440	2,437,030	2,494,280	2,538,670	2,597,580	2,636,100	2,685,770
不良債権比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4	2.3	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7		
不良債権処分額(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9	0.6		0.8		0.7		1.2		0.7		0.6		0.3		0.4		0.2		0.1			0.1		0.1		0.1		0.3	
実質業務純益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0	2.0		2.0		1.8		1.1		1.8		1.7		1.7		1.7		1.7		1.6		1.6		1.6		1.2		1.2		1.2
(105)	総与債(億円)	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040	1,775,550	1,818,900	1,841,260	1,883,110	1,912,990	1,957,270	1,992,300	2,039,710	2,090,130	2,131,090	
	金融再生法開示債権(億円)	107,810	105,890	94,440	76,740	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610	43,690	41,920	40,730	39,090	37,370	36,080	34,580	33,710	35,720	36,840	
	破産更生等債権(億円)	27,500	24,660	19,990	15,220	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	7,820	7,420	6,800	6,350	6,210	6,090	5,860	5,750	5,620	5,530	6,030	6,900	
	危険債権(億円)	46,410	45,200	43,820	37,840	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	30,940	29,540	28,490	27,530	26,670	25,590	24,450	23,670	22,420	21,900	22,580	22,360	
	要管理債権(億円)	33,900	36,040	30,630	23,670	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,660	8,400	8,040	7,850	7,420	7,070	6,660	6,540	6,280	7,110	7,580	
	正常債権(億円)	1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990	1,800,540	1,844,020	1,875,620	1,921,190	1,957,730	2,006,000	2,054,410	2,094,250	
不良債権比率(%)	7.7	7.6	6.8	5.5	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.8	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1	2.0	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7		
不良債権処分額(兆円)	1.5	1.1	1.6	0.6	0.4		0.5		0.5		0.8		0.5		0.5		0.2		0.3		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1	0.3	
実質業務純益(兆円)	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5		1.5		1.4		1.0		1.4		1.4		1.3		1.3		1.2		1.3		1.3		1.3		1.0		1.0	1.0	
(84)	総与債(億円)	448,230	438,120	427,710	410,000	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910	466,950	471,610	479,970	486,800	497,310	503,280	513,660	520,530	530,070	519,100	528,240	
	金融再生法開示債権(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	16,390	15,330	14,390	13,330	12,700	12,080	11,770	11,060	10,610	10,330	9,860	9,810	
	破産更生等債権(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	3,760	3,600	3,380	3,300	2,860	2,570	2,470	2,360	2,260	2,190	2,180	2,180	
	危険債権(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510	9,190	8,610	8,210	8,020	7,880	7,420	7,160	7,030	6,600	6,490	
	要管理債権(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	2,330	2,220	1,820	1,680	1,630	1,480	1,410	1,280	1,190	1,110	1,090	1,140	
	正常債権(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,620	432,490	439,360	441,530	451,620	457,220	466,640	474,100	485,230	491,510	502,600	509,910	519,730	509,230	518,430	
不良債権比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.4	2.3	2.2	2.0	1.9	1.9	1.9		
不良債権処分額(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3	0.2		0.3		0.2		0.4		0.2		0.1		0.1		0.1		0.1		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	0.0	
実質業務純益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4		0.4		0.4		0.0		0.3		0.3		0.3		0.3		0.4		0.3		0.3		0.2		0.2		0.2	0.2	
(40)	総与債(億円)	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380	5,398,360	5,567,460	5,623,370	5,696,790	5,665,930	5,857,810	5,907,110	5,952,960	6,077,500	6,124,690	
	金融再生法開示債権(億円)	432,070	353,390	265,940	179,270	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	109,560	102,210	94,280	91,430	86,240	83,800	79,140	77,240	70,450	66,950	64,830	67,270	
	破産更生等債権(億円)	74,040	57,470	43,520	32,310	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	16,590	14,550	13,320	12,450	13,140	12,750	12,210	11,980	11,740	11,040	11,350	11,930	
	危険債権(億円)	193,150	130,130	111,880	88,360	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480	68,760	71,770	72,520	72,740	67,280	63,560	58,920	55,150	51,690	52,250	46,320	45,130	42,100	40,130	40,020	41,700	
	要管理債権(億円)	164,880	165,790	110,550	58,600	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970	25,330	26,470	26,570	27,800	25,700	24,110	22,040	23,830	21,410	18,800	20,610	20,130	16,610	15,790	13,460	13,650	
	正常債権(億円)	4,688,690																															

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	29年9月期	30年3月期	30年9月期	31年3月期		
協同組織 金融機関	総 与 債 ( 徳 円 )	955,590	945,270	927,430	908,080	902,330	906,780		907,650		921,620		924,700		914,530		915,770		916,290		934,060		946,470		982,850		1,046,680		1,078,190		1,112,930		
	金融再生法開示債権(徳円)	92,350	91,680	80,080	69,780	61,900		57,550		56,630		51,640		50,620		50,930		53,630		53,720		50,980		47,950		43,980		40,640		37,880		35,680	
	破産更生等債権(徳円)	29,920	29,550	26,580	22,350	19,450		18,320		17,800		19,660		18,670		16,670		15,640		14,330		13,160		11,860		10,620		9,780		9,090		8,570	
	危険債権(徳円)	35,970	36,070	33,610	31,040	29,100		28,170		27,800		27,130		27,790		29,750		32,980		34,380		33,140		31,530		29,180		27,070		25,220		23,770	
	要管理債権(徳円)	26,460	26,050	19,900	16,390	13,350		11,060		10,040		4,850		4,150		4,510		5,010		5,000		4,670		4,560		4,180		3,790		3,570		3,340	
	正常債権(徳円)	863,240	853,530	847,320	838,290	840,390		849,210		850,990		869,950		874,040		863,550		862,100		862,520		883,050		898,460		938,840		1,006,020		1,040,270		1,077,180	
	不良債権比率(%)	9.7	9.7	8.6	7.7	6.9		6.3		6.2		5.6		5.5		5.6		5.9		5.9		5.5		5.1		4.5		3.9		3.5		3.2	
	不良債権処分額(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5	0.4		0.5		0.4		0.8		0.6		0.3		0.4		0.3		0.2		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1	
	(422) 実質業務純益(兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2	1.3		1.3		1.2		0.0		1.1		1.1		1.0		1.1		1.1		1.3		1.1		0.6		0.5		0.5	
	信用 金庫	総 与 債 ( 徳 円 )	750,180	746,830	728,090	708,680	699,650		702,740		704,580		712,600		712,350		697,100		698,050		697,260		710,240		722,710		746,290		777,030		784,660		796,340
金融再生法開示債権(徳円)		75,930	74,170	65,210	56,610	49,930		45,980		45,160		41,460		41,160		41,720		44,170		44,330		42,310		39,640		36,300		33,500		31,340		29,660	
破産更生等債権(徳円)		23,580	23,500	21,000	17,260	14,990		14,040		13,320		15,030		14,300		12,610		11,940		10,770		9,970		9,030		8,040		7,360		6,800		6,580	
危険債権(徳円)		30,850	30,210	28,370	26,470	24,500		23,550		24,310		22,940		23,820		25,730		28,430		29,730		28,780		27,170		25,110		23,310		21,890		20,610	
要管理債権(徳円)		21,510	20,460	15,830	12,880	10,430		8,390		7,540		3,500		3,050		3,380		3,810		3,830		3,560		3,440		3,160		2,820		2,650		2,480	
正常債権(徳円)		674,250	672,600	662,850	652,070	649,710		656,760		659,400		671,120		671,160		655,360		652,890		652,890		667,920		683,040		709,980		743,510		753,290		766,640	
不良債権比率(%)		10.1	9.9	9.0	8.0	7.1		6.5		6.4		5.8		5.8		6.0		6.3		6.4		6.0		5.5		4.9		4.3		4.0		3.7	
(260) 実質業務純益(兆円)		118,580	104,270	100,190	99,670	100,250		99,920		99,010		98,970		98,440		100,440		98,610		99,610		101,120		103,480		112,490		138,270		147,910		154,730	
信用 組合		総 与 債 ( 徳 円 )	118,580	104,270	100,190	99,670	100,250		99,920		99,010		98,970		98,440		100,440		98,610		99,610		101,120		103,480		112,490		138,270		147,910		154,730
		金融再生法開示債権(徳円)	15,100	15,980	13,350	11,830	10,710		10,340		10,180		8,900		8,110		8,030		8,370		8,360		7,740		7,440		6,880		6,360		5,770		5,230
	破産更生等債権(徳円)	5,980	5,700	5,170	4,490	3,950		3,840		4,020		4,170		3,890		3,650		3,440		3,340		2,990		2,630		2,400		2,220		2,060		1,740	
	危険債権(徳円)	4,360	4,960	4,330	4,050	3,990		3,960		3,770		3,470		3,230		3,340		3,820		3,940		3,710		3,750		3,510		3,220		2,830		2,670	
	要管理債権(徳円)	4,760	5,330	3,850	3,290	2,760		2,540		2,400		1,260		990		1,040		1,110		1,080		1,040		1,050		970		920		880		820	
	正常債権(徳円)	103,480	88,270	86,840	87,840	89,520		89,570		88,800		90,050		90,310		92,390		90,220		91,240		93,360		96,010		105,590		131,910		142,120		149,470	
	不良債権比率(%)	12.7	15.3	13.3	11.9	10.7		10.3		10.3		9.0		8.2		8.0		8.5		8.4		7.7		7.2		6.1		4.6		3.9		3.4	
	(147) 実質業務純益(兆円)	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350	5,477,050		5,633,340		5,724,020		5,908,990		5,707,510		5,664,980		5,782,000		6,005,000		6,236,450		6,513,930		6,679,640		6,904,490		7,031,150		7,237,620	
	預金取扱 金融機関	総 与 債 ( 徳 円 )	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350	5,477,050		5,633,340		5,724,020		5,908,990		5,707,510		5,664,980		5,782,000		6,005,000		6,236,450		6,513,930		6,679,640		6,904,490		7,031,150		7,237,620
		金融再生法開示債権(徳円)	524,420	445,070	346,020	249,040	195,620		177,290		170,680		171,220		167,820		166,280		171,860		172,740		153,190		139,370		127,780		117,870		104,830		102,950
破産更生等債権(徳円)		103,960	87,020	70,090	54,660	43,030		38,990		37,980		53,560		47,420		40,570		35,630		32,820		27,710		24,310		23,370		21,760		20,130		20,500	
危険債権(徳円)		229,120	166,200	145,480	119,400	92,340		88,700		86,100		91,470		95,070		96,230		104,750		107,130		96,700		86,680		81,430		72,200		65,350		65,470	
要管理債権(徳円)		191,340	191,840	130,440	74,990	60,250		49,600		46,610		26,190		25,330		29,480		31,480		32,800		28,780		28,390		22,980		23,910		19,360		16,990	
正常債権(徳円)		5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290	5,281,410		5,453,030		5,553,290		5,737,720		5,539,650		5,498,630		5,610,110		5,832,210		6,083,220		6,374,500		6,551,830		6,786,590		6,926,270		7,134,590	
不良債権比率(%)		8.6	7.8	6.3	4.6	3.6		3.1		3.0		2.9		2.9		2.9		3.0		2.9		2.5		2.1		1.9		1.7		1.5		1.4	
不良債権処分額(兆円)		10.6	7.4	6.0	3.4	0.8		1.5		1.4		3.9		2.3		1.3		0.9		0.9		0.2		0.2		0.4		0.4		▲0.1		0.4	
(536) 実質業務純益(兆円)		6.8	7.3	7.0	7.1	7.1		6.7		6.3		3.9		5.8		6.1		5.9		6.0		5.7		6.1		5.7		4.8		3.8		3.6	

- (注) 1. 計数は、不良債権処分額及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
2. ( )内は31年3月期時点の対象金融機関数。  
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。  
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増減りその銀行を含む。  
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。  
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの(信農連等は含まない)。ただし、不良債権処分額及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。  
8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式会社保有専門会社の計数を含む。  
9. 不良債権処分額及び実質業務純益については9月期(網掛け)は前期の、3月期は過期の計数。  
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(別紙15)

(単位:兆円)

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 4.6	▲ 1.4	▲ 0.6	+ 0.6	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 1.0	+ 0.0
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 1.5	▲ 0.0	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.4	+ 0.0	▲ 0.5	+ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.2
〔増減要因〕																	
債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.5	+ 1.0	+ 1.2	+ 0.9	+ 0.9	+ 0.9	+ 1.0	+ 0.9	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.4
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 2.3	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.5
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 1.3	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.5
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 1.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1
返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.7	▲ 0.2	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	+ 0.0	▲ 0.0
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 3.4	▲ 0.6	▲ 0.4	+ 2.1	▲ 0.2	▲ 0.6	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 0.8	▲ 0.6	+ 0.2
〔増減要因〕																	
債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 3.3	+ 2.8	+ 2.7	+ 2.3	+ 1.4	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.0	+ 1.5
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.9	+ 0.7	+ 0.5	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.1
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 3.6	▲ 3.1	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 2.9	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.9	▲ 2.1	▲ 1.7	▲ 1.4

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したものの。

2. 31年3月期時点の対象金融機関数は114行。

3. 都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

\* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

\*\* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。



(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(別紙16)

主要行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	
これらに準ずる債権	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	
	担保・保証等	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	引当	2.8	2.0	1.4	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
	(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.5)	( 91.0)	( 91.1)	( 92.1)	( 91.5)	( 90.3)	( 87.9)	( 90.6)	( 94.4)	( 94.4)	( 80.6)	( 85.4)	( 93.6)	( 90.5)		
危険債権	債権額	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	
	保全額	(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.5)	( 9.0)	( 8.9)	( 7.9)	( 8.5)	( 9.7)	( 12.1)	( 9.4)	( 5.6)	( 5.6)	( 19.4)	( 14.6)	( 6.4)	( 9.5)	
	担保・保証等	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3	1.1	1.2	
	引当	9.9	5.7	4.7	3.2	1.7	1.6	1.4	1.9	2.2	2.0	2.2	2.2	1.8	1.5	1.5	1.1	0.9	1.0	
	(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(91.9)	( 85.0)	( 86.9)	( 81.3)	( 84.9)	( 82.9)	( 82.0)	( 82.9)	( 83.7)	( 85.5)	( 85.0)	( 82.9)	( 82.6)	( 81.3)		
要管理債権	担保・保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.0	0.8	0.9	1.1	1.3	1.3	1.4	1.4	1.2	1.0	0.9	0.7	0.6	0.6	
	引当	4.5	2.6	2.2	1.7	0.7	0.8	0.6	0.8	0.9	0.7	0.7	0.8	0.6	0.5	0.6	0.4	0.3	0.4	
		(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(37.1)	( 42.8)	( 34.1)	( 33.2)	( 34.1)	( 27.5)	( 27.3)	( 28.9)	( 28.8)	( 28.3)	( 34.5)	( 27.3)	( 27.8)	( 34.2)	
	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	
保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.1	0.9	0.6	0.7	1.0	1.0	1.1	0.9	0.9	0.7	0.8	0.5	0.3		
	(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.9)	( 63.4)	( 56.4)	( 56.1)	( 59.6)	( 64.6)	( 69.7)	( 71.1)	( 67.6)	( 65.2)	( 69.4)	( 69.9)	( 66.1)	( 61.8)		
担保・保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.7	0.5	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.6	0.5	0.4	0.5	0.3	0.2		
	(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(34.3)	( 38.4)	( 28.4)	( 29.8)	( 36.2)	( 41.0)	( 46.3)	( 48.0)	( 46.7)	( 39.8)	( 45.9)	( 39.3)	( 37.4)	( 42.5)		
引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.4	0.5	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.4	0.2	0.1		
	(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	( 25.0)	( 27.9)	( 26.3)	( 23.5)	( 23.6)	( 23.4)	( 23.2)	( 20.9)	( 25.4)	( 23.9)	( 30.6)	( 28.7)	( 19.3)		
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	2.0	
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	3.6	3.1	2.8	3.6	3.7	3.5	3.7	3.8	3.0	2.7	2.5	2.3	1.7	1.6	
		(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(77.2)	( 77.1)	( 75.0)	( 79.3)	( 81.1)	( 79.0)	( 79.9)	( 80.8)	( 79.7)	( 78.5)	( 82.1)	( 79.6)	( 78.9)	( 79.2)	
	担保・保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.3	1.9	1.8	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.1	1.8	1.6	1.5	1.2	1.0	
	(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(49.0)	( 45.4)	( 46.6)	( 53.6)	( 54.1)	( 55.2)	( 55.5)	( 56.0)	( 55.5)	( 53.3)	( 52.8)	( 52.6)	( 53.7)	( 52.0)		
引当	6.4	5.1	4.3	2.6	1.3	1.3	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2	0.9	0.9	0.9	0.8	0.6	0.5		
	(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(28.2)	( 31.7)	( 28.4)	( 25.7)	( 27.0)	( 23.9)	( 24.5)	( 24.8)	( 24.1)	( 25.2)	( 29.3)	( 27.0)	( 25.1)	( 27.2)		

地域銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
これらに準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9
	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	( 99.9)	( 99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	( 99.9)	(100.0)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.8	1.4	1.2	1.1	1.0	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
	(63.0)	(64.1)	(62.4)	(64.4)	(63.2)	( 63.5)	( 65.3)	( 64.2)	( 61.9)	( 60.3)	( 60.2)	( 60.1)	( 59.2)	( 60.8)	( 60.5)	( 61.3)	( 62.0)	( 56.8)	
引当	1.4	1.3	1.1	0.8	0.7	0.6	0.5	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4
	(37.0)	(35.9)	(37.6)	(35.6)	(36.8)	( 36.5)	( 34.6)	( 35.7)	( 38.1)	( 39.6)	( 39.7)	( 39.8)	( 40.8)	( 39.2)	( 39.5)	( 38.7)	( 37.9)	( 43.2)	
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.4	4.1	4.0	3.9	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9
	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	3.8	3.5	3.4	3.4	3.2	3.4	3.6	3.7	3.4	3.2	2.9	2.7	2.5	2.5
		(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.9)	( 85.7)	( 85.7)	( 85.2)	( 84.3)	( 84.4)	( 84.5)	( 85.2)	( 85.8)	( 85.6)	( 85.8)	( 85.2)	( 84.6)	( 84.5)
	担保・保証等	3.7	3.5	3.2	2.8	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.6	2.8	2.8	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8
	(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2)	(56.1)	( 58.2)	( 60.3)	( 63.0)	( 64.0)	( 64.8)	( 65.2)	( 64.7)	( 65.4)	( 64.8)	( 64.2)	( 63.4)	( 62.7)	( 61.5)	
引当	1.7	1.7	1.8	1.6	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	
	(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1)	(28.9)	( 27.5)	( 25.4)	( 22.2)	( 20.3)	( 19.7)	( 19.3)	( 20.5)	( 20.3)	( 20.8)	( 21.5)	( 21.8)	( 21.9)	( 23.0)	
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9
	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.4	1.1	1.0	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5
		(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(57.1)	( 55.4)	( 52.4)	( 52.1)	( 54.3)	( 54.8)	( 53.4)	( 54.6)	( 54.4)	( 54.2)	( 53.4)	( 52.6)	( 51.6)	( 51.2)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	0.9	0.8	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
	(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8)	(37.9)	( 36.4)	( 34.5)	( 35.9)	( 38.8)	( 40.6)	( 38.2)	( 39.1)	( 38.5)	( 39.0)	( 38.3)	( 38.0)	( 37.9)	( 34.5)	
引当	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	
	(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8)	(19.2)	( 19.0)	( 17.9)	( 16.2)	( 15.5)	( 14.4)	( 15.1)	( 15.5)	( 15.9)	( 15.1)	( 15.2)	( 14.6)	( 13.7)	( 16.6)	
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.5	7.2	6.7	6.7	6.8	6.8	6.2	5.6	5.2	4.8	4.5	4.8
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.0	6.3	6.0	6.1	5.7	5.6	5.7	5.6	5.1	4.6	4.3	4.0	3.7	3.9
		(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.4)	( 80.7)	( 80.0)	( 85.2)	( 84.7)	( 84.2)	( 82.6)	( 82.8)	( 82.7)	( 82.4)	( 82.5)	( 82.2)	( 81.8)	( 81.3)
	担保・保証等	8.5	8.1	6.7	5.4	4.6	4.2	4.1	4.3	4.0	4.0	4.1	4.0	3.7	3.4	3.1	2.8	2.6	2.6
	(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(52.5)	( 53.5)	( 54.6)	( 59.7)	( 59.9)	( 60.2)	( 59.6)	( 59.4)	( 59.5)	( 59.4)	( 59.1)	( 58.8)	( 58.4)	( 55.5)	
引当	3.7	3.7	3.6	3.0	2.4	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.2	
	(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(27.9)	( 27.2)	( 25.4)	( 25.6)	( 24.8)	( 24.1)	( 23.0)	( 23.3)	( 23.2)	( 22.9)	( 23.5)	( 23.4)	( 23.4)	( 25.7)	

全国銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	( 99.9)	( 99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	( 99.9)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	1.6	1.4	1.4	2.5	2.1	1.7	1.4	1.3	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
	(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(69.6)	( 68.9)	( 71.1)	( 74.1)	( 71.7)	( 68.7)	( 67.8)	( 69.7)	( 67.5)	( 68.6)	( 66.7)	( 68.7)	( 70.9)	( 64.4)	
引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4
	(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(30.4)	( 31.1)	( 28.9)	( 25.9)	( 28.2)	( 31.2)	( 32.2)	( 30.3)	( 32.5)	( 31.4)	( 33.3)	( 31.3)	( 29.1)	( 35.6)	
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	6.3	6.1	5.7	6.4	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	5.5	5.2	4.9	5.4	5.7	5.6	6.0	6.2	5.4	4.7	4.5	3.8	3.4	3.5
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(87.0)	( 85.5)	( 86.2)	( 83.9)	( 85.1)	( 84.5)	( 84.1)	( 84.8)	( 85.4)	( 85.7)	( 85.6)	( 84.5)	( 84.1)	( 83.6)
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	3.5	3.2	3.3	3.7	4.0	4.1	4.4	4.4	3.9	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4
	(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(55.5)	( 53.1)	( 58.2)	( 57.3)	( 59.6)	( 62.0)	( 61.4)	( 60.6)	( 61.6)	( 62.2)	( 59.7)	( 61.1)	( 60.6)	( 57.3)	
引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.0	2.0	1.6	1.7	1.7	1.5	1.6	1.8	1.5	1.3	1.4	1.1	0.9	1.1	
	(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(31.5)	( 32.4)	( 27.9)	( 26.6)	( 25.5)	( 22.5)	( 22.7)	( 24.1)	( 23.8)	( 23.5)	( 25.9)	( 23.4)	( 23.5)	( 26.3)	
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	2.7	2.3	2.0	1.2	1.2	1.5	1.7	1.8	1.5	1.4	1.2	1.3	0.9	0.7
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(58.5)	( 59.1)	( 54.1)	( 54.4)	( 57.3)	( 60.9)	( 62.7)	( 64.3)	( 61.6)	( 60.6)	( 61.6)	( 62.9)	( 59.2)	( 54.9)
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.7	1.4	1.1	0.7	0.8	1.0	1.1	1.2	1.0	0.9	0.8	0.8	0.6	0.5
	(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.1)	( 37.3)	( 31.4)	( 32.7)	( 37.1)	( 40.5)	( 42.6)	( 44.2)	( 42.7)	( 39.5)	( 42.1)	( 38.8)	( 37.6)	( 37.3)	
引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.1	0.8	0.8	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.3	0.2	
	(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.4)	( 21.9)	( 22.6)	( 21.6)	( 20.1)	( 20.4)	( 20.1)	( 20.1)	( 18.8)	( 21.1)	( 19.7)	( 24.1)	( 21.5)	( 17.5)	
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	11.9	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	10.6	9.5	8.9	9.9	9.8	9.5	9.7	9.8	8.4	7.4	6.9	6.3	5.4	5.4
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(79.3)	( 79.5)	( 78.3)	( 83.2)	( 83.7)	( 82.6)	( 82.0)	( 82.3)	( 81.8)	( 81.0)	( 82.5)	( 81.2)	( 80.8)	( 80.7)
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	6.8	6.1	5.9	6.9	6.9	6.8	6.9	6.9	5.9	5.2	4.8	4.4	3.8	3.7
	(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(51.2)	( 50.8)	( 51.9)	( 57.7)	( 58.5)	( 58.8)	( 58.3)	( 58.2)	( 58.0)	( 57.1)	( 56.8)	( 56.5)	( 56.9)	( 54.5)	
引当	10.6	9.0	7.9	5.6	3.8	3.4	3.0	3.1	3.0	2.8	2.8	2.9	2.4	2.2	2.1	1.9	1.6	1.8	
	(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(28.1)	( 28.8)	( 26.4)	( 25.5)	( 25.2)	( 23.8)	( 23.7)	( 24.2)	( 23.9)	( 24.0)	( 25.6)	( 24.8)	( 23.9)	( 26.2)	

- (注) 1. ( )内の計数は保全率。  
 2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。  
 3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。  
 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。  
 6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移  
(アンケートによる全数調査)

(別紙17)

主要行(7行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	5,285	4,239	2,085	1,161	2,709	2,963	1,886	1,724	1,447	1,613	1,236	1,015	660	533
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	8,850	10,471	12,014	3,443	2,497	1,204	849	2,007	2,222	1,370	1,240	1,097	1,129	833	651	406	361
A-B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,841	1,742	882	311	703	740	517	484	350	484	404	364	254	173
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	153.5	169.8	173.3	136.7	135.0	133.3	137.7	139.0	131.9	142.9	148.5	155.9	162.5	147.9

地域銀行(105行)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	6,571	5,778	4,785	3,723	5,674	5,080	3,832	2,959	2,780	2,339	2,266	1,953	1,677	1,336
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	5,674	7,440	5,549	4,419	3,648	2,911	2,586	4,392	4,026	2,786	2,165	1,864	1,433	1,228	1,055	878	721
A-B	48	596	739	1,367	2,152	2,130	1,874	1,137	1,282	1,054	1,046	793	916	906	1,039	898	799	615
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	148.7	158.4	164.4	143.9	129.2	126.2	137.5	136.6	149.1	163.2	184.6	185.1	190.9	185.2

全国銀行(114行)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	11,991	10,039	6,910	5,055	10,351	8,865	6,596	5,340	6,474	5,955	3,514	2,972	2,347	1,869
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	14,621	18,060	17,655	7,891	6,151	4,132	3,605	8,057	6,964	4,863	3,925	4,687	3,983	2,069	1,709	1,291	1,082
A-B	1,546	2,130	3,262	5,411	4,099	3,888	2,778	1,450	2,293	1,901	1,733	1,414	1,787	1,971	1,446	1,263	1,057	787
A/B (%)	109.5	114.6	118.1	130.6	152.0	163.2	167.2	140.2	128.5	127.3	135.6	136.0	138.1	149.5	169.9	173.9	181.8	172.8

- (注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
 2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
 3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。  
 4. ( )内は31年3月期時点の対象金融機関数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(別紙18)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)	97,221 (77,212)	66,584 (51,048)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)	51,959 (38,062)	31,011 (20,418)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)	39,745 (34,136)	35,201 (30,376)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)	32,042 (27,183)	21,627 (17,737)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	23,321 (20,128)	19,839 (18,759)	5,516 (4,486)	7,703 (6,953)	13,574 (12,640)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	5,482 (4,493)	3,040 (2,691)	5,517 (5,013)	372 (253)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)	815,398 (666,886)	881,982 (717,934)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)	352,308 (319,289)	387,509 (349,665)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)	420,280 (276,260)	348,490 (204,330)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (69,390)	133,530 (86,570)	125,850 (78,970)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	112,320 (68,130)	83,640 (49,820)	72,420 (39,170)	78,860 (46,690)	60,810 (30,020)

(単位:億円)

	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期
不良債権処分損	53,742 (34,607)	28,475 (19,621)	3,629 (▲2,803)	10,460 (2,729)	11,238 (4,110)	30,938 (19,119)	16,821 (9,654)	10,046 (3,912)	5,486 (2,575)	5,754 (2,117)	▲ 753 (▲2,546)
貸倒引当金繰入額	16,157 (4,202)	940 (▲4,262)	▲ 3,722 (▲6,963)	5,239 (537)	2,893 (▲1,573)	15,318 (7,255)	8,028 (3,530)	5,362 (1,115)	2,212 (740)	2,850 (492)	▲ 2,332 (▲3,135)
直接償却等	37,335 (30,472)	27,536 (23,862)	7,020 (3,804)	5,373 (2,369)	8,206 (5,770)	15,328 (11,779)	8,574 (6,078)	4,534 (2,854)	3,147 (1,802)	2,768 (1,591)	1,665 (761)
貸出金償却	25,166 (19,852)	17,114 (14,743)	4,786 (2,344)	3,893 (2,077)	6,275 (4,499)	13,933 (10,797)	7,003 (5,021)	4,086 (2,683)	2,379 (1,325)	2,340 (1,437)	1,375 (680)
バルクセール による売却損等	12,169 (10,621)	10,422 (9,119)	2,235 (1,461)	1,479 (292)	1,931 (1,271)	1,395 (981)	1,571 (1,057)	448 (171)	769 (477)	428 (154)	290 (81)
その他	250 (▲68)	▲ 1 (21)	332 (356)	▲ 152 (▲171)	139 (▲86)	291 (85)	218 (47)	151 (▲57)	127 (33)	136 (34)	▲ 86 (▲172)
4年度以降の累計	935,724 (752,541)	964,199 (772,162)	967,828 (769,359)	978,288 (772,088)	989,526 (776,198)	1,020,464 (795,317)	1,037,285 (804,971)	1,047,331 (808,883)	1,052,817 (811,458)	1,058,571 (813,575)	1,057,818 (811,029)
直接償却等の累計	424,844 (380,137)	452,380 (403,999)	459,400 (407,803)	464,773 (410,172)	472,979 (415,942)	488,307 (427,721)	496,881 (433,799)	501,415 (436,653)	504,562 (438,455)	507,330 (440,046)	508,995 (440,807)
リスク管理債権残高	262,040 (135,670)	175,390 (72,900)	131,090 (45,240)	117,540 (40,040)	111,690 (36,990)	116,100 (45,370)	114,280 (48,190)	112,720 (46,390)	115,310 (47,500)	116,820 (49,350)	100,346 (38,722)
貸倒引当金残高	114,300 (69,030)	85,350 (47,390)	64,380 (32,470)	58,960 (30,200)	52,730 (25,800)	58,650 (30,270)	57,020 (29,630)	53,950 (27,060)	51,030 (26,400)	48,650 (25,140)	41,740 (20,430)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	54,410 (25,750)	43,860 (20,000)	28,760 (8,910)	27,200 (9,590)	22,720 (6,840)	27,090 (10,070)	26,770 (11,220)	23,940 (8,800)	24,310 (9,870)	23,880 (9,480)	20,500 (7,580)

(単位:億円)

	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
不良債権処分損	747 (▲168)	2,694 (1,814)	2,831 (1,965)	▲1,246 (▲2,479)	2,579 (▲890)
貸倒引当金繰入額	▲1,352 (▲1,464)	705 (352)	1,412 (1,056)	▲2,766 (▲3,512)	1,569 (▲1,175)
直接償却等	2,068 (1,332)	1,926 (1,439)	887 (429)	1,360 (931)	1,497 (859)
貸出金償却	1,717 (1,127)	1,270 (921)	585 (231)	1,036 (693)	1,268 (748)
バルクセール による売却損等	351 (205)	656 (518)	301 (198)	323 (239)	229 (111)
その他	32 (▲36)	63 (23)	532 (480)	161 (102)	▲487 (▲574)
4年度以降の累計	1,058,565 (810,861)	1,061,259 (812,675)	1,064,090 (814,640)	1,062,844 (812,161)	1,065,423 (811,271)
直接償却等の累計	511,063 (442,139)	512,989 (443,578)	513,876 (444,007)	515,235 (444,938)	516,732 (445,797)
リスク管理債権残高	89,692 (33,718)	81,990 (30,021)	75,626 (27,734)	65,602 (20,837)	65,443 (18,148)
貸倒引当金残高	37,040 (17,950)	34,880 (17,000)	33,610 (17,060)	28,302 (12,481)	28,044 (10,688)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	17,270 (5,630)	18,260 (7,150)	14,670 (4,330)	12,940 (3,282)	15,438 (4,539)

- (注) 1. ( )内の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。
2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
3. 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。また、12年3月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、石川銀行及び中部銀行を含まない。
5. 不良債権処分損については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
7. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
8. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
9. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
10. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
11. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。

(表6) リスク管理債権額等の推移

(別紙19)

(単位:億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	
都銀・ 旧長信 銀・信 託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,426,790	2,446,820	2,494,870	2,620,060	2,449,130	2,393,530	2,452,280	2,593,130	2,735,470	2,889,210	2,955,040	3,000,390	2,970,080	3,052,330
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	45,240	40,040	36,990	45,370	48,190	46,390	47,500	49,350	38,720	33,720	30,020	27,730	20,840	18,150
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	1,410	1,310	1,360	6,170	3,820	2,120	1,660	1,800	710	560	1,370	1,220	1,000	690
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	21,090	20,590	18,670	27,750	32,460	28,900	30,710	31,360	25,020	19,230	19,000	14,520	11,590	12,730
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	690	540	510	910	690	1,570	970	740	720	670	640	700	330	190
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	22,050	17,310	16,450	10,540	11,210	13,800	14,150	15,440	12,270	13,260	9,010	11,300	7,920	4,540
	貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	32,470	30,200	25,800	30,270	29,630	27,060	26,400	25,140	20,430	17,950	17,000	17,060	12,480	10,430
	個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	8,910	9,590	6,840	10,070	11,220	8,800	9,870	9,480	7,580	5,630	7,150	4,330	3,280	4,500
	(9)																		
都市 銀行	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	2,020,730	2,027,260	2,068,470	2,186,050	2,018,690	1,972,420	2,035,210	2,148,320	2,274,400	2,403,010	2,448,620	2,471,180	2,434,740	2,601,150
	リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	39,070	34,000	32,020	38,870	39,210	39,180	40,390	42,090	33,420	30,450	27,990	26,030	19,720	16,940
	破綻先債権	9,800	7,050	3,370	1,720	1,150	1,140	1,230	4,760	2,980	1,670	1,350	1,510	620	540	1,330	1,190	940	640
	延滞債権	111,020	67,760	51,710	36,580	18,870	18,060	16,520	23,440	26,320	23,920	25,440	25,950	21,530	17,200	17,570	13,790	11,050	11,830
	3ヶ月以上延滞債権	3,360	2,800	2,000	1,310	670	520	490	860	660	1,550	950	720	700	650	620	680	310	190
	貸出条件緩和債権	87,620	96,860	59,170	22,230	18,380	14,280	13,780	9,810	9,250	12,050	12,650	13,900	10,570	12,070	8,460	10,360	7,420	4,290
	貸倒引当金残高	66,440	67,130	59,950	40,770	27,750	25,140	21,480	25,100	25,040	22,950	22,420	21,590	17,610	15,730	15,040	14,730	10,660	9,190
	個別貸倒引当金残高	37,150	25,560	21,940	17,150	7,520	8,070	5,860	8,070	9,190	7,210	7,970	7,640	6,320	4,960	6,760	4,100	3,130	4,140
	(4)																		
旧長 期信 用銀 行	貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	69,870	84,380	93,070	83,620	78,020	67,120	67,870	69,650	68,850	70,040	68,160	70,750	72,630	77,150
	リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	630	600	930	2,810	4,770	3,780	3,780	3,310	2,300	990	580	230	150	260
	破綻先債権	3,670	220	190	30	10	10	10	660	510	170	100	110	70	10	10	10	10	
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	390	400	550	1,940	3,780	3,190	3,280	2,950	1,980	820	500	170	90	220
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	40	20	20	10	10	10	10	10	10	10	0
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	200	370	170	450	400	380	250	240	150	50	40	40	30
	貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	1,930	1,690	1,460	2,490	2,180	2,140	1,980	1,700	1,480	1,100	880	800	700	440
	個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	700	570	490	980	1,020	950	1,030	1,050	850	370	160	110	60	70
	(2)																		
信託 銀行	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	336,190	335,180	333,330	350,390	352,420	354,000	349,200	375,150	392,220	416,160	438,260	458,460	462,710	374,030
	リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	5,540	5,440	4,040	3,690	4,210	3,420	3,330	3,950	3,000	2,280	1,450	1,480	960	950
	破綻先債権	1,820	1,400	1,030	370	250	160	120	750	320	280	210	180	10	20	20	20	50	40
	延滞債権	18,860	8,890	8,170	5,070	1,830	2,430	1,610	2,370	2,360	1,780	1,990	2,470	1,510	1,210	930	560	450	680
	3ヶ月以上延滞債権	180	130	50	30	20	20	20	10	20	10	10	10	10	0	0	0	0	
	貸出条件緩和債権	17,130	15,150	8,340	3,850	3,440	2,830	2,290	560	1,510	1,350	1,120	1,290	1,460	1,040	500	900	460	220
	貸倒引当金残高	10,510	7,680	5,680	4,040	2,790	3,370	2,860	2,680	2,410	1,980	2,010	1,850	1,340	1,120	1,070	1,540	1,120	800
	個別貸倒引当金残高	5,850	2,960	2,310	1,800	700	950	490	1,020	1,010	630	880	800	410	290	240	120	100	280
	(3)																		
主要行	貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,356,920	2,362,440	2,401,800	2,536,440	2,371,110	2,326,410	2,384,410	2,523,470	2,666,620	2,819,170	2,886,880	2,929,640	2,897,450	2,975,180
	リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	44,610	39,440	36,060	42,560	43,420	42,610	43,720	46,040	36,420	32,730	29,440	27,500	20,680	17,890
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	1,400	1,300	1,350	5,510	3,310	1,950	1,560	1,690	630	560	1,350	1,210	990	680
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	20,700	20,480	18,120	25,810	28,680	25,700	27,430	28,420	23,050	18,410	18,500	14,350	11,500	12,510
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	690	540	510	870	670	1,560	960	730	710	660	630	690	320	190
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,820	17,110	16,070	10,370	10,760	13,400	13,770	15,200	12,030	13,110	8,960	11,260	7,880	4,510
	貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	30,540	28,510	24,340	27,780	27,450	24,930	24,420	23,440	18,950	16,850	16,110	16,270	11,780	9,990
	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	8,220	9,020	6,350	9,090	10,200	7,850	8,840	8,430	6,730	5,260	7,000	4,220	3,220	4,420
	(7)																		



(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	
地域 銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,875,530	1,926,740	1,977,170	2,050,270	2,048,590	2,079,870	2,131,100	2,191,830	2,255,410	2,338,120	2,420,120	2,510,200	2,605,260	2,693,310	
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	85,850	77,500	74,700	70,730	66,090	66,330	67,810	67,470	61,620	55,970	51,970	47,890	44,770	47,300	
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	4,880	4,340	4,820	9,530	7,370	5,410	3,810	3,130	2,450	1,850	1,690	1,430	1,490	1,670	
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	56,400	52,460	50,280	51,310	49,440	51,320	52,650	52,730	48,050	44,200	41,190	38,330	35,720	36,720	
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	620	690	590	790	750	630	500	390	320	260	270	260	300	370	
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	23,950	20,000	19,010	9,100	8,530	8,970	10,850	11,220	10,810	9,670	8,820	7,880	7,250	8,540	
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	31,910	28,760	26,930	28,380	27,390	26,880	24,620	23,510	21,310	19,090	17,880	16,540	15,820	17,380	
	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	19,850	17,610	15,880	17,030	15,550	15,140	14,430	14,390	12,920	11,640	11,100	10,350	9,660	10,920	
	(105) 地方 銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,406,130	1,448,150	1,485,930	1,550,650	1,549,770	1,577,000	1,619,600	1,673,740	1,726,410	1,794,440	1,858,230	1,931,230	2,009,320	2,098,540
		リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	63,170	57,580	54,970	50,840	47,470	48,440	49,400	49,130	45,300	41,730	38,850	35,810	33,460	36,560
破綻先債権		10,290	9,170	6,030	4,060	3,340	2,980	3,190	6,170	4,620	3,600	2,500	1,980	1,570	1,220	1,210	1,020	1,080	1,270	
延滞債権		59,110	57,900	55,640	47,130	40,820	38,890	36,690	37,130	35,670	37,170	37,750	38,300	35,080	32,450	30,290	28,130	26,090	27,710	
3ヶ月以上延滞債権		1,210	1,030	790	660	470	540	470	560	530	460	340	330	260	210	220	220	260	320	
貸出条件緩和債権		34,270	36,130	30,890	23,980	18,540	15,170	14,620	6,970	6,650	7,200	8,800	8,520	8,400	7,850	7,130	6,440	6,030	7,250	
貸倒引当金残高		34,870	34,550	35,160	29,380	24,080	21,330	19,730	20,550	19,630	19,520	17,900	17,250	15,840	14,410	13,680	12,780	12,340	14,060	
個別貸倒引当金残高		23,670	22,350	22,100	18,240	14,820	13,200	11,540	12,240	10,960	10,830	10,030	10,250	9,340	8,560	8,250	7,800	7,330	8,780	
(64) 第二 地方 銀行		貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	412,560	419,380	429,430	435,920	434,950	438,980	446,830	451,780	462,070	475,000	492,130	508,010	523,840	521,610
		リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	21,820	19,050	18,840	18,890	17,490	16,690	17,270	17,200	15,220	13,220	11,990	10,990	10,310	9,760
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,520	1,330	1,590	3,290	2,710	1,760	1,260	1,100	850	610	470	400	390	380	
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	15,070	12,990	12,920	13,480	12,950	13,250	14,030	13,590	12,150	10,930	10,040	9,310	8,800	8,240	
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	100	110	100	180	190	140	160	60	50	50	40	30	40	40	
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,130	4,610	4,240	1,930	1,630	1,530	1,830	2,460	2,170	1,630	1,440	1,250	1,080	1,100	
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,470	7,070	6,810	7,430	7,260	6,840	6,240	5,820	5,090	4,370	3,900	3,500	3,280	3,110	
	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	4,850	4,240	4,130	4,660	4,430	4,120	4,190	3,930	3,390	2,930	2,700	2,390	2,230	2,050	
	(40) 全国 銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,302,320	4,373,560	4,472,040	4,670,330	4,497,720	4,473,400	4,583,380	4,784,950	4,990,870	5,227,330	5,375,170	5,510,590	5,575,340	5,745,650
		リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	131,090	117,540	111,690	116,100	114,280	112,720	115,310	116,820	100,350	89,690	81,990	75,630	65,600	65,440
破綻先債権		30,360	22,390	13,770	8,240	6,300	5,650	6,180	15,700	11,190	7,530	5,470	4,930	3,160	2,420	3,060	2,650	2,490	2,350	
延滞債権		222,960	159,190	136,600	107,530	77,480	73,340	68,950	79,060	81,900	80,220	83,370	84,100	73,070	63,420	60,190	52,850	47,310	49,450	
3ヶ月以上延滞債権		6,070	5,000	3,150	2,210	1,310	1,230	1,100	1,700	1,440	2,200	1,470	1,130	1,040	920	910	960	630	560	
貸出条件緩和債権		160,890	161,900	108,520	57,400	46,000	37,310	35,460	19,640	19,750	22,770	25,000	26,660	23,070	22,930	17,830	19,170	15,170	13,080	
貸倒引当金残高		133,530	125,850	114,300	85,350	64,380	58,960	52,730	58,650	57,020	53,950	51,030	48,650	41,740	37,040	34,880	33,610	28,300	27,810	
個別貸倒引当金残高		78,860	60,810	54,410	43,860	28,760	27,200	22,720	27,090	26,770	23,940	24,310	23,880	20,500	17,270	18,260	14,670	12,940	15,420	

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	
協同 組織 金融 機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960	1,163,080	1,179,220	1,149,840	1,183,720	1,211,420	1,210,910	1,219,850	1,235,520	1,264,120	1,302,620	1,318,630	1,323,820	1,350,360	1,451,170	
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020	71,750	66,000	63,250	57,400	57,120	57,280	59,920	60,190	57,750	54,370	50,030	45,780	42,350	39,990	
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980	6,300	5,650	5,390	7,150	6,430	5,120	4,540	4,020	3,200	2,700	2,630	2,390	2,200	2,060	
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220	48,700	46,290	45,740	44,280	45,370	46,580	49,280	50,180	49,040	46,340	42,540	38,990	35,890	33,890	
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450	350	360	400	440	470	310	260	260	190	190	140	130	150	130	
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360	16,390	13,690	11,710	5,510	4,850	5,260	5,840	5,720	5,320	5,140	4,720	4,280	4,110	3,900	
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190	23,320	21,460	19,900	20,540	21,380	20,130	19,820	18,900	18,440	17,280	16,360	15,140	13,760	12,970	
	個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980	17,070	15,770	14,630	15,360	15,920	15,150	15,340	14,620	14,250	13,550	12,720	11,600	9,290	9,650	
	(455)																			
	信用 金庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800	686,570	690,820	693,960	703,160	704,210	690,090	691,630	691,480	704,550	716,870	740,840	771,630	779,130	790,290
リスク管理債権		72,990	72,290	63,830	55,470	49,010	45,140	44,360	40,700	40,440	41,010	43,470	43,690	41,690	39,080	35,760	33,010	30,770	29,300	
破綻先債権		8,190	7,740	6,040	4,350	3,390	3,230	3,130	4,140	3,710	2,910	2,610	2,260	1,720	1,480	1,350	1,230	1,120	1,030	
延滞債権		42,410	43,510	41,530	37,830	34,890	33,220	33,480	32,850	33,500	34,530	36,850	37,390	36,210	33,950	31,080	28,800	26,880	25,670	
3ヶ月以上延滞債権		640	550	340	240	190	180	210	210	240	180	140	140	80	80	60	60	70	60	
貸出条件緩和債権		21,750	20,490	15,920	13,050	10,530	8,510	7,530	3,500	2,990	3,390	3,870	3,890	3,670	3,570	3,260	2,920	2,700	2,530	
貸倒引当金残高		18,250	18,670	17,170	15,100	13,450	12,560	11,970	12,070	11,890	11,270	11,330	10,950	10,690	10,120	9,480	8,860	8,210	7,840	
個別貸倒引当金残高		13,240	13,790	12,930	11,360	10,220	9,580	8,980	9,240	8,990	8,500	8,850	8,620	8,390	8,020	7,460	7,030	6,470	6,070	
(260)																				
信用 組合		貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360	98,430	98,440	97,810	97,930	97,560	99,700	98,000	99,070	100,670	103,090	112,290	137,930	147,540	154,300
	リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660	10,600	10,240	10,090	8,810	8,050	7,980	8,320	8,320	7,720	7,380	6,860	6,340	5,740	5,230	
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290	1,090	1,050	1,180	1,260	1,070	950	780	760	660	550	500	460	400	330	
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120	6,730	6,620	6,470	6,260	5,950	5,950	6,410	6,440	5,990	5,780	5,370	4,940	4,440	4,070	
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120	100	110	100	120	120	70	60	60	40	50	30	30	30	20	
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130	2,680	2,460	2,330	1,170	910	1,010	1,070	1,060	1,030	1,000	960	900	870	810	
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500	3,170	3,100	3,080	2,890	2,800	2,810	2,910	2,930	2,790	2,680	2,540	2,450	2,250	2,030	
	個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780	2,500	2,440	2,400	2,270	2,210	2,240	2,370	2,430	2,320	2,210	2,090	2,010	1,820	1,580	
	(147)																			
	預金 取扱 金融 機関	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460	5,465,390	5,552,780	5,621,880	5,854,050	5,709,140	5,684,310	5,803,230	6,020,480	6,254,990	6,529,950	6,693,790	6,834,410	6,925,700	7,196,820
リスク管理債権		530,490	456,760	358,510	258,400	183,540	174,940	173,490	171,410	169,990	175,230	177,010	158,090	144,060	132,020	121,410	107,950	105,430		
破綻先債権		45,170	36,130	24,690	16,220	12,600	11,300	11,580	22,850	17,630	12,650	10,010	8,950	6,350	5,120	5,690	5,040	4,690	4,410	
延滞債権		284,630	222,280	196,340	160,750	126,190	119,630	114,690	123,340	127,270	126,800	132,640	134,280	122,120	109,760	102,730	91,840	83,200	83,340	
3ヶ月以上延滞債権		7,160	5,920	3,840	2,660	1,660	1,590	1,500	2,140	1,900	2,510	1,730	1,400	1,220	1,110	1,050	1,090	780	690	
貸出条件緩和債権		193,540	192,430	133,640	78,760	62,390	51,000	47,160	25,150	24,590	28,020	30,840	32,380	28,390	28,070	22,550	23,450	19,280	16,980	
貸倒引当金残高		167,560	159,160	145,770	112,540	87,690	80,420	72,630	79,200	78,400	74,080	70,840	67,550	60,180	54,330	51,240	48,750	42,060	40,780	
(569)																				
個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840	45,830	42,970	37,350	42,450	42,690	39,090	39,640	38,500	34,740	30,820	30,980	26,270	22,230	25,060		

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. ( )内は31年3月期時点の対象金融機関数。

3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。

4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

(別紙20)

主要行(7行)																		(単位:兆円)	
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	221.6	228.5	231.1	236.3	234.9	230.1	237.7	254.5	273.0	296.1	303.4	308.9	311.7	321.2	
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.1	15.8	16.3	18.5	18.3	17.0	15.7	15.2	12.2	9.6	8.7	9.0	7.3	5.8	
(要管理債権)	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3	1.0	1.2	
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	1.9	

地域銀行(105行)																		(単位:兆円)	
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	152.2	156.4	159.3	162.2	158.9	161.5	165.9	173.3	180.8	190.9	200.3	209.5	219.3	225.6	
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	22.9	24.2	25.2	27.8	30.3	29.9	29.1	27.5	25.9	24.1	23.1	22.0	21.2	22.6	
(要管理債権)	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.4	4.1	4.0	4.0	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9	
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.6	7.2	6.6	6.7	6.8	6.9	6.2	5.7	5.2	4.8	4.5	4.8	

全国銀行(114行)																		(単位:兆円)	
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	380.5	392.7	398.8	405.5	399.9	396.9	409.2	433.9	460.0	493.5	510.1	525.2	538.0	554.1	
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	37.2	40.5	42.0	47.3	49.7	47.8	45.5	43.1	38.4	34.0	32.1	31.2	28.7	28.8	
(要管理債権)	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4	
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	6.3	6.1	5.7	6.5	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2	
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.9	1.5	1.3	1.3	1.2	1.1	1.2	
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	12.0	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7	

預金取扱金融機関(569機関)																		(単位:兆円)	
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	472.8	481.1	485.1	491.8	482.3	485.3	498.6	525.3	554.2	592.4	610.3	624.5	640.9	656.8	
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	52.3	55.8	57.8	65.2	70.5	68.7	65.7	62.4	56.8	51.6	49.4	48.2	45.4	45.3	
(要管理債権)	19.1	19.2	13.0	7.5	6.0	5.0	4.7	2.6	2.5	2.9	3.1	3.3	2.9	2.8	2.3	2.4	2.0	1.7	
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	9.7	9.3	9.0	9.5	9.9	10.0	10.9	11.1	10.1	9.1	8.5	7.5	6.8	6.9	
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	4.4	4.0	3.9	5.5	5.0	4.2	3.6	3.4	2.9	2.5	2.4	2.3	2.1	2.2	
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	20.2	18.3	17.5	17.6	17.4	17.1	17.6	17.8	15.9	14.4	13.2	12.2	10.8	10.8	

(注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増減ありを銀行を含む。

4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

5. 一部の銀行においては、再生専門会社及び株式会社保有専門会社の計数を含む。

6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信連連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信連連等及び商工中金を含まない。

7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

8. ( )内は31年3月期時点の対象金融機関数。

# 金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

平成 14 年 10 月 30 日

- 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
- 「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

## 《1. 新しい金融システムの枠組み》

- (1)安心できる金融システムの構築
  - 国民のための金融行政
  - 決済機能の安定確保
  - モニタリング体制の整備
- (2)中小企業貸出に対する十分な配慮
  - 中小企業貸出に関する担い手の拡充
  - 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
  - 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
  - 中小企業の実態を反映した検査の確保
  - 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
    - 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
    - 貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3)平成16年度に向けた不良債権問題の終結
  - 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
  - 「特別支援金融機関」における経営改革
  - 新しい公的資金制度の創設

## 《2. 新しい企業再生の枠組み》

- (1)「特別支援」を介した企業再生
  - 貸出債権のオフバランス化推進
  - 時価の参考情報としての自己査定を活用
  - DIPファイナンスへの保証制度
- (2)RCCの一層の活用と企業再生
  - 企業再生機能の強化
  - 企業再生ファンド等との連携強化
  - 貸出債権取引市場の創設
  - 証券化機能の拡充
- (3)企業再生のための環境整備
  - 企業再生に資する支援環境の整備
  - 過剰供給問題等への対応
  - 早期事業再生ガイドラインの策定
  - 株式の価格変動リスクへの対処
  - 一層の金融緩和の期待
- (4)企業と産業の再生のための新たな仕組み

## 《3. 新しい金融行政の枠組み》

- (1)資産査定の厳格化
  - 資産査定に関する基準の見直し
    - 引当に関するDCF的手法の採用
    - 引当金算定における期間の見直し
    - 再建計画や担保評価の厳正な検証 等
  - 特別検査の再実施
  - 自己査定と金融庁検査の格差公表
  - 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
  - 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2)自己資本の充実
  - 自己資本を強化するための税制改正
  - 繰延税金資産の合理性の確認
  - 自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3)ガバナンスの強化
  - 優先株の普通株への転換
  - 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
  - 早期是正措置の厳格化
  - 「早期警戒制度」の活用 等

— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

### 〔基本的考え方〕

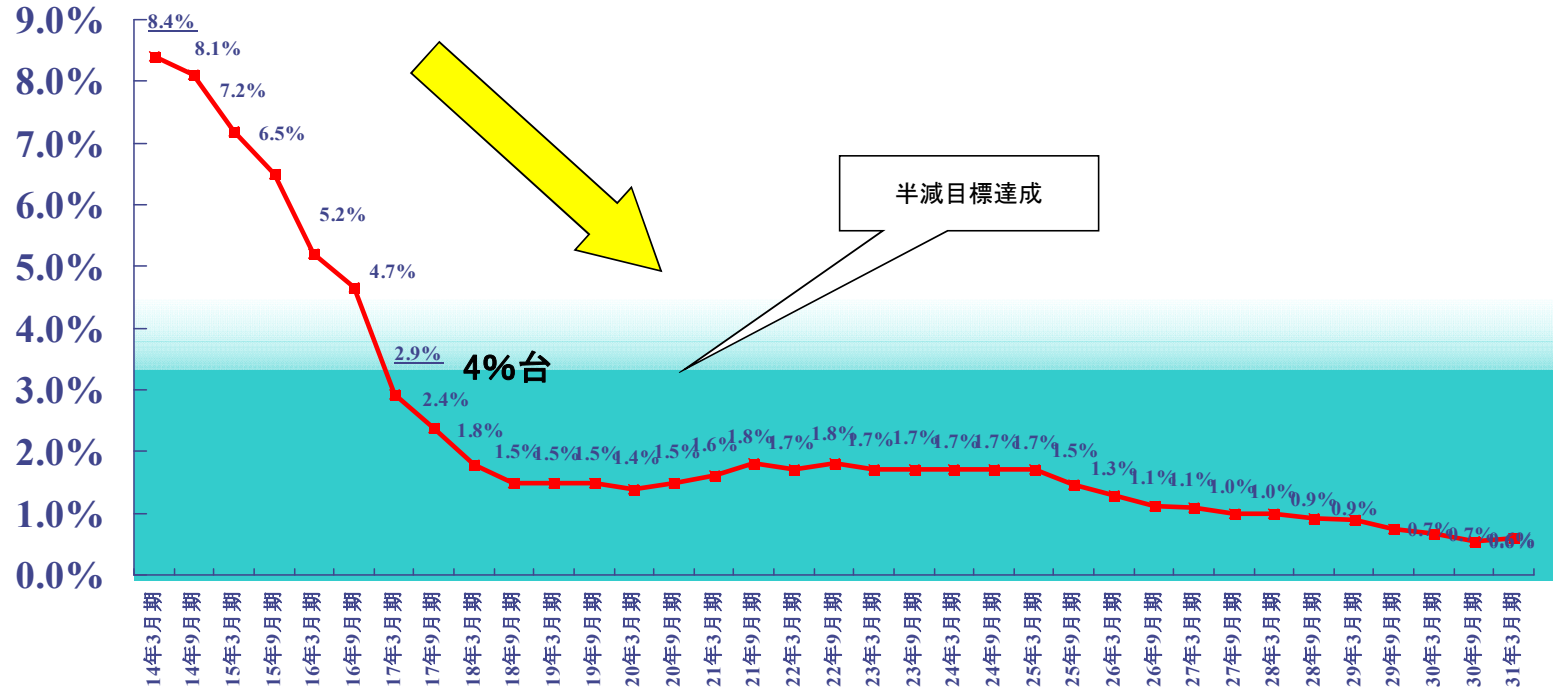
日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現



- ◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
- ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

# 不良債権比率の推移(主要行)

別紙22



## ○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

## ○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

\*計数は金融再生法開示債権ベース。

### 第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（別紙参照）

#### I 大手銀行グループに対する金融モニタリング

2018 事務年度の大手銀行グループに対するモニタリングについては、内外経済の不確実性が高まる中、収益源の拡大・多様化を企図して海外業務やグループ連携業務を推進する動きが見られることを踏まえ、①グループ・グローバルベースの経営管理態勢の高度化や、RAFやストレステストを通じたリスク管理態勢の高度化、②融資規律の維持やクレジットサイクルの転換を見据えた適切な対応、③機動的なポートフォリオ運営の態勢整備、安定的な外貨調達と外貨流動性管理、政策保有株の着実な縮減、④デジタルライゼーションの進展等、経営環境の変化に柔軟に対応できる経営・ガバナンス態勢の高度化等について深度ある対話を行った。

また、内部管理部門・事業部門責任者等の経営陣や、社外取締役や外部監査人との対話を通じて、金融業を取り巻く環境が変化する中でリスクの変容を早期に把握することに努めたほか、課題の根本原因を追究するため、経営トップや社外取締役等との間で、内部統制機能の発揮状況といったガバナンスの実効性や、リスクテイクの姿勢等の企業文化についても議論を行った。

#### II 地域銀行に対する金融モニタリング

2018 事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、金融機関ごとに異なる時間軸を意識し、「金融仲介機能の発揮」と「金融システムの安定」の両立を念頭にバランスのとれたモニタリングを実施した。具体的には、足元の健全性に問題のない多数の地域銀行については、金融仲介機能の発揮によって安定的な収益を上げることができるよう、経営トップとの対話を軸として、金融機関の内外の関係者と幅広く対話を行った。一方で、リスクの顕在化が見られる場合など、短い時間軸での対応が必要な地域銀行については、検査も活用して課題解決に向けた早急な対応を促した。

また、金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、金融機関の金融仲介の質の向上に向けた取組みの実態把握の結果や、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組みを促した。

取引先企業の事業内容や成長可能性等の適切な評価に基づく融資・本業支援（事業性評価）については、2013 事務年度からモニタリングを実施しており、2018 事務年度も、引き続き金融機関における取組状況を把握した。

#### III 外国銀行に対する金融モニタリング

外国金融機関のプラクティスを我が国の金融システムの発展にも活用すべく、デジタルライゼーションの進展に応じたビジネスの変革状況、サイバーセキュリティ、

マネー・ローンダリング等の日本の金融システムに潜在的影響の大きい課題や内部監査、データガバナンス等の金融機関に共通する統制上の課題に係る対応状況について、外国金融機関の本部・日本拠点と対話を行った。

また、本邦金融機関等向けに販売する商品の動向や当該商品のリスクについて実態把握を行い、販売する商品の適合性について各種委員会によるチェックを行う体制となっていることは確認されたものの、販売商品の種類に偏りが見られたことから、適合性面については引き続き検証が必要である。

グローバルな金融システム上重要な金融機関（G-SIBs）の円滑な破たん処理準備態勢検証の一環として、これら金融機関の海外拠点による日本の顧客との直接の取引状況や、日本拠点から海外拠点への資産の移管状況についても実態把握を行い、最終的には取引残高の大部分が国外で管理されているという結果となり、海外当局との連携の必要性が改めて確認された。

#### IV 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

##### 1. 信用金庫・信用組合等に対する金融モニタリング

2018 事務年度の信用金庫・信用組合に対する金融モニタリングについては、早期に経営課題等を把握し、その改善を図るため、財務局の検査・監督部門が一体となった切れ目のないモニタリングを実施した。

具体的には、各財務局が、継続的なデータ収集・分析やヒアリング等により、所管する信用金庫・信用組合の経営上重要な課題やリスク等を整理するなどのモニタリングを充実させるとともに、リスクプロファイリングを踏まえて、ビジネスモデルや経営管理など、検証項目を絞り込んだ、オン・オフ一体での継続的なモニタリングを実施している。

##### (1) 信用金庫等に対する金融モニタリング

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（信金中央金庫は、金融庁が検査を実施）している。

2018 事務年度は、65 金庫に対して検査を実施した。

##### (2) 信用組合等に対する金融モニタリング

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（全国信用協同組合連合会は、金融庁が検査を実施）している。

2018 事務年度は、23 組合に対して検査を実施した。

(注) 上記 I～IV 1. のモニタリングの結果に関しては、「変革期における金融サービスの向上にむけて（平成 30 事務年度）」（2018 年 9 月 26 日公表）を参照。

## 2. 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となっており、厚生労働省と財務（支）局が共同で検査を実施している（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。

2018 事務年度は、2 金庫に対して検査を実施した。

### 労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	
	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
労働金庫	主務大臣	主務大臣 都道府県知事

（注 1） 主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

## 3. 協同組織金融機関の中央機関の機能発揮

会員・組合員企業の経営改善提案や経営分析・モニタリング等の金融仲介機能の発揮に向けた支援に関して、財務局のモニタリング情報を活用して協同組織金融機関の抱える具体的な課題を把握し、その課題に対する取組状況について中央機関と対話を行った。

信金中央金庫においては、有価証券運用のサポートとして提供している運用商品の追加やキャッシュレス決済手段の導入支援等の取組みが進展した。また、全国信用金庫協会においても、バックオフィス事務にかかる諸課題への具体的な取組みと業界関連組織が担うべき役割を整理し、業界関連組織の更なる連携強化を進めることとした。

全国信用協同組合連合会においては、全国信用組合中央協会との一体運営による個別信用組合のサポート体制強化、インターネットバンキングの機能強化などの取組みが進展した。

全国労働金庫協会においては、勤労者の一層の生活向上を図るため、SDGs 行動指針を策定するなどの取組みが進展した。

## 4. 信用農業協同組合連合会等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。



また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。

2018 事務年度は、4 連合会（内訳は、信用農業協同組合連合会 2 連合会、信用漁業協同組合連合会 2 連合会）に対して検査を実施した。

#### 5. 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

2010 年 6 月、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、2011 年 5 月、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の 3 者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

2018 事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務（支）局の検査体制の整備状況等を踏まえつつ、12 組合に対して立入検査を実施した。

#### 信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類	地 区		
	都道府県の区域を超える	都道府県の区域と同じ	都道府県の区域の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
農 業 協 同 組 合	主務大臣	都道府県知事 (注 2)	都道府県知事 (注 2)
漁 業 協 同 組 合	主務大臣	都道府県知事 (注 2)	都道府県知事 (注 2)

(注 1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注 2) 都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び都道府県知事となる。

## 2018事務年度における金融モニタリングの実施状況(業態別・地域別)

業態	地域	対象機関数 (2019年6月28日現在)	検査実施機関数
銀行持株会社	全国	25	8
主要行等	全国	31	9
地域銀行	関東	22	4
	近畿	9	0
	北海道	2	0
	東北	15	2
	東海	12	2
	北陸	6	1
	中国	9	1
	四国	8	0
	九州	21	10
	計	104	20
信用金庫	関東	72	26
	近畿	29	10
	北海道	20	3
	東北	27	1
	東海	35	10
	北陸	16	4
	中国	21	4
	四国	10	2
	九州	28	5
	計	258	65
信用組合	関東	52	11
	近畿	21	5
	北海道	7	2
	東北	15	1
	東海	15	0
	北陸	6	1
	中国	10	1
	四国	3	1
	九州	17	1
	計	146	23
外国金融機関等	全国	58	0
生命保険会社	全国	42	1
損害保険会社	全国	52	0
その他金融機関	全国	4	1
政策金融機関等	全国	12	0

1. 本表には、財務局検査を含む。
2. 地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。  
九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。
3. 対象機関数は、2019年6月28日現在。  
主要行等とは都市銀行、信託銀行(外資系信託銀行を除く)、決済・IT専門銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。  
外国金融機関等とは、外国銀行支店(複数支店を有する外国銀行は1店として計上)、外資系信託銀行をいう。  
その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。  
政策金融機関等には、独立行政法人を含む。
4. 同一年度に複数の検査を実施した場合は、実施機関数1件として計上する。

## 第4節 自己資本比率規制等

### I 自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要（別紙1参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。

我が国では、銀行法14条の2等に基づき経営の健全性を判断するための基準を定めること等により、①自己資本比率規制、②流動性規制、③レバレッジ比率規制（国際統一基準行のみ）を導入している。

### II 関連告示等の整備

#### 1. 流動性比率規制に関する「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正

流動性レバレッジ比率の日次報告基準の見直しを踏まえ、国際統一基準行に関連する監督指針について、2018年12月にパブリックコメントを実施し、2019年1月に改正を行った（2019年1月期より適用開始）。

#### 2. 金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針等の一部改正

国内基準行における金利リスクに係るモニタリング手法及び開示に係る告示及び監督指針について、2018年6月にパブリックコメントを実施し、2019年2月に改正を行った（2019年3月期より適用開始）。

#### 3. 自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示等の一部改正

バーゼル銀行監督委員会が公表した「開示要件（第3の柱）の統合及び強化－第2フェーズ」を踏まえ、国際統一基準行に関連する告示及び監督指針について、2018年6月にパブリックコメントを実施し、2019年3月に改正を行った（2019年3月期より適用開始）。

#### 4. 自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等の一部改正等

バーゼル銀行監督委員会等が公表した国際合意を踏まえ、レバレッジ比率規制の見直し、ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課の見直し、証券化商品に係る資本賦課の見直し等、T L A C規制の導入に係る告示及び監督指針等について、2018年12月及び2019年1月にパブリックコメントを実施し、2019年3月に改正を行った（2019年3月期より適用開始）。

### III 自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2018事務年度）

- ・信用リスクの内部格付手法（先進的内部格付手法）…1持株会社及び1行（ふくおかフィナンシャルグループ及び福岡銀行）

資本水準の引き上げ  
普通株式等Tier1比率、Tier1比率の  
最低水準を引き上げ

- 資本の質の向上
- ①普通株式等Tier1に調整項目を適用
  - ②Tier1、Tier2適格要件の厳格化

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット}} \geq 8\%$$

- 定量的な流動性規制(最低基準)を導入
- ①流動性カバレッジ比率(ストレス時の預金流出等への対応力を強化)
  - ②安定調達比率(長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保)

リスク・アセットの計測における過度なばらつきの問題等への対応

補完

プロンクリカリティの緩和  
資本流出抑制策(資本バッファ<最低比率を上回る部分>の目標水準に達するまで配当・自社株買い・役員報酬等を抑制)など

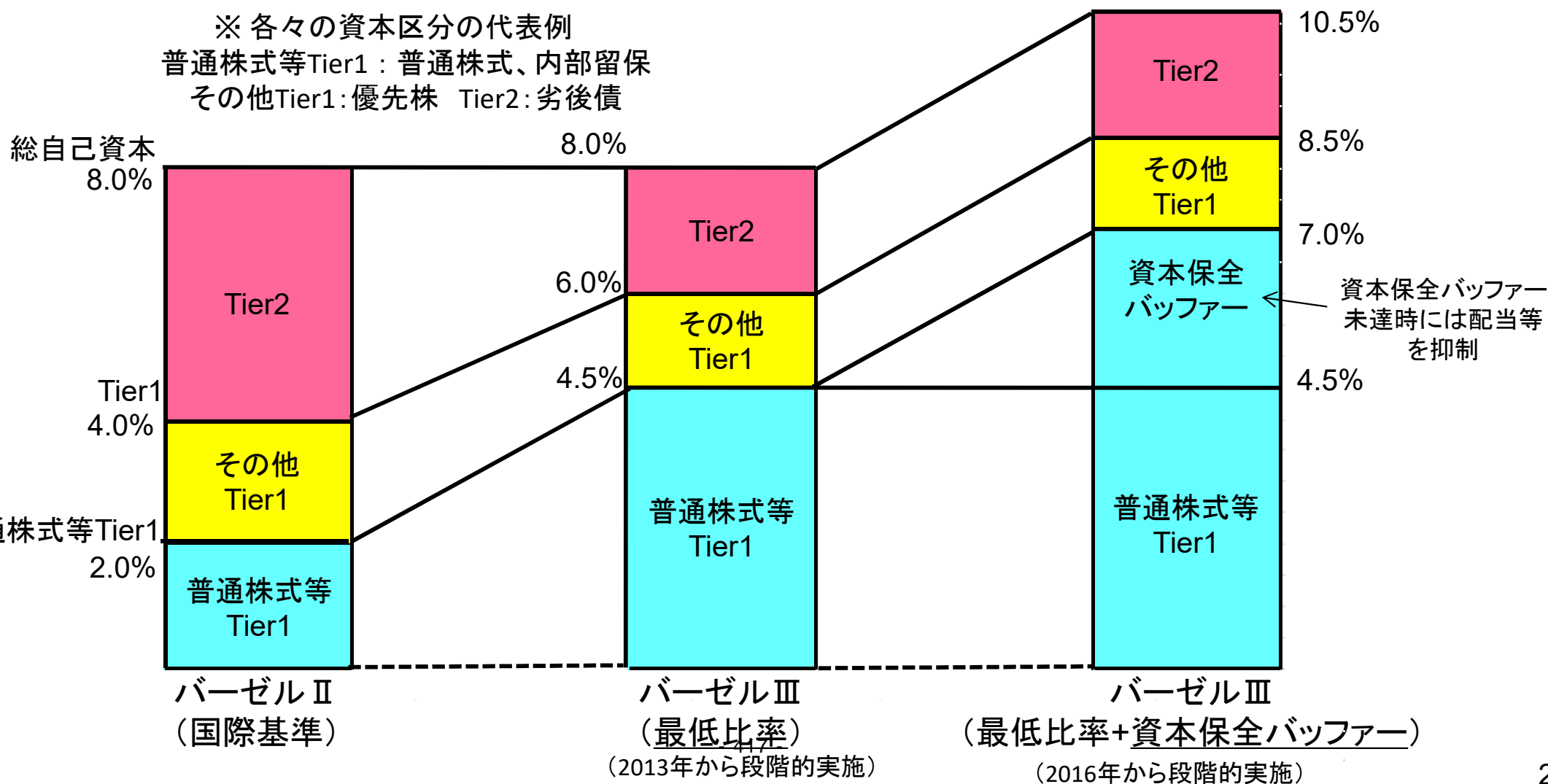
レバレッジ拡大の抑制

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{ノン・リスクベースのエクスポージャー}} \geq 3\%$$

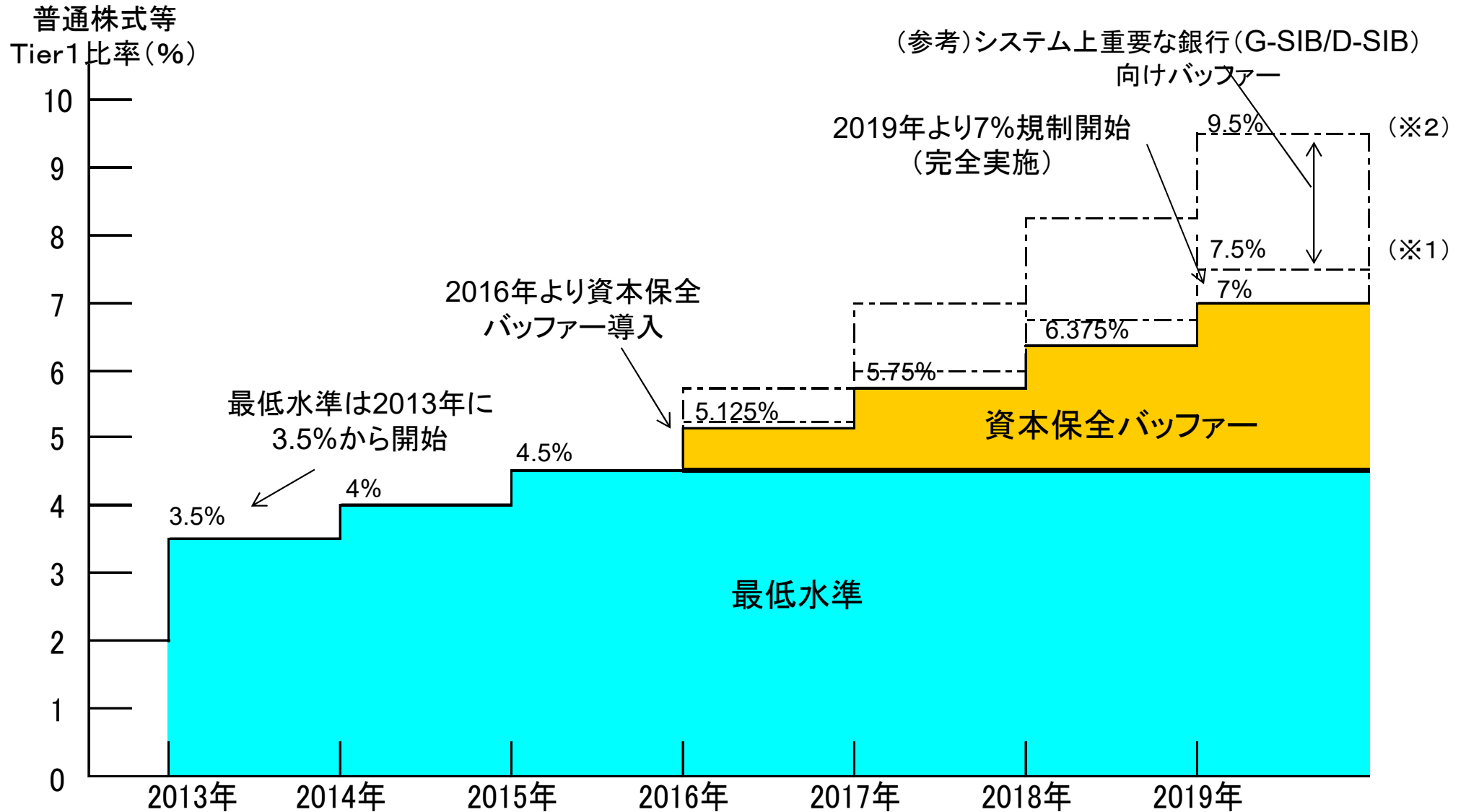
# バーゼルⅢにおける自己資本の量の強化

- 銀行の健全性確保の観点から、銀行に対して、十分な自己資本の保有を義務付け。
- バーゼルⅢでは、銀行の健全性を更に高める観点から、自己資本の質の向上、量の強化を企図。

※ 各々の資本区分の代表例  
 普通株式等Tier1：普通株式、内部留保  
 その他Tier1：優先株 Tier2：劣後債



# 段階的実施のイメージ(2013年～2019年、普通株式等Tier1比率のみ)



(注1) このほか、カウンターシクリカルな資本バッファ (0~2.5%) が上乗せとして課されうる。これは、貸出等が過剰に増加して

いる時期に、将来の損失発生期に備え、普通株式等Tier1又はその他損失吸収力の高い資本の積立てを求めるもの(現在我が国は0%)。

(注2) G-SIB/D-SIBサーチャージについては、2016年から2019年にかけて、0.5%~2.5%上乗せされる(三菱UFJ:1.5%、三井住友・みずほ:1.0%(以上はG-SIB)、D-SIB各行(三井住友トラスト・農中・大和・野村):0.5%)。

(※1) はサーチャージが0.5%上乗せされた場合。

(※2) はサーチャージが2.5%上乗せされた場合。

## バーゼルⅢにおける調整(控除)項目の強化

		バーゼルⅡ	バーゼルⅢ
主な対象	のれん以外の 無形資産	(控除対象外)	全額控除
	前払年金費用	(控除対象外)	全額控除
	連結外金融機関 向け出資	<p style="text-align: center;">下記を控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内預金取扱金融機関への 意図的保有</li> <li>・関連会社向け出資</li> </ul>	<p>銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、</p> <p>①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除</p> <p>②普通株10%以下出資先 → 自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除</p> <p>③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本について全額控除</p>
	繰延税金資産	主要行につき、Tier1の20%超 相当分を控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰越欠損金については全額控除</li> <li>・会計と税務の一時差異に基づくものは、自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※</li> </ul>
被控除資本		Tier2	普通株等Tier1

(注) 普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。

# 自己資本比率規制

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット(RWA)}} \geq \begin{matrix} 8\% \\ (4\%) \end{matrix}$$

保有資産額にリスクウェイトを乗じて算出。

(例) 大企業向け貸出 × 100% + 中堅企業向け × 85% + 中小企業向け × 75% + 国債 × 0% + ……

信用リスク

貸出先(企業、個人等)の債務不履行リスク

+

市場リスク

市場の動向による保有有価証券等の価格変動リスク

+

オペレーショナルリスク

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク

※ リスクの計測手法については、多数の銀行が採用する標準的手法と、一部の銀行が採用する内部モデル手法が存在。ただし、オペレーショナルリスクの計測手法については、今回の見直しで内部モデル手法を廃止し、一本化。

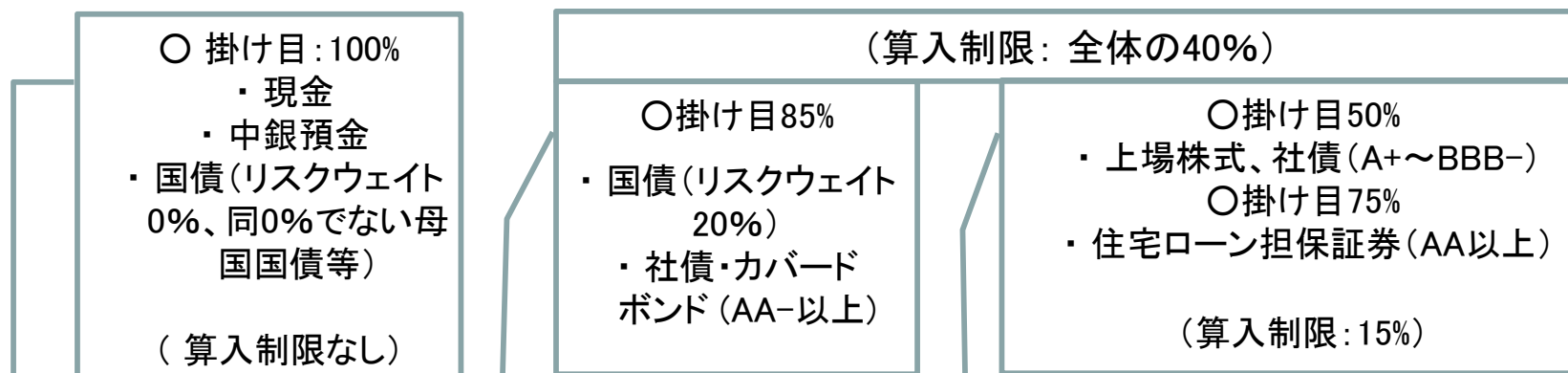


# 流動性カバレッジ比率 (Liquidity Coverage Ratio : LCR)

(1) 目的: 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産を保有することを求めるもの。

(2) 基準の概要

— 2015年から段階的に実施



$$LCR = \frac{\text{レベル1資産} + \text{レベル2A資産} + \text{レベル2B資産}}{\text{30日間のストレス期間の資金流出額}} \geq 100\% \leftarrow 60\% \quad (2019年 \leftarrow 2015年)$$

## <主な預金の流出率>

- ・ リテール・中小企業(預金保険対象).....5%(3%\*)
- "    (預金保険対象外).....10%
- ・ 非金融機関(預金保険対象).....20%
- "    (預金保険対象外).....40%
- ・ 金融機関.....100%

\*リテール・中小企業預金の流出率は過去の実際の流出率を見て決定する

## <与信・流動性ファシリティ等の流出率>

- ・ リテール向け与信・流動性枠.....5%
- ・ 非金融機関向け与信枠.....10%
- ・ 非金融機関向け流動性枠.....30%
- ・ 金融機関向け与信・流動性枠.....40%
- ・ 中銀とのレポ取引.....0%

# レバレッジ比率

- 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制することが目的
- 簡素な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率)を補完

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{エクスポージャー(オンバランス項目 + オフバランス項目)}} \geq 3\%$$

## 【本邦におけるこれまでの経緯】

- 2015年3月末 国際統一基準行に対して、開示規制(第3の柱)を導入
- 2019年3月末 国際統一基準行に対して、所要最低比率規制(第1の柱)を導入

## 【現行のレバレッジ比率規制の概要】

- 国際統一基準行を対象に、連結ベース・単体ベースで3%の最低比率を設定
- 最低比率を下回った場合には、自己資本比率規制と同様の早期是正措置を導入

## 第5節 資本増強制度の運用状況

### I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

#### 1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

2018年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年12月26日に、2019年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年6月26日に、報告内容を公表した。(別紙1～2参照)

#### 2. 公的資金の返済状況

2018事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、2017事務年度末時点と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、2019年6月末時点で約12.1兆円が返済されており、残額は約0.2兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、既に返済されている約12.1兆円に対し、約1.5兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

### II 金融機能強化法

#### 1. 資本参加の決定

2018事務年度においては、金融機能強化法に基づく国の資本参加は行われなかった。

#### 2. 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき、国が資本参加を行った金融機関等に対しては、法令の趣旨を踏まえた経営戦略とそれに基づく計画が営業店に浸透しているか、また、具体的な取組等が適切に評価され実行されているかといった点に加え、公的資金の返済原資の積上げと収益化が実現し返済可能性が確保されているかといった観点からモニタリングを実施し、フォローアップを行った。

また、2018年3月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については同年9月26日に、同年9月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については2019年3月1日に、報告内容を公表した。(別紙3～16参照)

#### 3. 経営強化計画等の公表

みちのく銀行、フィデアホールディングス(北都銀行)、東和銀行、三十三フィナンシャルグループ(第三銀行)、高知銀行、宮崎太陽銀行、山梨県民信用組合及びぐんまみらい信用組合(以上、本則)並びにじもとホールディングス(きらやか銀行・仙台銀行)(以上、震災特例)の新たな経営強化計画等について、2018年9月26日に公表した。(別紙17参照)

#### 4. 公的資金の返済状況

2018 事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,893.4 億円）に対して、2018 年6月末時点で残額は4,888.4 億円となっている。

# 経営健全化計画履行状況報告

平成30年12月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化計画
新生	※318	※162	※370	366	158	374	405	148	320

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。  
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画
新生	12.83	12.44	12.47	8,141	8,014	8,289	63,427	64,422	66,457

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画
新生	10	10	10	2,188	2,208	2,240	27,427	13,452	29,000	31,602	11,921	24,400	73,426	32,687	69,500

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与			平均役員退職慰労金			平均給与月額		
				うち役員報酬			(百万円)			(百万円)			(千円)		
	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画
新生	167	101	200	167	101	200	32	37	40	-	-	-	479	465	495

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	30年9月期 実績(対前期比)	31年3月期 計画(対前期比)	30年9月期 実績(対前期比)	31年3月期 計画(対前期比)
新生	1,288	▲ 678	168	10

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	(億円)									
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	30/3 実績	30/9 実績	30/3 実績	30/9 実績	30/3 実績	30/9 実績	30/3 実績	30/9 実績	30/3 実績	30/9 実績
新生	18	18	36	34	30	24	84	77	▲ 9	17

○剰余金の状況

	(億円)		
	剰余金の状況(30/9期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	2,720	4,166	2,500

(注) 公的資金注入額ベース



別紙2

# 経営健全化計画履行状況報告

令和元年6月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	30/3 実績	31/3 健全化計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化計画	31/3 実績
新生	※318	※370	※373	366	374	386	405	320	354

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。  
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績
新生	12.83	12.47	11.85	8,141	8,289	7,953	63,427	66,457	67,112

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績
新生	10	10	10	2,188	2,240	2,150	27,427	29,000	26,763	31,602	24,400	23,488	73,426	69,500	65,684

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
				うち役員報酬			30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績
新生	167	200	181	167	200	181	32	40	36	-	-	9	479	495	477

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	31年3月期 計画(対前期比)	31年3月期 実績(対前期比)	31年3月期 計画(対前期比)	31年3月期 実績(対前期比)
新生	▲678	2,436	10	235

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	30/3 実績	31/3 実績	30/3 実績	31/3 実績	30/3 実績	31/3 実績	30/3 実績	31/3 実績	30/3 実績	31/3 実績
新生	18	21	36	61	30	20	84	102	▲9	18

○剰余金の状況

(億円)

	剰余金の状況(31/3期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	2,926	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

## 金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成30年3月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成20年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円
豊和銀行	26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	29年12月22日	100億円

（注）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

## 金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画 平成30年3月期の履行状況の概要

### 1. 経営改善の目標

#### 1) コア業務純益

(単位:億円)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5	4	3	▲ 1	▲ 1	資金利益が有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	36	27	29	▲ 7	+ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	71	80	59	▲ 12	▲ 21	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	62	67	50	▲ 12	▲ 16	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	16	20	6	▲ 9	▲ 13	経費の削減が計画を上回ったものの、資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	109	111	105	▲ 4	▲ 5	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
高 知	31	33	24	▲ 6	▲ 9	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	37	46	24	▲ 13	▲ 22	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
宮崎太陽	27	29	18	▲ 9	▲ 11	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
ぐんまみらい (信用組合)	5	7	▲ 0	▲ 5	▲ 7	経費の削減が計画を上回ったものの、資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
豊 和	28	24	14	▲ 14	▲ 9	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	1.45	1.33	1.42	▲ 0.03	+ 0.09	資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったものの、経費の削減等が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	13	12	21	+ 7	+ 8	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
釧路 (信用組合)	1.96	1.70	0.90	▲ 1.05	▲ 0.79	経費の削減が計画を上回ったものの、資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
滋賀県 (信用組合)	1.79	1.31	1.68	▲ 0.10	+ 0.37	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。

## 2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	77.21	73.55	<b>75.99</b>	▲ 1.22	+ 2.44	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	57.67	64.81	<b>64.85</b>	+ 7.18	+ 0.04	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益がその他業務利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	64.33	62.47	<b>71.96</b>	+ 7.63	+ 9.49	経費（機械化関連費用を除く）は計画とほぼ同水準であったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	60.55	60.40	<b>65.13</b>	+ 4.58	+ 4.73	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が、資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	56.46	56.34	<b>75.43</b>	+ 18.97	+ 19.09	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	59.78	58.27	<b>53.49</b>	▲ 6.29	▲ 4.78	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益がその他業務利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	67.96	67.79	<b>73.00</b>	+ 5.04	+ 5.21	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北 都	63.58	63.56	<b>74.82</b>	+ 11.24	+ 11.26	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	62.06	60.72	<b>66.26</b>	+ 4.20	+ 5.54	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	79.59	79.00	<b>97.29</b>	+ 17.70	+ 18.29	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊 和	53.02	60.15	<b>66.10</b>	+ 13.08	+ 5.95	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	73.43	74.51	<b>73.64</b>	+ 0.21	▲ 0.87	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
横浜幸銀 (信用組合)	66.76	69.22	<b>58.39</b>	▲ 8.37	▲ 10.83	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
釧路 (信用組合)	74.01	72.59	<b>78.87</b>	+ 4.86	+ 6.28	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	77.85	80.77	<b>78.47</b>	+ 0.62	▲ 2.30	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

## 1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,491	1,510	<b>1,552</b>	+ 61	+ 42	事業性評価に基づく融資や課題解決型提案営業等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.20	33.30	<b>33.41</b>	+ 0.21	+ 0.11	
南日本	残高	3,260	3,289	<b>3,317</b>	+ 57	+ 28	顧客の事業性の把握及び理解に基づく貸出を中心に、地元への融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.84	41.67	<b>41.77</b>	▲ 0.07	+ 0.10	
みちのく	残高	4,311	4,471	<b>5,106</b>	+ 795	+ 635	エリア営業体制やKeyManを活用した、新規開拓や既存先の取引深耕に向けた推進活動に努め、資金需要の創出に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.34	20.68	<b>24.10</b>	+ 3.76	+ 3.42	
第 三	残高	5,991	6,091	<b>6,374</b>	+ 382	+ 282	コベナンツ活用型融資、ABLなど担保・保証に必要以上に依存しない融資や農林水産業分野、医療・介護分野、環境・エネルギー事業分野への貸出の増強を積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.70	30.71	<b>31.42</b>	+ 0.72	+ 0.71	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,821	1,902	<b>1,755</b>	▲ 65	▲ 147	常勤役員の営業店担当制を導入するなど、積極的な営業活動を展開したものの、金融機関同士の競争が激化していることや計画的に不良債権のオフバランス化を実施したことなどにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	43.60	44.10	<b>40.84</b>	▲ 2.76	▲ 3.26	
東 和	残高	6,432	6,822	<b>7,120</b>	+ 688	+ 298	貸出残高は「TOWAお客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.25	31.71	<b>30.59</b>	▲ 0.66	▲ 1.12	
高 知	残高	3,586	3,620	<b>3,956</b>	+ 370	+ 336	「こうぎん・ビビッド・ファンド」の活用や、成長分野への積極的な貸出等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.44	34.63	<b>35.84</b>	+ 1.40	+ 1.21	
北 都	残高	2,715	2,814	<b>2,902</b>	+ 186	+ 87	事業性評価活動により顧客ニーズの掘り起こしを通じた貸出の推進等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.17	20.27	<b>21.64</b>	+ 1.47	+ 1.37	
宮崎太陽	残高	2,243	2,520	<b>2,529</b>	+ 286	+ 9	貸出残高は事業性融資先への全先訪問等による取引先とのリレーション強化を目的とした営業活動に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	34.94	37.45	<b>36.91</b>	+ 1.97	▲ 0.54	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,004	1,035	<b>1,033</b>	+ 29	▲ 1	既存貸出先・預金先の各上位100先に対し、訪問活動を実施したものの、融資に繋がる情報収集が十分でなく、有効な貸出見込先の確保に至らず、貸出残高は計画を下回った。貸出比率は、総資産が計画を下回ったため、計画を上回った。
	比率	28.65	29.03	<b>29.65</b>	+ 1.00	+ 0.62	
豊 和	残高	2,294	2,489	<b>2,409</b>	+ 115	▲ 80	取引先の資金ニーズの掘り起こしや経営改善支援活動に伴う資金供給に取り組んだものの、営業力が不十分であったこと等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.99	43.39	<b>41.47</b>	+ 0.48	▲ 1.92	
東京厚生 (信用組合)	残高	223	233	<b>260</b>	+ 37	+ 26	営業推進本部を軸とする営業推進体制・営業店サポート体制等の強化や店舗別推進体制の再構築と各店の特性に合った業務運営等の諸施策の効果等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.45	38.86	<b>42.64</b>	+ 5.19	+ 3.78	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	1,932	2,383	<b>2,902</b>	+ 969	+ 519	広域信用組合であるため各地域に営業本部等（四部一室体制）を設置し、各部署において取引先への訪問頻度を高め、既存取引先から紹介を受けるなど訪問活動の徹底に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	56.73	58.99	<b>61.40</b>	+ 4.67	+ 2.41	
釧路 (信用組合)	残高	324	327	<b>318</b>	▲ 5	▲ 8	訪問頻度拡大により、取引先の課題・ニーズに対する解決策の提案に取り組んだほか、担保・保証に依存しない融資の推進等に取り組んだものの、貸出金償却及び債権売却等の影響により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.32	35.99	<b>34.40</b>	▲ 0.92	▲ 1.59	
滋賀県 (信用組合)	残高	411	418	<b>451</b>	+ 40	+ 33	融資推進店舗を選定し、外部人材を含めた人員を重点的に配置し、事業性融資先の開拓等を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.86	31.46	<b>31.81</b>	+ 0.95	+ 0.35	



## 2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	9.11	9.17	14.04	+ 4.93	+ 4.87	マッチング情報を切り口とした提案型営業、外部支援機関との連携による経営相談支援や、ライフステージに応じた取引先支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	1.61	1.64	+ 0.11	+ 0.03	取引先企業の抱える課題等を把握した上で、本部・営業店が連携して経営に関するアドバイス等を行う経営相談支援や、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携等による事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	10.35	11.66	12.76	+ 2.41	+ 1.10	お客様の事業承継ニーズに応じたサポートや、担保・保証に過度に依存しない私募債や各種ビジネスローン等の推進に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	2.11	2.17	3.79	+ 1.68	+ 1.62	コベナンツ活用型融資など、担保・保証に必要以上に依存しない融資への取組みや、本部企業支援部が主体となって経営相談に係る取組みを強化するなど積極的な取組みを行ったことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	5.51	6.25	6.74	+ 1.23	+ 0.49	担保又は保証に過度に依存しない融資の促進等への取組や、外部機関・外部専門家との連携により、経営改善支援及び早期事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	11.72	11.93	27.91	+ 16.19	+ 15.98	外部専門機関等と連携した経営相談等の実施や、経営者保証ガイドライン適用により経営者保証を免除するなど、担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	3.02	3.12	4.73	+ 1.71	+ 1.61	「営業サポート情報システム」によるビジネスマッチングや、商談会支援のほか、ABL手法等を活用した担保・保証に過度に依存しない融資等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	9.62	9.98	14.82	+ 5.20	+ 4.84	事業先約一万先に経営課題等を聞き取る訪問活動を展開し、ビジネスマッチング等の経営相談支援や、中小企業再生支援協議会等との連携による事業再生支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	10.13	15.76	16.62	+ 6.49	+ 0.86	「たいようビジネスマッチングサービス」を活用した販路拡大支援や、外部機関との連携による事業承継支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	14.55	18.22	別紙④	+ 11.99	+ 8.32	支援先の経営課題の分析・把握等について外部専門家と連携・協力して積極的に取り組み、既存融資取引先の中から特別経営支援資金の融資条件にあった見込先リストを作成し、利用推進を行ったことなどから、計画を上回った。
豊 和	7.23	7.80	8.97	+ 1.74	+ 1.17	外部専門家と連携した経営改善計画の策定支援など取引先の経営相談支援や、担保・保証に過度に依存しない融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	13.26	13.60	18.16	+ 4.90	+ 4.56	事業支援室が主体となり、支援先の経営課題の把握・分析、経営改善の取組にかかる企画立案、経営改善計画の策定支援などについて、外部専門家等の協力を得て取り組んだことから、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	7.82	13.47	15.67	+ 7.85	+ 2.20	経営改善計画の策定やモニタリング指導、テナント先の紹介や外部専門家と連携した経営改善に取り組んだことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	3.19	3.41	3.94	+ 0.75	+ 0.53	担保・保証に依存しない融資や中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携した経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	36.06	36.47	38.45	+ 2.39	+ 1.98	事業再生の専担組織による支援先の経営分析・把握、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携による事業再生支援など、本部と営業店が連携して取り組んだことから、計画を上回った。

# 金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 平成30年3月期の実施状況の概要

## 1. 経営改善の目標

### 1) 資金利益

(単位:億円)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合連合会	171	160	171	+ 0	+ 11	高配当株式ETFへの投資や国債レボ取引による収益等が寄与し、資金利益は計画を上回った。

### 2) 一営業店当たり資金量

(単位:億円)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合連合会	6,476	7,700	7,562	+ 1,085	▲ 138	当初の想定よりも個別信用組合が有価証券の償還資金を当会預け金に預入する動きが見られず、一営業店当たり資金量は計画を下回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績		
全国信用協同組合連合会	残高	4,975	8,230	+ 3,255	特定信用組合(資本支援を行った11信用組合)において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	36.07	44.07	+ 8.00	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

### 2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績		
全国信用協同組合連合会	6.30	13.69	13.69	+ 7.39	特定信用組合において、創業に伴う金融支援のほか、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し、抜本的な経営改善計画の策定等により経営改善や再生支援に取り組んだことから、経営改善支援先割合は計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

## 金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成30年3月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成23年7月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画

(別紙7)

## 平成30年3月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23年9月)	100億円(24年9月)

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>本店のほか5ヵ所に分室を設置している「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化するため、仙台、山形、庄内、大宮の各地に法人グループを設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30年4月より、ブロックに1名ずつ「事業性評価アドバイザー」および「現場審査役」を配置し、営業現場の支援を強化</li> <li>営業店と本部が目線を統一し、顧客目線で経営改善に取り組んでいくための体制を整備するため、「マネジメント サポート マインド(経営課題解決に向けた支援の心構え)」を制定(29年12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域応援部」、「支店統括部」、「資産運用コンサルティング部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援への本部サポートを強化</li> <li>地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、各営業店の取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施</li> </ul>
	② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(29年度下期成約件数:67件)(仙台、きらやか)</li> <li>両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援(29年度下期協調・紹介融資実績:9件)(仙台、きらやか)</li> <li>復興支援に向けた共同イベント等の開催による被災者支援の継続(29年10月開催)(仙台、きらやか)</li> <li>被災企業等の経営改善計画の策定支援や訪問活動、コンサルタント等の外部機関と連携した事業再生支援(仙台)</li> <li>店舗が再開していない津波被災地(石巻市)等での顧客利便性を確保するため、巡回型移動店舗による営業(仙台)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「マネジメント サポート マインド」に基づき、営業店と本部が目線を統一して、顧客目線に立った経営改善支援を進めていくため、「経営改善サポート協議会」にて支援方針を検討</li> <li>事業性評価を通じ、事業内容や成長可能性等を適切に評価することで、積極的にリスクテイクを行う新たな支援手法としての取組みを実施</li> <li>「ソリューション相談シート」を営業店と本部が共有することで、質の高いサービスを迅速に提供(29年度下期:196件)</li> <li>地域経済の活性化を目的とした「つくば地域活性化ファンド」による資金供給支援(30年2月 第5号案件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災復興ミーティングを行い(30年2月)、被災事業者に対する本業支援の実施状況、課題等を本部・被災地域の営業店で共有し取組みを強化</li> <li>「事業性評価シート」を活用(30年3月末:約1,100先)し、企業を事業特性や成長可能性など多方面から評価することで、担保や保証に依存しない融資を推進</li> <li>営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(29年度登録:131件)</li> <li>本業支援の事例を各営業店で共有することを目的として、本業支援事例集を発刊(29年度紹介件数:76件)</li> </ul>
被災者向け新規融資	事業性 6,352先/2,137億円 消費性 3,629先/226億円	1,404件/399億円 150件/19億円	38,732件/5,159億円 11,892件/1,277億円	3,640件/891億円 617件/103億円
被災者向け条件変更	事業性 248先/152億円 消費性 332先/40億円	643件/200億円 104件/18億円	3,634件/915億円 177件/17億円	1,092件/192億円 75件/9億円
【参考】30/3期の貸出金残高	7,025億円	1兆209億円	1兆6,328億円	5,524億円
産業復興機構の活用	決定27先/検討中 1先	—	決定12先	決定57先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定67先/検討中 1先	決定 7先	決定26先	決定55先
個人版私的整理ガイドラインの活用	成立42件/検討中 2件	成立 4件	—	成立18件

※ 計数は平成30年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成30年6月末時点)

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成30年3月期の履行状況の概要

(別紙8)

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

## 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用供与の円滑化のため、従来の「みやしん駅前相談プラザ」に加え、29年4月に開設の「みやしん山田相談プラザ」でも月1回の休日相談を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先の課題の多様化に対応するため、適切な専門家に相談できる「相談ブース」を開設し、これまで累計で39件(30年5月末)の相談を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資窓口の専用ブースで開催している「しんきん復興支援相談会」について、30年9月まで開催期間を延長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難する顧客の相談等に対応するため、29年度も定期的な移動相談会を開催(常設相談所と合わせ29年度609件)</li> </ul>	
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部機関等の専門的なノウハウの活用による経営改善支援として、29年10月の「ネット利活用による販路拡大セミナー」や30年3月の「事業承継セミナー」を開催</li> <li>29年10月、地方創生に向けた支援の取組みとして、地域外からの転入者の金利を優遇する住宅ローンや地元木材を利用した住宅の金利を優遇するローンなどの取扱いを開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>29年10月、地域間のビジネスチャンスの創出の機会として、提携する東京東信金の取引先経営者と当金庫の取引先経営者の異業種交流会を開催</li> <li>29年11月、顧客の販路開拓・拡大支援として、「ビジネスマッチ東北2017」において、取引先21先の出展を支援</li> <li>29年12月、創業支援融資商品として、最長5年間利子補給付きの「パワーアップ21」の取扱いを開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害復興に係る事業性ローンである「しんきん復興支援資金」について、30年9月まで取扱期間を延長</li> <li>29年11月、顧客の販路開拓・拡大支援として、「ビジネスマッチ東北2017」において、取引先13先の出展を支援</li> <li>29年11月より、地域の新たな資金需要の創出等を目的として、日本政策金融公庫との協調融資商品である「創業ダブルサポートローン」の取扱いを開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔地に避難する顧客へのきめ細かな対応のため、30年3月、地図情報システムを融合した新渉外支援システムを導入</li> <li>29年11月、顧客の販路開拓・拡大支援として、「ビジネスマッチ東北2017」において、取引先5先の出展を支援</li> <li>インターネットを活用した販路開拓支援として、ネッパン協議会との連携により、29年11月、取引先1先のハンズオン支援を開始</li> </ul>	
被災者向け新規融資	事業性 消費性	1,196先/177億円 603先/52億円	2,313先/501億円 608先/54億円	972先/431億円 1,019先/138億円	1,508先/602億円 441先/64億円
被災者向け条件変更	事業性 消費性	175先/90億円 75先/6億円	123先/61億円 295先/11億円	228先/105億円 108先/13億円	452先/268億円 466先/38億円
【参考】30/3期の貸出金残高		295億円	454億円	653億円	864億円
産業復興機構の活用		決定24件	決定28件	決定34件/検討中6件	決定5件
東日本大震災事業者再生支援機構の活用		決定46件	決定27件	決定57件/検討中15件	決定5件
個人版私的整理ガイドラインの活用		成立11件	成立26件	成立39件	成立2件

※ 計数は平成30年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成30年6月末時点)

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成30年3月期の履行状況の概要

(別紙9)

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

## 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの顧客ニーズに応えるべく、29年度も引き続き休日融資相談会及び夜間融資相談会を実施(23年4月以降の相談受付:9,760件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>29年度も継続して、顧問契約を締結している中小企業診断士等の外部専門家2名による中小企業・小規模事業者の経営課題解決に向けた相談会を毎月実施(29年度:105件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後継者問題に悩む小規模事業者・中小企業経営者の支援を強化するために、事業承継・M&amp;Aマッチングサイト運営会社とビジネスマッチング契約を締結し、事業者の相談・支援に係る取組を強化</li> </ul>
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧問契約を締結している中小企業診断士や福島県産業復興相談センター等の専門家を派遣し、経営改善支援を実施(29年度:15先)</li> <li>29年10月、キャリア支援機構との連携により、当組合の取引先事業者向けに、人材確保に向けたセミナーを開催</li> <li>被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品「そうごしんくみ復興特別資金」及び「そうごしんくみ復興アパートローン」の取扱期間を31年3月末まで延長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先の経営者交流会「うるしの実クラブ」の活動の一つとして、30年1月、会員同士のビジネスマッチング交流会を開催(104社・151名参加)</li> <li>29年1月に全国8信組とともに設立したファンド「信用組合共同農業未来投資事業有限責任組合」より、30年3月、IT企業による農業参入した認定農業者へ、30百万円の投資を実行</li> <li>顧問契約する中小企業診断士等が事業計画策定から融資後のフォローまでトータルサポートする創業支援資金「フロンティア」を引き続き提供(29年度:14件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>29年11月、地元商工会が開催した「西那須野創業塾」に、当信用組合の融資部と地域支援部職員が講師として参加し、地域経済の活性化等に貢献</li> <li>30年2月、地元在住の勤労者で、これまではローンを受けられなかった者も対象に含めた保証会社に頼らない消費者ローン「ハッスルトゥルー」の取扱いを開始</li> <li>30年2月、顧客企業に対してライフステージに応じたコンサルティング機能の強化や中期計画の策定支援、モニタリング支援への取組に関する協力強化のために、TKC関東信越会と覚書を締結</li> </ul>
被災者向け 新規融資	613先／207億円	177先／298億円	3,458件(457先)／353億円
被災者向け 条件変更	286先／45億円	67先／10億円	134件(84先)／3億円
被災者向け 事業性	495件／142億円	211先／230億円	3,101件／347億円
被災者向け 消費性	194件／16億円	68先／8億円	163件／21億円
【参考】 30/3期の貸出金残高	389億円	1,056億円	395億円
産業復興機構の活用	決定5件	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定3先	決定8先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立2件	成立3件	—

※ 計数は平成30年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成30年6月末時点)



## 金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 30 年 9 月期）」の概要

(注) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成 20 年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円
豊和銀行	26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	29年12月22日	100億円

釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

# 金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画 平成30年9月期の履行状況の概要

(別紙11)

## 1. 経営改善の目標

## 1) コア業務純益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	30年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5	2	1	▲ 1	▲ 0	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	36	13	12	▲ 11	▲ 0	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	59	25	19	▲ 21	▲ 6	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	50	30	28	+ 6	▲ 2	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	105	29	39	▲ 25	+ 10	資金利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	24	9	7	▲ 9	▲ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	24	8	11	▲ 0	+ 3	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	18	4	5	▲ 7	+ 1	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
豊 和	28	15	6	▲ 15	▲ 8	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。

注)「始期比」は、30年9月期(半期)の実績を2倍にし、「計画始期の水準」(通期)と比較



## 2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	30年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	77.21	72.95	<b>78.28</b>	+ 1.07	+ 5.33	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	57.67	65.73	<b>67.76</b>	+ 10.09	+ 2.03	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	71.96	73.85	<b>71.61</b>	▲ 0.35	▲ 2.24	経費（機械化関連費用を除く）は計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等関係損益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
第 三	65.13	64.24	<b>63.82</b>	▲ 1.31	▲ 0.42	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
東 和	53.49	70.46	<b>64.32</b>	+ 10.83	▲ 6.14	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	73.00	71.83	<b>73.35</b>	+ 0.35	+ 1.52	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北 都	74.82	76.37	<b>72.06</b>	▲ 2.76	▲ 4.31	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	66.26	73.03	<b>71.77</b>	+ 5.51	▲ 1.26	経費（機械化関連費用を除く）が次期システム移行に伴い計画を上回ったものの、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	53.02	55.42	<b>67.23</b>	+ 14.21	+ 11.81	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

## 1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	30年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,491	1,515	<b>1,556</b>	+ 65	+ 41	事業性評価に基づく融資や課題解決型提案営業等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回ったものの、総資産が同残高以上に増加したことから、貸出比率は計画を下回った。
	比率	33.20	33.39	<b>33.03</b>	▲ 0.17	▲ 0.36	
南日本	残高	3,260	3,304	<b>3,361</b>	+ 101	+ 57	顧客の事業性の把握及び理解に基づく貸出を中心に、地元への融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回ったものの、総資産が同残高以上に増加したことから、貸出比率は計画を下回った。
	比率	41.84	41.77	<b>41.70</b>	▲ 0.14	▲ 0.07	
みちのく	残高	5,106	5,145	<b>5,223</b>	+ 117	+ 78	Keyman活用による法人営業活動強化やミドルリスク層へのアプローチ強化に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	24.10	23.59	<b>23.97</b>	▲ 0.13	+ 0.38	
第 三	残高	6,374	6,384	<b>6,384</b>	+ 10	+ 0	リレーションシート等を活用した事業性評価に基づく融資やリレーション強化とソリューション提供を通じて地元三重県・愛知県の貸出金の増強に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	31.42	31.45	<b>31.52</b>	+ 0.10	+ 0.07	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,755	1,755	<b>1,718</b>	▲ 37	▲ 37	本部の取組方針を明確にするなどにより、貸出金の増強に取り組んだものの、金融機関同士の競争が続いていることや大口貸出先等に対する追加融資の抑制等の影響により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.84	40.79	<b>39.89</b>	▲ 0.95	▲ 0.90	
東 和	残高	7,120	7,210	<b>7,263</b>	+ 143	+ 53	「TOWAお客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.59	30.98	<b>31.03</b>	+ 0.44	+ 0.05	
高 知	残高	3,956	3,958	<b>3,960</b>	+ 4	+ 2	医療・福祉分野等の成長分野に対する一層のリレーション強化などによって、取引先の資金需要や各種相談にきめ細かく取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	35.84	36.20	<b>36.73</b>	+ 0.89	+ 0.53	
北 都	残高	2,902	2,914	<b>2,927</b>	+ 25	+ 13	再生可能エネルギー向け融資に加え、一万先訪問活動により顧客接点が拡大したことから、貸出残高は計画を上回ったものの、総資産が同残高以上に増加したことから、貸出比率は計画を下回った。
	比率	21.64	21.65	<b>21.21</b>	▲ 0.43	▲ 0.44	
宮崎太陽	残高	2,529	2,532	<b>2,553</b>	+ 24	+ 21	事業内容や成長可能性等を適切に評価する事業性評価により、取引先の資金ニーズへの対応に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	36.91	36.49	<b>36.83</b>	▲ 0.07	+ 0.34	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,033	1,049	<b>1,047</b>	+ 13	▲ 1	中小規模事業者等へのプロパー貸出を主体として取り組んできたものの、案件の掘り起こしが不十分で伸ばせなかったことや地方公共団体貸付残高の大幅な伸びなどにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	29.65	30.33	<b>29.49</b>	▲ 0.16	▲ 0.84	
豊 和	残高	2,294	2,540	<b>2,439</b>	+ 145	▲ 101	取引先の資金ニーズの掘り起こしや経営改善支援活動に伴う資金供給に取り組んだものの、営業力が不十分であったこと等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.99	43.70	<b>41.60</b>	+ 0.61	▲ 2.10	
東京厚生 (信用組合)	残高	223	236	<b>259</b>	+ 36	+ 22	営業推進本部を軸とする営業推進体制・営業店サポート体制等の強化や店舗別推進体制の再構築と各店の特性に合った業務運営等の諸施策の効果等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.45	39.17	<b>42.63</b>	+ 5.18	+ 3.46	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	1,932	2,448	<b>3,119</b>	+ 1,186	+ 671	営業本部及び営業店において、取引先への訪問頻度を増やしメイン化を図るとともに、その人縁・地縁を活かした新規顧客の開拓を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	56.73	59.23	<b>63.87</b>	+ 7.14	+ 4.64	
釧路 (信用組合)	残高	324	328	<b>324</b>	+ 0	▲ 3	データベースを活用した融資推進対象先への訪問営業活動の強化、理事長・役員によるトップセールスの強化等に取り組んだものの、貸出金償却等の影響により貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.32	35.92	<b>34.72</b>	▲ 0.60	▲ 1.20	
滋賀県 (信用組合)	残高	411	421	<b>474</b>	+ 62	+ 53	融資推進店舗を選定し、外部人材を含めた人員を重点的に配置し、事業性融資先の開拓等を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.86	31.58	<b>32.20</b>	+ 1.34	+ 0.62	

## 2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	30年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	9.11	9.19	10.89	+ 1.78	+ 1.70	マッチング情報を切り口とした提案型営業、外部支援機関との連携による経営相談支援や、ライフステージに応じた取引先支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	1.84	2.03	+ 0.50	+ 0.19	取引先企業の抱える課題等を把握した上で、本部・営業店が連携して経営に関するアドバイス等を行う経営相談支援や、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携等による事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	7.05	7.17	10.04	+ 2.99	+ 2.87	自治体や各種支援機関との連携や、コンサルティングメニューの拡充、プロダクトサービスの強化に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	4.98	5.94	6.79	+ 1.81	+ 0.85	本部・営業店が一体となって経営改善計画の策定支援やソリューション提案等の経営相談支援のほか、提携先を活用し多様な事業承継ニーズに対するソリューション提案などの事業承継支援に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	6.74	6.86	7.52	+ 0.78	+ 0.66	総合相談センターを中心とした成長分野への貸出推進に向けた取組や担保又は保証に過度に依存しない融資の促進等への取組のほか、外部機関・外部専門家との連携により、経営改善支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	27.91	27.51	28.68	+ 0.77	+ 1.17	原則、無担保でスピーディな対応が可能な「BIZ-クイック」などを取り扱うとともに、ABL等の積極的な活用により担保・保証に過度に依存しない融資の促進に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	4.73	4.78	6.94	+ 2.21	+ 2.16	「営業サポート情報システム」によるビジネスマッチングや、商談会支援のほか、ABL手法等を活用した担保・保証に過度に依存しない融資等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	14.82	14.83	15.31	+ 0.49	+ 0.48	女性及び若者、シニア層、移住者の方に焦点を当てた取組み実施により創業・新事業開拓支援先数が増加したことから、計画を上回った。
宮崎太陽	0.71	0.84	1.31	+ 0.60	+ 0.47	事業性評価による担保・保証に過度に依存しない融資等や、外部機関との連携による創業・新事業開拓支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	26.54	28.27	38.74	+ 12.20	+ 10.47	支援先の経営課題の分析・把握等について外部専門家と連携・協力したほか、特別経営支援資金等の推奨により担保又は保証に過度に依存しない融資に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	7.23	7.82	9.35	+ 2.12	+ 1.53	外部専門家と連携した経営改善計画の策定支援など取引先の経営相談支援や、担保・保証に過度に依存しない融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	13.26	13.26	14.86	+ 1.60	+ 1.60	事業支援室が主体となり、支援先の経営課題の把握・分析、経営改善の取組みにかかる企画立案、経営改善計画の策定支援などについて、外部の専門家等の協力を得て取り組んだことから、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	7.82	13.99	17.28	+ 9.46	+ 3.29	経営支援部が主体となって、経営改善計画の策定やモニタリング指導、テナントの紹介や外部専門家と連携した経営改善への取組みなど、支援先の実態に即した取組を行ったことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	3.19	3.48	4.01	+ 0.82	+ 0.53	経営改善支援先を指定し、中小企業再生支援協議会等と連携した事業再生に取り組んだほか、取引先の売掛債権を弁済原資とするローンの活用など担保・保証に過度に依存しない融資推進に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	36.06	36.62	40.06	+ 4.00	+ 3.44	事業再生の専担組織による支援先の経営分析・把握、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携による事業再生支援など、本部と営業店が連携して取り組んだことから、計画を上回った。

# 金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 平成30年9月期の実施状況の概要

## 1. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	30年9月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績			
全国信用協同 組合連合会	残高	4,975	<b>8,607</b>	+ 3.632	特定信用組合(資本支援を行った11信用組合)において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進又は成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	36.07	<b>45.19</b>	+ 9.12	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

### 2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	30年9月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績			
全国信用協同組合 連合会	6.30	<b>14.37</b>	+ 8.07	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し事業再生支援などに取り組んだことから、計画始期を上回った。	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

## 金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 30 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画

(別紙14)

## 平成30年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23年9月)	100億円(24年9月)

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>本店のほか5カ所に分室を設置している「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化するため、仙台、山形に法人営業グループを設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30年4月より、ブロックに1名ずつ「事業性評価アドバイザー」および「現場審査役」を配置し、営業現場の支援を強化</li> <li>30年4月より、正しいプロセスを踏んだ顧客目線の営業活動を一層強化するためにプロセス評価・目標を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域応援部」、「支店統括部」、「資産運用コンサルティング部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援への本部サポートを強化</li> <li>地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、各営業店の取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施</li> </ul>	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(30年度上期成約件数:35件)(仙台、きらやか)</li> <li>両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援(30年度上期協調・紹介融資実績:6件)(仙台、きらやか)</li> <li>復興支援に向けた共同イベント等の開催による被災者支援の継続(30年10月開催)(仙台、きらやか)</li> <li>被災企業等の経営改善計画の策定支援や訪問活動、コンサルタント等の外部機関と連携した事業再生支援(仙台)</li> <li>店舗が再開していない津波被災地(石巻市)等での顧客利便性を確保するため、巡回型移動店舗による営業(仙台)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「経営改善サポート協議会」を開催し(30年6月)、条件変更を長期にわたり継続するなど経営課題を抱える先について、企業のライフステージに応じた経営支援に関する方針を営業店・本部一体となって検討</li> <li>「2018筑波銀行ビジネス交流商談会」を開催(30年10月)し、地域資源の発信及び茨城県の枠を超えた広域マッチングの場を提供</li> <li>「ソリューション相談シート」を営業店と本部が共有することで、質の高いサービスを迅速に提供(30年度上期:189件)</li> <li>地域経済の活性化を目的とした「つくば地域活性化ファンド」による資金供給支援(第8号案件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続</li> <li>財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化(30年11月末:722億円)</li> <li>「事業性評価シート」を活用(30年9月末:1,193先)し、企業を事業特性や成長可能性など多方面から評価することで、担保や保証に依存しない融資を推進</li> <li>営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(30年度上期登録:51件)</li> </ul>		
被災者向け新規融資	事業性 消費性	6,721先/2,259億円 3,792先/231億円	1,412件/402億円 150件/19億円	41,503件/5,601億円 12,659件/1,468億円	3,675件/897億円 634件/107億円
被災者向け条件変更	事業性 消費性	248先/152億円 338先/40億円	643件/200億円 104件/18億円	3,646件/917億円 177件/17億円	1,093件/192億円 75件/9億円
【参考】30/9期の貸出金残高		7,146億円	1兆100億円	1兆6,287億円	5,665億円
産業復興機構の活用		決定28先	—	決定12先	決定57先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用		決定67先/検討中 1件	決定 7先	決定26先	決定55先
個人版私的整理ガイドラインの活用		成立42件/検討中 2件	成立 4件	—	成立18件

※ 計数は平成30年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成30年12月末時点)

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成30年9月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

## 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用供与の円滑化のため、従来の「みやしん駅前相談プラザ」に加え、29年4月に開設の「みやしん山田相談プラザ」でも月1回の休日相談を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先の課題の多様化に対応するため、適切な専門家に相談できる「相談ブース」を本店に開設し、これまで累計で61先(30年11月末)の相談を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30年8月から、宮城県商工会連合会の「宮城県よろず支援拠点」と連携し、新設した総合相談センターにおいて、毎月2回経営相談会を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難する顧客の相談等に対応するため、30年度も定期的な移動相談会を開催(常設相談所と合わせ30年11月末現在:517件)</li> </ul>																
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>30年4月、岩手県や県内金融機関等とともに地域企業が有する特許等の知的財産権を評価し、融資や経営支援に取り組むための連携組織「岩手県知財金融推進コンソーシアム」に参画</li> <li>30年度から、プロパーローン「みやしん絆」について、事業性評価シートの作成を通じて取引先の実態把握を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30年4月、(株)日本政策金融公庫との連携による創業者向け協調融資制度「YELL(エール)」の取扱いを開始</li> <li>30年8月、新たなビジネス創出、地域活性化のきっかけ作りの機会として、稚内信用金庫取引先と当金庫取引先との経営者交流会を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>29年度に引き続き、30年度も連携協定を締結する石巻市、東松島市及び女川町と「いしのまきイノベーション企業家塾」を共催</li> <li>被災した事業者への支援のため、災害復興に係る事業性ローン「しんきん復興支援資金」の取扱期間を31年3月末まで延長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30年4月から、テレビ会議システム端末を順次店舗窓口を設置し、お客様の要望・相談に応じて、本部の専門知識を有する職員と連携して対応</li> <li>30年9月、顧客の販路開拓・拡大支援として、「2018"よい仕事おこし"フェア」において、取引先2先の出展を支援</li> </ul>																
被災者向け 新規融資	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>1,287先/187億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>622先/54億円</td> </tr> </table>	事業性	1,287先/187億円	消費性	622先/54億円	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>2,434先/522億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>648先/56億円</td> </tr> </table>	事業性	2,434先/522億円	消費性	648先/56億円	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>972先/445億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>1,020先/139億円</td> </tr> </table>	事業性	972先/445億円	消費性	1,020先/139億円	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>1,612先/637億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>462先/67億円</td> </tr> </table>	事業性	1,612先/637億円	消費性	462先/67億円
事業性	1,287先/187億円																			
消費性	622先/54億円																			
事業性	2,434先/522億円																			
消費性	648先/56億円																			
事業性	972先/445億円																			
消費性	1,020先/139億円																			
事業性	1,612先/637億円																			
消費性	462先/67億円																			
被災者向け 条件変更	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>181先/90億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>75先/6億円</td> </tr> </table>	事業性	181先/90億円	消費性	75先/6億円	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>123先/61億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>295先/11億円</td> </tr> </table>	事業性	123先/61億円	消費性	295先/11億円	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>229先/105億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>108先/13億円</td> </tr> </table>	事業性	229先/105億円	消費性	108先/13億円	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>468先/273億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>473先/38億円</td> </tr> </table>	事業性	468先/273億円	消費性	473先/38億円
事業性	181先/90億円																			
消費性	75先/6億円																			
事業性	123先/61億円																			
消費性	295先/11億円																			
事業性	229先/105億円																			
消費性	108先/13億円																			
事業性	468先/273億円																			
消費性	473先/38億円																			
【参考】 30/9期の貸出金残高	296億円	445億円	666億円	882億円																
産業復興機構の活用	決定24件	決定28件	決定35件	決定5件																
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定46件	決定27件	決定58件	決定5件																
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立11件	成立26件	成立39件	成立2件																

※ 計数は平成30年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成30年12月末時点)



## 金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成30年9月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの顧客ニーズに応えるべく、30年度も相談所を継続開設しているほか、休日融資相談会及び夜間融資相談会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30年度も継続して、顧問契約を締結している中小企業診断士等の外部専門家2名による中小企業・小規模事業者の経営課題解決に向けた相談を毎月実施(30年11月末現在:67件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30年12月、那須塩原市及び第一勧業信用組合と相互の発展及び地方創生の実現に資することを目的として、包括連携協定を締結</li> </ul>	
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧問契約を締結している中小企業診断士「経営改善支援コーディネーター」を支援対象先に派遣し、経営改善支援活動を実施(30年11月末現在:8先)</li> <li>被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品「そうごしんくみ復興特別資金」及び「そうごしんくみ復興アパートローン」の取扱期間を31年3月末まで延長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先事業者に対して後継者の有無等に関する調査を実施するほか、廃業を予定している先に対し、「福島県事業引継ぎ支援センター」と連携したM&amp;A等のマッチング支援を推進</li> <li>顧問契約を締結している中小企業診断士等が事業計画策定から融資後のフォローまでトータルサポートする創業・新事業支援資金「フロンティア」を引き続き提供(30年11月末現在:7件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれ地元商工会が開催した、30年7月の「創業支援塾」、10月及び11月の「西那須野創業塾」に、融資部と地域支援部の職員が講師として参加し、地域経済の活性化等に貢献</li> <li>「融資専門担当者(チームHOT)」の「特別貸出FS」活動の実施による、地域の中小零細事業者への円滑な信用供与、再生支援、経営支援への積極的な取組</li> <li>30年11月、日本政策金融公庫との協調融資商品「創業サポートローン・ハスルトウギャザー」の取扱いを開始</li> </ul>	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	616先/209億円 290先/45億円	177先/316億円 67先/10億円	3,612件(457先)/376億円 137件(84先)/3億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	533件/152億円 195件/16億円	211先/230億円 68先/8億円	3,260件/362億円 172件/22億円
【参考】 30/9期の貸出金残高		390億円	1,074億円	401億円
産業復興機構の活用		決定5件	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定3先	決定8先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立2件	成立3件	—

※ 計数は平成30年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成30年12月末時点)



## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【みちのく銀行・第三銀行】

(平成30年9月26日(水)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (30/3期)	計画終期 (33/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
みちのく銀行 (21年9月) [200億円]	コア業務純益	59	63	3	<b>○創業から事業再生まで一貫した支援体制の構築</b> - 創業・新事業支援を強化するため、「創業支援室」を新設(30年4月) - セグメント別営業の再構築を行うことで、ミドルリスク層に対する支援体制を強化 - 事業承継に係る課題解決のため、業務提携先と連携の強化等のサポート体制を構築 - 営業利益改善支援活動(戦略ミーティングを軸とした法人営業、法人ソリューションサービスの拡充など) - みちのくサービサーの設立 <b>○ライフプラン実現に向けたコンサルティングの実践</b> - 専門的知識・スキルを持ったスタッフを70名以上配置、休日営業拠点を5ヶ所から16ヶ所に拡充 <b>○デジタル技術を通じた業務効率化と店舗の統廃合</b> - 新システム導入により、従来型業務を15%削減 - 戦略的な出店と店舗の統廃合を実施 <b>○KPI(経営改善の目標を達成するための評価指標)</b> - 主要戦略に基づいた施策の効果を評価するKPIを設定
	業務粗利益経費率	71.96	70.02	▲ 1.94	
	中小企業向け貸出残高	5,106	5,356	250	
	同 貸出比率	24.10	24.23	0.13	
	経営改善支援先割合	7.05	9.60	2.55	
第三銀行 (21年9月) [300億円]	コア業務純益	50	64	13	<b>○リレーションの構築とソリューションの提供</b> - 事業性評価に基づく融資や本業支援の強化 - 経営改善計画策定先等のミドルリスク先への経営改善支援 - 三重県中南部地域活性化推進プロジェクトへの取組 <b>○経営の効率化・最適化</b> - 三重銀行との経営統合や営業戦略を踏まえた効率的で強力な営業体制の構築 - 将来的な合併を踏まえた店舗ネットワークの最適化や店舗の効率化 <b>○人材力の強化</b> - 高いコンサルティング力を有する人材育成 - 預り資産の販売や融資推進に関する研修の充実 - 働き方の改革等による組織の活性化 <b>○内部管理態勢の強化と地域社会への貢献</b> - コンプライアンス態勢の強化 - CSRの取組強化
	業務粗利益経費率	65.13	63.08	▲ 2.05	
	中小企業向け貸出残高	6,374	6,524	150	
	同 貸出比率	31.42	31.69	0.27	
	経営改善支援先割合	4.98	6.02	1.04	

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要②【東和銀行・高知銀行】

(平成30年9月26日(水)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (30/3期)	計画終期 (33/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
東和銀行 (21年12月) [350億円]	コア業務純益	105	106	0.4	<b>○本業支援</b> ー ゆうちょ銀行との地域経済活性化ファンドを活用したエクイティ性資金の供与 ー リレバン推進部お客様応接室の機能を強化し、ビジネスマッチングや提案活動を強化 ー リレバン推進部にコンサルティング室を新設し、事業承継・M&Aなど専門性の高い支援業務の強化を図る ー 経営者保証ガイドラインの積極適用 <b>○経営改善支援・事業再生支援</b> ー ミドルリスク層の事業内容を理解した上で、短期継続融資やリファイナンスといった手段を活用 ー 審査管理部企業支援室の機能強化 <b>○資産形成支援</b> ー 外部専門機関との協働による顧客本位の投信業務プロジェクト ー 資産形成プロモーターの養成 <b>○KPI(重要業績評価指標)の設定</b> ー お客様応援活動の強化・深化に向けた諸施策の実効性の担保と進捗度合いの計測のため、KPIを設定
	業務粗利益経費率	53.49	53.48	▲ 0.01	
	中小企業向け貸出残高	7,120	7,660	540	
	同 貸出比率	30.59	31.82	1.23	
	経営改善支援先割合	27.91	28.67	0.76	
高知銀行 (21年12月) [150億円]	コア業務純益	24	24	0.05	<b>○BPR効果の最大化と営業基盤の強化</b> ー BPRにより事務負担を軽減させ、創出される時間・力を営業活動の質と量の向上に充て、営業人員を増強 ー 業務効率化を目的とした顧客情報管理システムの高度化や、行内データベースの統合管理などの更なるIT化促進の検討 <b>○事業性評価に基づく融資の増強</b> ー 取引先ごとの課題に応じたコンサルティングや、ソリューション提供のためのプラットフォームの構築 ー 顧客セグメンテーションに基づくソリューションや融資等の提案による付加価値を提供 ー 課題解決に向けたプロセスに対する独自ベンチマークの設定と営業店の業績評価への反映 <b>○個人取引の強化</b> ー ライフステージに応じた金融商品の提供 <b>○顧客接点の拡大と店舗間連携の強化</b> ー 営業区域の特性に応じた店舗機能への特化
	業務粗利益経費率	73.00	70.03	▲ 2.97	
	中小企業向け貸出残高	3,956	4,003	47	
	同 貸出比率	35.84	36.35	0.51	
	経営改善支援先割合	4.73	5.00	0.27	

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要③【北都銀行・宮崎太陽銀行】

(平成30年9月26日(水)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (30/3期)	計画終期 (33/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
北都銀行 (22年3月) [100億円]	コア業務純益	24	24	0.5	<p>○お客さま本位の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「一万先訪問活動」の徹底と浸透</li> <li>事業性評価活動を通じたコンサルティング営業の強化</li> <li>中小企業の経営力向上へ向けた支援</li> </ul> <p>○地域貢献力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生への取組強化</li> <li>再生可能エネルギー分野の取組強化</li> <li>真の経営改善、事業再生支援に向けた適切なソリューションの提供</li> </ul> <p>○経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>強固な有価証券ポートフォリオの構築</li> <li>働き方改革の推進</li> <li>営業店事務の省力化を中心とした業務効率化</li> <li>収益管理態勢の高度化により、営業店の収益に関する意識向上</li> </ul>
	業務粗利益経費率	74.82	73.21	▲ 1.61	
	中小企業向け貸出残高	2,902	2,986	84	
	同 貸出比率	21.64	21.79	0.15	
	経営改善支援先割合	14.82	14.90	0.08	
宮崎太陽銀行 (22年3月) [130億円]	コア業務純益	18	18	0.1	<p>○ファイナンス以外での価値あるサービス提供に有用なお客さま自身の事業運営課題認識の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業内容の情報に基づいた融資関連情報以外のサービス提供</li> <li>事業運営上の課題認識をデータベース化し、事業性評価手法として資金供給や本業支援等に多面的に活用</li> </ul> <p>○販路開拓支援における潜在的な排除の克服</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「本業サポートWith」による販路開拓支援を開始</li> <li>隣県第二地銀と販路開拓支援の業務フロー・専用データベースシステムの共同化を行う業務提携</li> </ul> <p>○地域経済活性化に向けた経営資源の傾斜配分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>預り資産や個人ローン推進の本部集中化</li> </ul> <p>○ビジネスモデル変革に不足するインフラ整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有用情報収集対応データベースシステム整備</li> </ul>
	業務粗利益経費率	66.26	65.57	▲ 0.69	
	中小企業向け貸出残高	2,529	2,934	405	
	同 貸出比率	36.91	39.75	2.84	
	経営改善支援先割合	0.71	0.95	0.24	

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要④【仙台銀行・きらやか銀行】

(平成30年9月26日(水)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	新計画における新たな取組み
仙台銀行 (23年9月) [300億円]	<p><b>○本業支援の取組強化策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 業務提携先の活用研修や商談会参加型研修等を通じて、企画提案力を向上させ、多様化する経営課題に対応できる人材を育成</li> <li>－ ビジスマッチングやM&amp;A等の好事例を行内提供し本業支援のノウハウの共有と高度化を図る</li> <li>－ ビジスマッチング情報をリニューアルし、取引先へ継続的に情報提供を行うことでビジスマッチングの裾野を更に拡大</li> <li>－ 事業ニーズに応じて業務提携先等の県内各種相談機関と外部連携</li> </ul> <p><b>○実施体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 引き続きじもとHDに設置した「本業支援戦略部」を中心に事業コーディネーターによる支援充実を図る</li> <li>－ 本業支援室に被災企業へのコンサルティング活動を行う企画室を統合し、被災企業の多様な相談等にさらにきめ細やかに対応する体制を構築</li> </ul> <p><b>○復興に資する方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ きらやか銀行と定期的に情報交換会を実施し、宮城県内の情報を一元管理したうえで、協調融資やビジスマッチングを実施</li> <li>－ 現場訪問を通じて支援先の事業計画の進捗状況や計画課題の把握に継続的に努め、資金繰りや計画改善なども含めた様々な相談に対応</li> </ul> <p><b>○経済活性化に資する方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 外部専門家等と連携し、取引先への帯同訪問などにより経営課題を把握し解決に向けて専門的な伴走型の支援を実施</li> <li>－ 引き続き中小企業再生支援協議会等と連携した事業再生計画の策定支援、外部機関との連携によるDDSの実施、再生ファンドや「個人版私的整理ガイドライン」の活用促進</li> <li>－ 創業期企業への本業支援を通じて、新たな産業の育成などに取組み地域経済の活性化を図る</li> </ul>
きらやか銀行 (24年12月) [300億円]	<p><b>○本業支援の取組強化策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 地域経済の中心を担いながらも、「本当に本業支援を必要としている先」へ経営資源を集中する、『中小企業成長戦略』を推進し、取引先の資金繰り安定を図る「財務の本業支援」と、取引先の課題解決・成長を図るための「成長の為の本業支援」を実施</li> <li>－ 取引先従業員の資産形成など、福利厚生の実施に資する取組みを実施</li> </ul> <p><b>○実施体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 引き続きじもとHDに設置した「本業支援戦略部」を中心に事業コーディネーターによる支援充実を図る</li> <li>－ コンサルティング機能を有する「きらやかコンサルティング&amp;パートナーズ㈱」を設立し、銀行の枠にとられない最適なソリューションを提供</li> <li>－ 「本業支援本部」を新設し営業戦略の企画立案を一本化するとともに、事業再生支援部門を統合したことにより経営改善ノウハウを取込みライフサイクルに合わせた支援体制を強化</li> </ul> <p><b>○復興に資する方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 仙台銀行と定期的に情報交換会を実施し、宮城県内の情報を一元管理したうえで、協調融資やビジスマッチングを実施</li> <li>－ 法人営業グループが中心となって、仙台地区店舗における法人営業担当者との帯同訪問や新規開拓トレーニーの実施等により、新規創業を積極的に支援</li> </ul> <p><b>○経済活性化に資する方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 小規模企業や創業間もない企業の売上増強をサポートする本業支援として「日報型コンサルティング」に取組み、専担者による日次アドバイスを実施し、定期面談により目標達成を支援</li> <li>－ 特に経営改善支援を要すると判断した先には、税理士及び会計士等とも協同し、本支店一体となった改善支援及び管理を実施</li> <li>－ 企業向け人材育成のための体系的なカリキュラムに基づく「きらやか人材育成プログラム」を制定し、取引先企業の人材育成に資するセミナー等を提供</li> </ul>

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑤【山梨県民信用組合・ぐんまみらい信用組合】

(平成30年9月26日(水)公表)

(単位：億円、%)

信用組合名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (30/3期)	計画終期 (33/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
山梨県民 信用組合 (21年9月) [450億円]	コア業務純益	6	20	13	<p>○中小規模事業者等向けの信用供与円滑化の方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 中小規模事業者等への訪問営業を徹底</li> <li>－ 総合相談センターを中心とした成長分野への貸出推進</li> <li>－ 専担部署による経営改善計画策定のサポート</li> </ul> <p>○創業又は新事業開拓、事業承継に係る支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 総合相談センターをコンサルタント機能発揮の拠点として創業・新規事業を支援し、新規顧客獲得と補助金申請支援を更に強化</li> <li>－ 取引先への情報提供や専門家の無料相談会等の斡旋やセミナーによる事業承継支援</li> </ul> <p>○担保又は保証に過度に依存しない融資の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 動産担保融資に関する研修、本部職員同行訪問等によるOJTの実施</li> <li>－ 『経営者保証に関するガイドラインの適用マニュアル』の趣旨を踏まえた対応</li> </ul> <p>○経営改善支援への取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 外部機関、外部専門家と連携したきめ細かな経営改善支援及び早期事業再生支援の実施</li> <li>－ 本部と営業店間の緊密な連携と意思疎通による実効性の高い経営改善支援体制の構築</li> </ul>
	業務粗利益経費率	75.43	53.88	▲ 21.55	
	中小企業向け貸出残高	1,755	1,783	27	
	同 貸出比率	40.84	40.92	0.08	
	経営改善支援先割合	6.74	7.44	0.70	
ぐんまみらい 信用組合 (24年12月) [250億円]	コア業務純益	▲ 0	8	8	<p>○地域性・店舗特性に配慮した融資営業の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 群馬県を主要産業分布に応じた4つの地域に分類する「4ブロック制」を導入</li> <li>－ 4ブロック内の各営業店は地域特性に配慮した営業推進策を策定</li> </ul> <p>○中小規模事業者の経営改善支援への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 支援先の経営課題の解決・経営目標実現の方策の提案や、経営改善計画策定の支援</li> </ul> <p>○経営者保証に関するガイドラインの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 地域経済活性化支援機構の特定支援など「経営者保証に関するガイドライン」を有効活用</li> </ul> <p>○経営改善等支援の取組みの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 定量・定性分析、事業性評価、経営改善支援などをテーマとした研修による職員のスキルアップ</li> <li>－ 外部機関等へ派遣され専門知識を習得した職員による、職員向け勉強会により当組合の事業性評価力を向上</li> <li>－ 信用保証協会等外部機関と連携した創業支援、経営改善・再生支援</li> </ul>
	業務粗利益経費率	97.29	74.40	▲ 22.89	
	中小企業向け貸出残高	1,033	1,128	94	
	同 貸出比率	29.65	32.39	2.74	
	経営改善支援先割合	26.54	44.42	17.88	

## 第6節 金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み

### I 金融仲介の改善に向けた検討会議

金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判を継続的に反映させる取組みの一環として「金融仲介の改善に向けた検討会議」を2015年12月18日に設置し、同会議において、産業・企業の生産性向上や新陳代謝の促進への貢献、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、金融当局に求められる役割など金融仲介のあるべき姿等について、継続して議論を行っている。

2018事務年度における開催状況と主なテーマは以下のとおり、

- ① 第15回（2018年11月13日開催）
  - ・2018事務年度における地域金融行政の進め方について
- ② 第16回（2018年1月21日開催）
  - ・金融仲介の発揮状況に関する「見える化」の進め方について
  - ・企業アンケート調査について（2017年度調査の振り返りと2018年度調査の方針）
  - ・金融庁における地域銀行のモニタリング態勢の変更について
- ③ 第17回（2019年2月26日開催）
  - ・早期警戒制度の見直しについて
- ④ 第18回（2019年5月31日開催）
  - ・金融仲介に係る今事務年度の取組みについて

### II 企業アンケート調査

顧客企業による金融機関の評価を明らかにするため、金融庁では、2015年度より地域銀行をメインバンクとする企業に対してアンケート調査を実施している。2018年度では、前年度の調査で一定の改善の兆しが窺われた「金融機関による顧客企業の事業内容等の理解や顧客と向き合う意識・取組姿勢」の次のステップとして、「銀行から顧客企業への経営課題や評価の情報のフィードバック」とそれに関する「顧客企業の認識との一致」の状況等を確認する観点から、約3万社に対しアンケート調査への協力を依頼し、9,371社から回答を得た（回答率約3割、地域銀行1行あたりの平均回答社数135社）。

主な調査結果は以下のとおり。

- ① 地域金融機関の事業性評価の進展により、経営課題について納得感のある分析や対応を行っていると考えられる企業は約半数に上る
- ② これらの企業の9割弱が、当該金融機関との取引継続を強く希望している

こうした結果からは、金融機関が金融仲介機能を発揮していく上で、取引先企業の経営課題等に耳を傾け、企業と向き合うことはもとより、自身の分析結果を伝え、企業との間で認識を一致させて共通理解の醸成を進めていくことが、金融機関にとっても安定的な顧客基盤の確保につながっていくことが窺われる。(別紙1)

### Ⅲ 金融仲介の取組みの「見える化」と「探究型対話」

#### 1. 金融仲介の取組みの「見える化」

「未来投資戦略2018」に記載された「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)」の素案について、比較可能性や客観性確保の観点から、統一された定義とすることに加え、安易な計数作りにつながらないこと、金融仲介の質の向上を実態として促すこと等の観点を重視して検討を進めた。

#### 2. 地域金融機関との深度ある「対話」の構築・実践

地域企業のほか、地方自治体や商工会議所・商工会等の支援関係者との対話等を通じて、地域の関係者との関係を構築しつつ、地域の実態把握を進める「地域生産性向上支援チーム」を組成し、2つのエリアにそれぞれチームを長期間派遣した。

一つのチームは、まずは探究すべき点の明確化と具体的なプロセスの基盤づくりを目的として、特定の地域銀行の協力を得て、主に地域金融機関との金融仲介機能の発揮を軸としたビジネスモデルに関する探究型対話の試行的実践を行った。具体的には、当該銀行の経営理念等を深く理解することから始め、既成の答えありきや答探しの議論ではなく、当該銀行の経営戦略をもとに創発的な対話を行うために、頭取から本部各部門、営業店まで様々な階層の者とフラットな関係で対話を行った。

また、もう一つのチームでは、上記のような地域金融機関との探究型対話の質を高め、地域金融機関にとっての新たな「気づき」に資することができるよう、東北地区において、主に関係者との対話を通じた情報収集や、地域の産業構造や金融環境の実態調査・分析を実施した。

(注) 金融仲介に係る具体的な取組内容については、「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」(2019年8月28日公表)を参照。

### Ⅳ 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や円滑な事業承継、創業を志す者の起業への取組みの意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等によ

るガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

- ① 「成長戦略（2019年）」（2019年6月21日閣議決定）において事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を策定するとともに、金融機関における金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）を設定し2019年度下期以降の状況の公表を促す旨を記載。
- ② 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表（2019年1月、2019年6月）。（別紙2参照）
- ③ 経営戦略におけるガイドラインの位置付け等について、地域銀行全体の現状を把握することで、経営トップを含めた金融機関との対話に繋げ、ひいては更なるガイドラインの活用を促すため、地域銀行全行にアンケート調査を実施し、その結果を公表（2019年4月）。  
<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190411/01.pdf>
- ④ 年末に行っている金融業界団体との意見交換会及び事業者の資金需要が高まる年度末の機会に合わせて、金融機関に、中小企業等の顧客に対し、積極的にガイドラインの周知を行うとともに、ガイドラインの更なる活用に努めること等を要請（2018年12月、2019年2月）（別紙3参照）
- ⑤ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、2014年10月の業務開始以降、2019年6月末までに、100件の支援を実施

## V 金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム

各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む。）において、「金融機関と地域との連携のあり方」をテーマとして「金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム」を開催（2019年2～3月）した。本シンポジウムでは、有識者や専門家による講演及び、有識者と地域関係者（地元企業経営者等）によるパネルディスカッションを通じて、地域金融機関における組織的・継続的な地域企業への支援に向けた取組みを促した。

## VI 認定支援機関による経営支援

2012年8月末に、「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改正し、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士や金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）が、中小企業業者等に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を行う制度を構築してきた。

認定支援機関の認定後の経営支援能力を維持・確保する観点から「中小企業等



経営強化法」を改正し、認定支援機関の認定期間に5年の有効期間を設け、期間満了後に改めて業務遂行能力を確認する更新制度が導入された（2018年7月9日施行）。また、制度の趣旨、目的を踏まえ、認定支援機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、「認定経営革新支援機関の監督の基本的な指針」を策定した（2018年12月27日施行）。なお、2019年6月30日現在で、32,852件の認定支援機関（うち金融機関496件）を認定している。

## Ⅶ 地域経済活性化支援機構（REVIC）等の積極的な活用

地域金融機関の取引先企業に対する経営課題の解決策の策定及び実行支援といった企業支援機能の強化に向け、REVIC及び日本人材機構を積極的に活用するよう、業界団体との意見交換会や金融機関との対話等を通じて促した。

## Ⅷ 金融の円滑化に向けた取組み

### 1. 中小企業金融の現状

#### （1）資金繰り等に関する中小企業の判断

中小企業の資金繰りに関する判断の指標である日銀短観の「資金繰り判断D.I.」（D.I.＝「楽である」と回答した社数構成比－「苦しい」と回答した社数構成比）をみると、2019年6月期では+17（対前年同月比+4）となっている。（別紙4参照）

#### （2）融資残高等

2019年6月の民間金融機関の法人向け融資残高についてみると、中小企業向けが対前年同月比2.5%の増加、中堅・大企業向けが同3.4%の増加となっている。（別紙5参照）

### 2. 対応

このような現下の状況のもと、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮がより一層重要となってくることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を講じてきた。

#### （1）中小企業金融等のきめ細かな実態把握

##### ア. 貸付条件の変更等の実施状況

2018年4月から2019年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件を除き、9割を超える水準となっており、全体として、金融機関の

条件変更等の取組みは着実に進められている。(別紙6参照)

なお、貸付条件の変更等の実行率は全体で95%を超える水準で推移しており、条件変更等の取組みは金融機関に定着してきたことを鑑み、年次で求めていた「貸付条件の変更等の割合」の報告については、2018年度の計数の報告をもって一旦休止し、本件報告を取り止めたことにより金融機関に定着している金融円滑化の取組みに変化が生じた場合、あるいは経済情勢の急激な変化により金融円滑化への取組みを強化する必要がある場合等には、再度、当該報告・開示を依頼することとした。

#### イ. 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受け付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

### (2) 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

#### ア. 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るといふ金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、2018年12月10日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業副大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

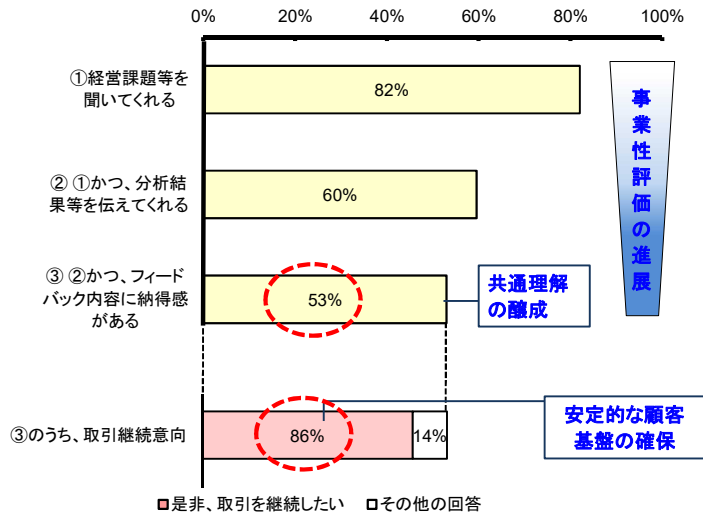
#### イ. 文書による要請

2018年12月10日及び2019年2月28日に、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。

- 金融仲介機能の発揮については一定の進展。「企業アンケート調査」によれば、「自社の経営課題につき地域金融機関が納得感のある分析や対応を行っている」と考える企業が約半数(53%)（「金融仲介機能のベンチマーク」からも、事業性評価に基づく融資の進展が見て取れる）
  - また、このうちの9割弱(86%)の企業が、金融機関との取引継続を強く希望。企業の経営課題に耳を傾け、企業との間で認識を一致させて共通理解の醸成を進めていくことが、金融機関の安定的な顧客基盤の確保にも寄与
  - 金融機関による融資以外のサービス提供を望む企業は少なくない(※)が、実際に金融機関から経営改善支援サービスの提案を受けた企業は約3割(融資等の提案を受けた企業は約6割)。地域金融機関による、企業ニーズのくみ取りとこれに応じた各種サービス提供を期待
- (※)過去1年間で金融機関からの「融資を必要としなかった」とする企業のうち、7割超が融資以外の「サービス提供」を受けたいと回答

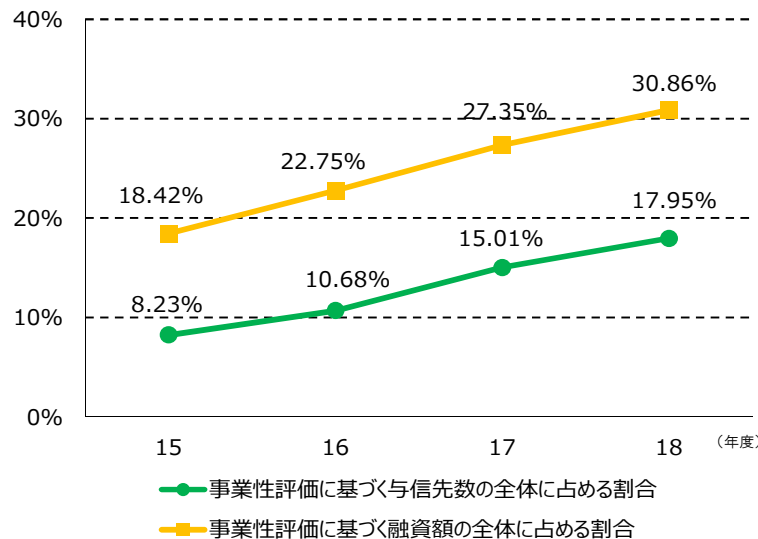
## 事業性評価の進展状況

### 平成30年度 企業アンケート調査の結果



※)なお、③以外の先のうち、「是非、取引を継続したい」と回答した者は約6割。

(参考)金融仲介機能のベンチマーク  
(事業性評価に基づく与信先数・融資額の全体に占める割合の推移)

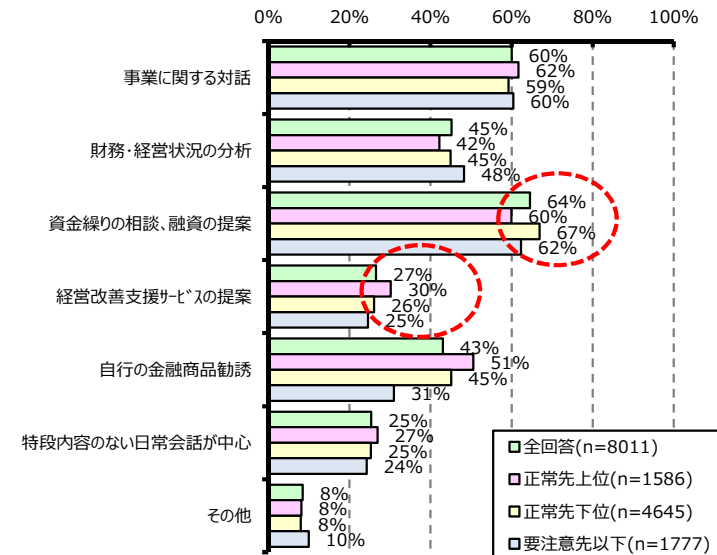


(注)メインバンクについて集計(n=8,057)  
(資料)金融庁

(注)16/3期~19/3期の4期間において463全ての計数の確認ができる地域銀行について集計(n=88)。  
(資料)金融庁

## 地域金融機関の取組課題 (平成30年度企業アンケート調査結果より)

Q.過去1年間について、取引金融機関の担当者は、貴社を訪問した際、どのようなことをしてくれましたか。  
(複数回答可)



(注)メインバンクについて集計  
(資料)金融庁

## 民間金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	平成29年度		平成30年度	
	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月	平成30年10月～31年3月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	288,347	279,453	320,287	313,347
② 経営者保証の代替的な融資手法(※2)を活用した件数	354	379	348	467
③ 保証契約を解除した件数(※3)	31,132	31,394	33,534	33,284
④ 合計【④ = ①+②+③】	319,833	311,226	354,169	347,098

	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月	平成30年10月～31年3月
⑤ 保証金額を減額した件数	9,305	10,173	5,584	5,648

	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月	平成30年10月～31年3月
⑥ メイン行(※4)としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	135	163	101	151

	平成29年度		平成30年度	
	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月	平成30年10月～31年3月
⑦ 新規融資件数	1,735,157	1,713,598	1,678,234	1,650,677
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)÷⑦】	16.6%	16.3%	19.1%	19.0%
	16.5%		19.1%	

## 【代表者の交代時における対応】

	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月	平成30年10月～31年3月
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	2,699 (9.6%)	2,551 (10.0%)	2,869 (10.6%)	2,455 (9.6%)
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	9,273 (33.1%)	9,177 (36.0%)	10,983 (40.7%)	10,442 (41.0%)
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	5,200 (18.6%)	4,588 (18.0%)	7,923 (29.4%)	8,029 (31.5%)
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	10,845 (38.7%)	9,164 (36.0%)	5,196 (19.3%)	4,551 (17.9%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行22行、地域銀行105行、信用金庫260金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合147組合(全国信用組合連合会を含む)の合計543機関。  
 ※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。  
 ※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。  
 ※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。  
 (注) 【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載(過去の実績についても同じ)。

年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に進められてきておりますが、当庁としては、年末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

については、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

とりわけ、政府において持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げを推進していることを踏まえた資金需要に、適切に対応すること。

- (2) 本年4月から新たな信用補完制度の運用が始まったことも踏まえ、信用保証を含め、担保・保証や財務内容等の過去の実績に必要以上に依存することなく、今まで以上に、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。

- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、日本人材機構、中小企業再生支援協議会、事業承継引継ぎ支援センター等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援（円滑な事業承継に向けた支援を含む）を行うこと。
- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うこと。あわせて、事業承継時に新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合が高いといった実態を踏まえ、事業承継時を含め、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5) 近年、大規模な自然災害が複数発生していることに鑑み、被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報・利用相談を含め、被災事業者・個人の状況やニーズに応じたきめ細かな対応を行うこと。
- (6) 上記（1）から（5）までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

年度末等における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきておりますが、当庁としては、年度末、更にはそれ以降の、中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

なお、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日にかけての 10 連休（以下、「10 連休」）に際しても、中小・小規模事業者からの相談等にきめ細かく応じるなど、適切に対応する必要があります。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、別添（写）のとおり、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末等における金融の円滑化について、周知徹底の要請があったところです。

については、貴協会傘下金融機関に対し、下記の周知徹底をお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

とりわけ、政府において持続的な経済成長に向けた貸金・最低貸金の引上げを推進していることを踏まえた資金需要に、適切に対応すること。

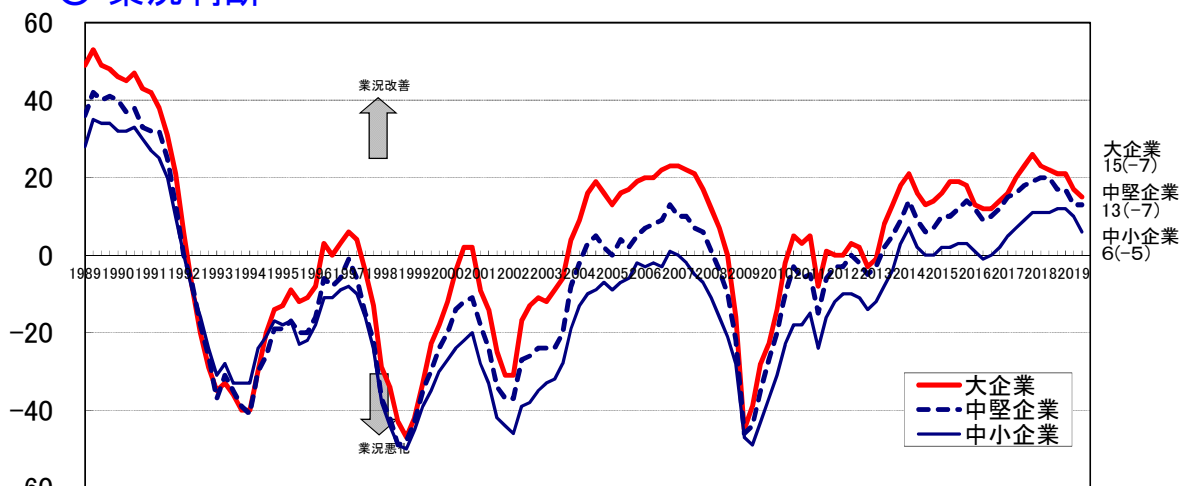
- (2) 昨年4月から新たな信用補完制度の運用が始まったことも踏まえ、信用保証を含め、担保・保証や財務内容等の過去の実績に必要以上に依存することなく、今まで以上に、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。
- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、日本人材機構、中小企業再生支援協議会、事業承継引継ぎ支援センター等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援（円滑な事業承継に向けた支援を含む）を行うこと。
- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、活用状況について自主的な開示の推進を検討すること。  
あわせて、事業承継時に新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合が高いといった実態を踏まえ、事業承継時を含め、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5) 近年、大規模な自然災害が複数発生していることに鑑み、被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報・利用相談を含め、被災事業者・個人の状況やニーズに応じたきめ細かな対応を行うこと。
- (6) 10連休に際し、中小企業・小規模事業者に対し、窓口等の営業予定やこれを踏まえた資金計画の必要性等を周知徹底するほか、決済期日の変更等に起因する一時的な資金需要には原則として応じるなど、適切・柔軟に対応すること。
- (7) 上記(1)から(6)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上



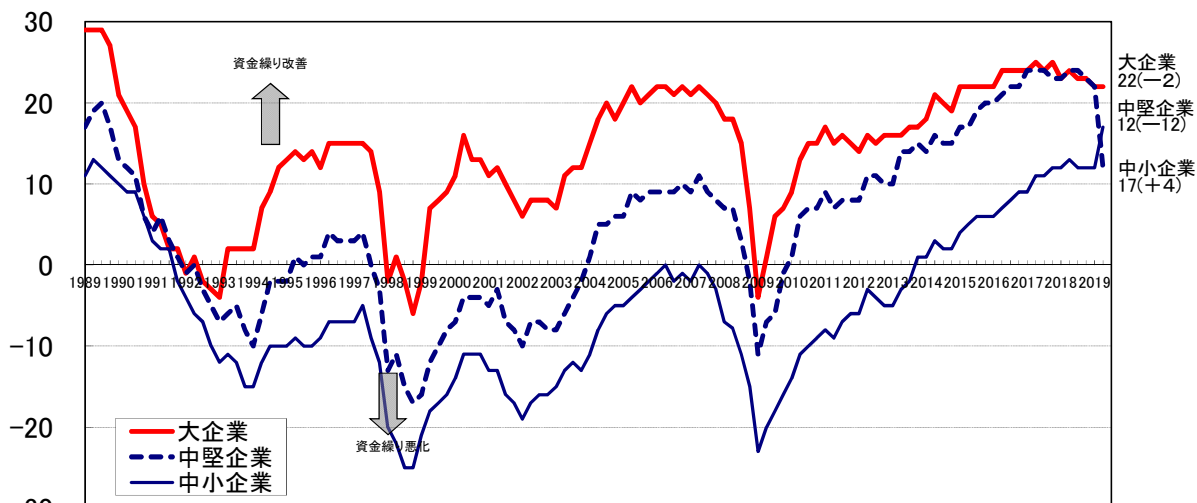
# 日銀短観D. I. の推移

## ○ 業況判断



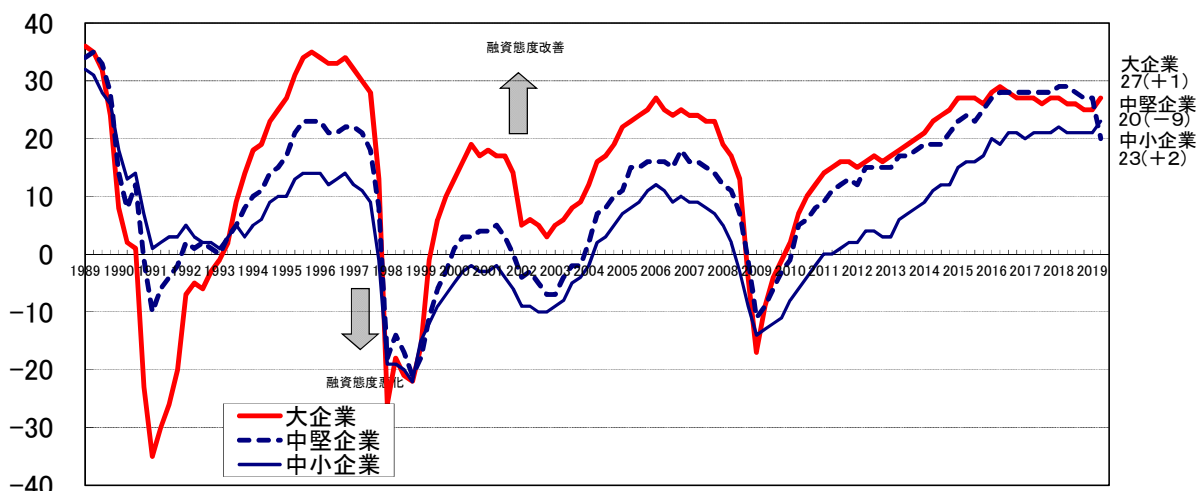
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

## ○ 資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

## ○ 金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2019年3月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2018年12月)との比較)

(別紙5)

## 法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比		中堅・大企業向け	前年同月比	
		前年同月比	前年同月比			
2017.01	301.6	2.7	187.9	3.3	113.8	1.8
2017.02	302.1	3.4	187.8	4.1	114.3	2.2
2017.03	306.2	3.3	193.6	4.2	112.6	1.7
2017.04	303.2	3.7	191.9	4.7	111.3	2.2
2017.05	302.3	3.9	190.9	5.2	111.4	1.8
2017.06	303.9	4.1	192.6	5.2	111.3	2.3
2017.07	304.0	3.9	192.7	4.4	111.3	2.9
2017.08	303.3	3.7	192.5	4.7	110.8	2.1
2017.09	307.3	3.5	196.1	5.2	111.1	0.7
2017.10	305.4	3.6	194.0	5.0	111.5	1.2
2017.11	307.0	3.1	194.8	5.0	112.2	0.1
2017.12	311.7	2.8	198.5	4.6	113.1	▲ 0.2
2018.01	309.7	2.7	196.7	4.7	113.0	▲ 0.7
2018.02	309.1	2.3	196.8	4.8	112.3	▲ 1.8
2018.03	312.4	2.0	201.2	3.9	111.2	▲ 1.2
2018.04	311.9	2.9	198.7	3.6	113.2	1.7
2018.05	310.1	2.6	197.1	3.3	113.0	1.4
2018.06	313.6	3.2	200.0	3.9	113.6	2.0
2018.07	313.7	3.2	198.7	3.1	114.9	3.2
2018.08	313.8	3.5	198.2	3.0	115.5	4.3
2018.09	318.1	3.5	201.7	2.9	116.4	4.7
2018.10	315.6	3.3	199.4	2.8	116.2	4.2
2018.11	318.3	3.7	200.6	2.9	117.7	4.9
2018.12	322.0	3.3	203.9	2.7	118.2	4.4
2019.01	319.8	3.2	201.5	2.4	118.2	4.6
2019.02	319.3	3.3	201.1	2.2	118.2	5.3
2019.03	323.8	3.7	205.9	2.3	117.9	6.0
2019.04	323.9	3.8	205.4	3.4	118.5	4.7
2019.05	320.4	3.3	202.7	2.9	117.7	4.1
2019.06	322.4	2.8	204.9	2.5	117.4	3.4

(出典)日本銀行「預金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」:資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

# 金融機関における貸付条件の変更等の状況

## ◆ 貸付条件の変更等の状況(平成30年4月～31年3月末)

(単位:件)

	申込み	実行 (A)	謝絶 (B)	実行率 [A/(A+B)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計(1326)	740,452	721,814	12,149	98.3%
【住宅ローン】 金融機関合計(1326)	25,406	22,155	1,503	93.6%

(注)上記金融機関(1326)は、銀行(138)、信用金庫(260)、信用組合(147)、労働金庫(14)、系統金融機関(767)の合計。

## 第7節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

### I 被害及び補償の状況（別紙1参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、2016年度は306件、2017年度は396件、2018年度は260件となっている。2018年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、97.3%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、2016年度は3,915件、2017年度は10,520件、2018年度は12,987件となっている。2018年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、56.7%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、2016年度は59件、2017年度は56件、2018年度は40件となっている。2018年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、66.7%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、2016年度は763件、2017年度は367件、2018年度は343件となっている。2018年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、76.2%（件数ベース）を金融機関が補償している。

### II 金融機関における対応状況

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、各年度に一度公表している。2018年度は、各預金取扱金融機関の2018年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した（2018年9月21日に概要を公表）。（別紙2参照）

また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害発生件数及び被害額は、ワンタイムパスワードの導入策等の対策が進んだことにより、近年、減少傾向にあるものの、顧客のIDやパスワードを不正に入手する手口が変化しており、顧客本人が意図しない不正な取引が依然として発生している。このような状況を踏まえ、非対面取引における不正送金被害について、警察庁と連携して動向を把握するとともに、金融機関に対する被害状況のヒアリングなどにより、セキュリティ対策の向上等の対応を促した。

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

(別紙1)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	処理方針決定済			調査・ 検討中等
												計	補償	補償 しない	
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	91	84	8	16	32	26	485	342	70	483	459	24	2
24年度	663	465	139	142	33	29	74	68	909	705	77	904	862	42	5
25年度	297	85	12	3	1	0	3	1	313	90	28	313	294	19	-
26年度	265	116	32	21	1	0	6	4	304	142	46	301	289	12	3
27年度	337	134	24	24	13	9	9	6	383	175	45	367	360	7	16
28年度	269	104	29	7	5	3	3	2	306	117	38	305	300	5	1
4月～6月	68	15	7	0	-	-	-	-	75	16	22	75	72	3	-
7月～9月	82	27	5	2	1	0	1	1	89	32	36	89	88	1	-
10月～12月	63	27	8	2	3	2	2	0	76	33	43	76	75	1	-
1月～3月	56	33	9	1	1	0	-	-	66	35	54	65	65	-	1
29年度	324	81	52	25	2	1	18	22	396	131	33	391	384	7	5
4月～6月	81	19	7	2	-	-	1	0	89	22	25	89	87	2	-
7月～9月	85	19	12	1	-	-	3	2	100	23	23	100	98	2	-
10月～12月	95	31	27	21	2	1	14	19	138	73	53	135	135	-	3
1月～3月	63	10	6	0	-	-	-	-	69	11	16	67	64	3	2
30年度	219	60	20	13	2	7	19	8	260	90	34	221	215	6	39
4月～6月	50	6	-	-	-	-	2	1	52	7	14	52	52	-	-
7月～9月	75	21	4	0	-	-	7	5	86	27	32	83	80	3	3
10月～12月	57	16	8	8	1	1	6	2	72	29	40	61	59	2	11
1月～3月	37	15	8	4	1	5	4	0	50	26	52	25	24	1	25
計	5,009	3,798	1,363	1,352	409	372	429	412	7,210	5,936	82	7,052	6,785	267	158
構成比	69.5%	64.0%	18.9%	22.8%	5.7%	6.3%	6.0%	6.9%	100.0%	100.0%		100.0%	96.2%	3.8%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.4%(4,775件/4,953件)、地方銀行96.5%(1,252件/1,297件)、第二地方銀行96.2%(381件/396件)、信金等92.9%(377件/406件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済			調査・検討中等
													補償		補償しない	
													全額	75%又は一部		
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,998	1,661	1,825	1,055	389	172	715	347	6,927	3,237	46	6,899	3,342	969	2,588	28
19年度	3,468	1,363	1,162	623	200	84	497	227	5,327	2,299	43	5,327	2,131	854	2,342	-
20年度	3,512	1,581	1,002	529	171	111	444	211	5,129	2,433	47	5,128	1,820	908	2,400	1
21年度	4,236	1,879	1,074	647	208	130	533	301	6,051	2,958	48	6,049	1,774	1,518	2,757	2
22年度	4,463	2,430	1,174	878	290	200	703	486	6,630	3,995	60	6,628	1,667	2,087	2,874	2
23年度	3,716	1,818	925	643	208	140	533	338	5,382	2,941	54	5,380	1,232	1,452	2,696	2
24年度	2,892	1,239	623	399	110	75	311	187	3,936	1,902	48	3,934	819	847	2,268	2
25年度	2,791	1,204	472	290	66	34	208	129	3,537	1,659	46	3,532	604	703	2,225	5
26年度	2,387	1,053	418	223	74	55	205	162	3,084	1,494	48	3,076	580	604	1,892	8
27年度	2,128	1,123	477	361	95	36	230	230	2,930	1,751	59	2,914	594	742	1,578	16
28年度	2,812	1,865	581	446	97	76	425	351	3,915	2,739	69	3,904	563	1,266	2,075	11
4月～6月	629	400	132	91	21	16	71	56	853	564	66	853	151	226	476	-
7月～9月	647	388	157	127	21	12	65	64	890	592	66	890	129	284	477	-
10月～12月	694	483	129	110	23	17	109	95	955	706	74	953	125	279	549	2
1月～3月	842	593	163	116	32	30	180	135	1,217	875	71	1,208	158	477	573	9
29年度	6,825	4,537	1,610	1,301	383	311	1,702	1,171	10,520	7,322	69	10,470	1,218	5,083	4,169	50
4月～6月	1,268	823	322	318	60	61	305	219	1,955	1,423	72	1,949	250	894	805	6
7月～9月	1,532	960	353	272	89	58	388	295	2,362	1,587	67	2,351	328	1,082	941	11
10月～12月	1,954	1,381	464	347	119	107	482	312	3,019	2,149	71	3,009	281	1,536	1,192	10
1月～3月	2,071	1,371	471	363	115	84	527	343	3,184	2,162	67	3,161	359	1,571	1,231	23
30年度	8,179	5,710	2,186	1,651	381	239	2,241	1,431	12,987	9,033	69	10,626	893	5,136	4,597	2,361
4月～6月	1,805	1,288	415	350	92	65	488	322	2,800	2,027	72	2,776	248	1,258	1,270	24
7月～9月	1,985	1,386	500	355	99	64	513	334	3,097	2,141	69	3,001	287	1,494	1,220	96
10月～12月	2,388	1,711	703	540	89	53	580	371	3,760	2,677	71	3,361	269	1,849	1,243	399
1月～3月	2,001	1,323	568	405	101	56	660	402	3,330	2,187	65	1,488	89	535	864	1,842
計	54,631	30,015	15,519	10,493	3,083	1,945	9,748	6,193	82,981	48,648	58	80,474	20,794	23,037	36,643	2,507
構成比	65.8%	61.7%	18.7%	21.6%	3.7%	4.0%	11.7%	12.7%	100.0%	100.0%		100.0%	25.8%	28.6%	45.5%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成24年4月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等46.4%(24,687件/53,171件)、地方銀行74.0%(11,040件/14,909件)、第二地方銀行65.9%(1,989件/3,017件)、信金等65.2%(6,115件/9,377件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	-
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	65	219	-
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	148	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	130	105	10
23年度	103	148	62	42	10	7	12	14	187	214	114	184	111	73	3
24年度	81	76	51	73	7	1	11	11	150	163	109	149	94	55	1
25年度	82	52	30	23	5	3	16	13	133	92	69	133	90	43	-
26年度	66	52	23	13	3	0	13	24	105	90	85	103	62	41	2
27年度	47	40	18	7	7	10	11	6	83	64	77	83	31	52	-
28年度	37	19	16	5	-	-	6	2	59	27	47	56	36	20	3
4月～6月	6	2	5	1	-	-	2	0	13	5	38	12	6	6	1
7月～9月	5	1	2	0	-	-	2	1	9	3	36	9	6	3	-
10月～12月	17	9	8	3	-	-	2	0	27	13	49	25	21	4	2
1月～3月	9	6	1	0	-	-	-	-	10	6	62	10	3	7	-
29年度	31	21	14	9	1	0	10	2	56	34	60	51	29	22	5
4月～6月	12	8	5	4	1	0	4	1	22	15	70	21	13	8	1
7月～9月	8	3	6	2	-	-	-	-	14	6	49	13	8	5	1
10月～12月	7	6	2	0	-	-	4	0	13	7	59	10	5	5	3
1月～3月	4	2	1	0	-	-	2	0	7	4	57	7	3	4	-
30年度	24	15	6	2	3	0	7	3	40	22	56	33	22	11	7
4月～6月	7	2	1	0	1	0	3	3	12	5	47	12	10	2	-
7月～9月	9	1	3	2	1	0	2	0	15	4	30	15	9	6	-
10月～12月	4	2	1	0	-	-	1	0	6	2	49	3	2	1	3
1月～3月	4	8	1	0	1	0	1	0	7	9	133	3	1	2	4
計	1,620	3,539	1,216	1,489	161	238	392	467	3,389	5,734	169	3,218	1,325	1,893	171
構成比	47.8%	61.7%	35.9%	26.0%	4.8%	4.2%	11.6%	8.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	41.2%	58.8%	100.0%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.7%(711件/1,557件)、地方銀行33.9%(388件/1,146件)、第二地方銀行45.3%(67件/148件)、信金等43.3%(159件/367件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

時期	業態		主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
														計	補償	補償しない	
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-	-	
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1	-	
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	-	-	
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6	-	
21年度	53	22	6	89	3	3	-	-	62	116	187	52	28	24	10	-	
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5	-	
23年度	90	172	39	99	10	52	23	71	162	395	244	161	109	52	1	-	
24年度	142	141	6	8	-	-	1	1	149	151	101	149	104	45	-	-	
25年度	1,871	1,942	67	190	14	76	4	4	1,956	2,213	113	1,950	1,777	173	6	-	
26年度	1,123	1,240	141	408	23	150	122	414	1,409	2,213	157	1,402	1,177	225	7	-	
27年度	1,179	1,442	191	343	25	129	166	546	1,561	2,461	157	1,552	1,311	241	9	-	
28年度	571	617	115	307	15	79	62	139	763	1,142	149	754	637	117	9	-	
4月～6月	256	226	18	24	-	-	11	8	285	259	91	283	235	48	2	-	
7月～9月	84	115	26	102	2	7	10	14	122	239	196	120	95	25	2	-	
10月～12月	166	209	39	111	9	53	28	100	242	474	196	240	217	23	2	-	
1月～3月	65	66	32	68	4	17	13	15	114	168	147	111	90	21	3	-	
29年度	213	438	96	366	14	59	44	175	367	1,039	283	348	277	71	19	-	
4月～6月	63	135	19	100	6	20	14	70	102	327	321	94	70	24	8	-	
7月～9月	56	145	29	44	2	23	8	9	95	222	234	94	85	9	1	-	
10月～12月	37	49	27	153	2	8	14	21	80	232	291	75	58	17	5	-	
1月～3月	57	106	21	67	4	7	8	74	90	256	284	85	64	21	5	-	
30年度	252	416	58	137	9	23	24	44	343	622	181	244	186	58	99	-	
4月～6月	84	157	30	102	3	7	9	28	126	296	235	118	99	19	8	-	
7月～9月	37	38	10	7	5	13	7	10	59	69	117	54	41	13	5	-	
10月～12月	28	25	12	6	-	-	6	4	46	36	79	32	19	13	14	-	
1月～3月	103	202	6	21	1	3	2	0	112	227	202	40	27	13	72	-	
計	6,031	6,954	755	2,042	122	584	462	1,430	7,370	11,012	149	7,198	6,039	1,159	172	-	
構成比	81.8%	63.2%	10.2%	18.5%	1.7%	5.3%	6.3%	13.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.9%	16.1%	-	-	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.3%(4,996件/5,929件)、地方銀行84.1%(593件/705件)、第二地方銀行65.8%(73件/111件)、信金等83.2%(377件/453件)。



インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(個人)

(単位:件、百万円)

時期	業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
個人	23年度	87	153	29	47	1	1	10	8	127	210	165	
	24年度	140	136	5	4	-	-	1	1	146	142	97	
	25年度	1,809	1,868	49	91	4	9	3	1	1,865	1,971	105	
	26年度	1,092	1,113	105	181	7	11	45	92	1,249	1,398	112	
	27年度	1,125	1,039	173	277	16	33	91	128	1,405	1,479	105	
	28年度	541	586	91	124	12	41	33	41	677	793	117	
	4月～6月	235	201	17	20	-	-	10	6	262	228	87	
	7月～9月	84	115	21	34	2	7	6	8	113	165	146	
	10月～12月	160	206	27	34	8	32	10	20	205	293	143	
	1月～3月	62	63	26	34	2	1	7	5	97	105	108	
	29年度	200	369	82	170	7	13	22	22	311	576	185	
	4月～6月	58	130	15	37	3	6	4	3	80	177	222	
	7月～9月	49	84	27	31	-	-	5	5	81	120	149	
	10月～12月	36	47	20	37	-	-	8	10	64	95	148	
	1月～3月	57	106	20	65	4	7	5	3	86	182	212	
	30年度	248	410	52	128	6	13	22	26	328	579	176	
	4月～6月	82	154	30	102	1	0	7	10	120	268	223	
	7月～9月	36	35	9	7	5	13	7	10	57	65	115	
	10月～12月	27	24	9	1	-	-	6	4	42	31	75	
	1月～3月	103	202	4	17	-	-	2	0	109	220	201	
	計		5,242	5,678	586	1,026	53	125	227	322	6,108	7,152	117
	構成比		85.8%	79.4%	9.6%	14.4%	0.9%	1.8%	3.7%	4.5%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(法人)

(単位:件、百万円)

時期	業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)
法人	23年度	3	18	10	51	9	51	13	63	35	184	528
	24年度	2	5	1	3	-	-	-	-	3	9	309
	25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266
	26年度	31	126	36	226	16	139	77	321	160	814	509
	27年度	54	403	18	65	9	95	75	417	156	981	629
	28年度	30	30	24	182	3	38	29	98	86	349	406
	4月～6月	21	25	1	3	-	-	1	2	23	31	135
	7月～9月	-	-	5	67	-	-	4	6	9	74	827
	10月～12月	6	2	12	77	1	21	18	79	37	180	488
	1月～3月	3	2	6	33	2	16	6	9	17	62	369
	29年度	13	68	14	195	7	45	22	153	56	462	826
	4月～6月	5	4	4	63	3	14	10	67	22	149	679
	7月～9月	7	61	2	12	2	23	3	3	14	101	726
	10月～12月	1	2	7	116	2	8	6	11	16	137	860
	1月～3月	-	-	1	2	-	-	3	71	4	73	1,838
	30年度	4	6	6	8	3	9	2	17	15	42	283
	4月～6月	2	3	-	-	2	6	2	17	6	27	459
	7月～9月	1	2	1	0	-	-	-	-	2	3	157
	10月～12月	1	0	3	4	-	-	-	-	4	4	119
	1月～3月	-	-	2	4	1	3	-	-	3	7	233
計		199	733	127	833	59	445	219	1,074	602	3,086	512
構成比		33.1%	23.8%	21.1%	27.0%	9.5%	14.4%	36.4%	34.8%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

## 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成30年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成30年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

## [表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- ・集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。
- ・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

## [対象金融機関数]

主要行等…9行、地銀…65行、第二地銀41行、その他の銀行…79行  
信用金庫…261、信用組合…148、労働金庫…13、農漁協等…789

## [調査結果]

## 1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	ATM設置台数④	キャッシュカード発行枚数⑤
主要行等	9	8	8	24,541	107,164
地銀	65	65	65	36,955	110,983
第二地銀	41	41	41	11,106	29,304
その他の銀行	16	21	31	59,459	202,816
信用金庫	261	259	259	19,735	51,703
信用組合	128	68	65	2,288	5,100
労働金庫	13	13	13	1,765	8,855
計	533	475	482	155,849	515,925
農漁協等	787	787	684	12,505	23,383
総計	1,320	1,262	1,166	168,354	539,308

## 2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑥		ICキャッシュカード対応ATM台数⑦		ICキャッシュカード発行枚数⑧	
			⑥/①		⑦/④		⑧/⑤
主要行等	9	6	66.7%	24,338	99.2%	42,022	39.2%
地銀	65	65	100.0%	36,184	97.9%	31,786	28.6%
第二地銀	41	39	95.1%	9,524	85.8%	7,633	26.0%
その他の銀行	16	7	43.8%	59,453	100.0%	78,101	38.5%
信用金庫	261	212	81.2%	17,435	88.3%	10,860	21.0%
信用組合	128	46	35.9%	1,022	44.7%	622	12.2%
労働金庫	13	13	100.0%	1,765	100.0%	25	0.3%
計	533	388	72.8%	149,721	96.1%	171,049	33.2%
農漁協等	787	785	99.7%	12,399	99.2%	11,494	49.2%
総計	1,320	1,173	88.9%	162,120	96.3%	182,543	33.8%

## (生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	生体認証キャッシュカード導入済み金融機関数⑨		生体認証キャッシュカード対応ATM台数⑩		生体認証キャッシュカード発行枚数⑪	
			⑨/①		⑩/④		⑪/⑤
主要行等	9	5	55.6%	21,760	88.7%	32,864	30.7%
地銀	65	50	76.9%	24,544	66.4%	15,360	13.8%
第二地銀	41	9	22.0%	2,905	26.2%	810	2.8%
その他の銀行	16	3	18.8%	28,870	48.6%	61,062	30.1%
信用金庫	261	78	29.9%	6,627	33.6%	2,391	4.6%
信用組合	128	11	8.6%	360	15.7%	210	4.1%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	533	156	29.3%	85,066	54.6%	112,697	21.8%
農漁協等	787	121	15.4%	1,966	15.7%	15	0.1%
総計	1,320	277	21.0%	87,032	51.7%	112,712	20.9%

## 3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	可変パスワード導入済み金融機関数⑫	
			⑫/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	41	41	100.0%
その他の銀行	21	19	90.5%
信用金庫	259	259	100.0%
信用組合	68	66	97.1%
労働金庫	13	13	100.0%
計	475	471	99.2%
農漁協等	787	787	100.0%
総計	1,262	1,258	99.7%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑬		パスワード生成機⑭		電子メール⑮	
		⑬/②		⑭/②		⑮/②
主要行等	5	62.5%	7	87.5%	3	37.5%
地銀	35	53.8%	49	75.4%	29	44.6%
第二地銀	20	48.8%	25	61.0%	19	46.3%
その他の銀行	12	57.1%	13	61.9%	4	19.0%
信用金庫	180	69.5%	231	89.2%	2	0.8%
信用組合	5	7.4%	64	94.1%	35	51.5%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	270	56.8%	402	84.6%	92	19.4%
農漁協等	0	0.0%	787	100.0%	787	100.0%
総計	270	21.4%	1,189	94.2%	879	69.7%

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑰		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数⑱	
			⑰/③		⑱/③
主要行等	8	8	100.0%	0	0.0%
地銀	65	65	100.0%	0	0.0%
第二地銀	41	36	87.8%	5	12.2%
その他の銀行	31	23	74.2%	5	16.1%
信用金庫	259	245	94.6%	13	5.0%
信用組合	65	57	87.7%	5	7.7%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	482	447	92.7%	28	5.8%
農漁協等	684	684	100.0%	0	0.0%
総計	1,166	1,131	97.0%	28	2.4%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑲		パスワード生成機⑳		電子メール㉑	
		⑲/③		⑲/③		⑲/③
主要行等	1	12.5%	8	100.0%	1	12.5%
地銀	16	24.6%	56	86.2%	12	18.5%
第二地銀	8	19.5%	27	65.9%	5	12.2%
その他の銀行	5	16.1%	19	61.3%	1	3.2%
信用金庫	176	68.0%	148	57.1%	2	0.8%
信用組合	3	4.6%	55	84.6%	12	18.5%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	209	43.4%	326	67.6%	33	6.8%
農漁協等	0	0.0%	684	100.0%	1	0.1%
総計	209	17.9%	1,010	86.6%	34	2.9%

## 第8節 振り込め詐欺等への対応

### I 金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手前から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、2016年度は492件、2017年度は541件、2018年度は291件であり、調査を開始した2003年9月以降2019年3月末までの累計は44,418件となっている。

なお、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害は、認知件数及び被害額共に依然高水準で推移しているため、被害防止の観点から、業界団体を通じて、金融機関のより踏み込んだ窓口対応等の取組みを促した。

### II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、2016年度は236件、2017年度は264件、2018年度は115件、強制解約等をしたのは、2016年度は208件、2017年度は142件、2018年度は128件であり、調査を開始した2003年9月以降2019年3月末までの累計は、利用停止が24,124件、強制解約等が15,777件となっている。

## 第9節 銀行カードローンへの対応

銀行カードローンについては、ここ数年の間に見られた融資残高の増加から、過剰な貸付けが行われているのではないかといった批判・指摘等がなされてきたところ、各銀行では、全銀協の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ（2017年3月）」を踏まえた取組みが進められている。

金融庁においても、これまで、多重債務の発生抑制等の観点から、銀行業界全体の業務運営の適正化を推進するため、カードローンホットラインの開設(2017年9月)や、カードローンの残高の多い銀行を中心とした立入検査(2018年1月公表)等の取組みを実施してきた。

2018事務年度においては、検査実施先以外の銀行の実態把握及び検査実施先における業務運営の改善状況の確認を実施し、その結果を公表した(2018年8月、別紙1参照)。また、その後の各銀行における業務運営の改善状況について、2019年3月に調査票を発出してフォローアップを行った。

# 銀行カードローンの実態調査結果

## 主なポイント



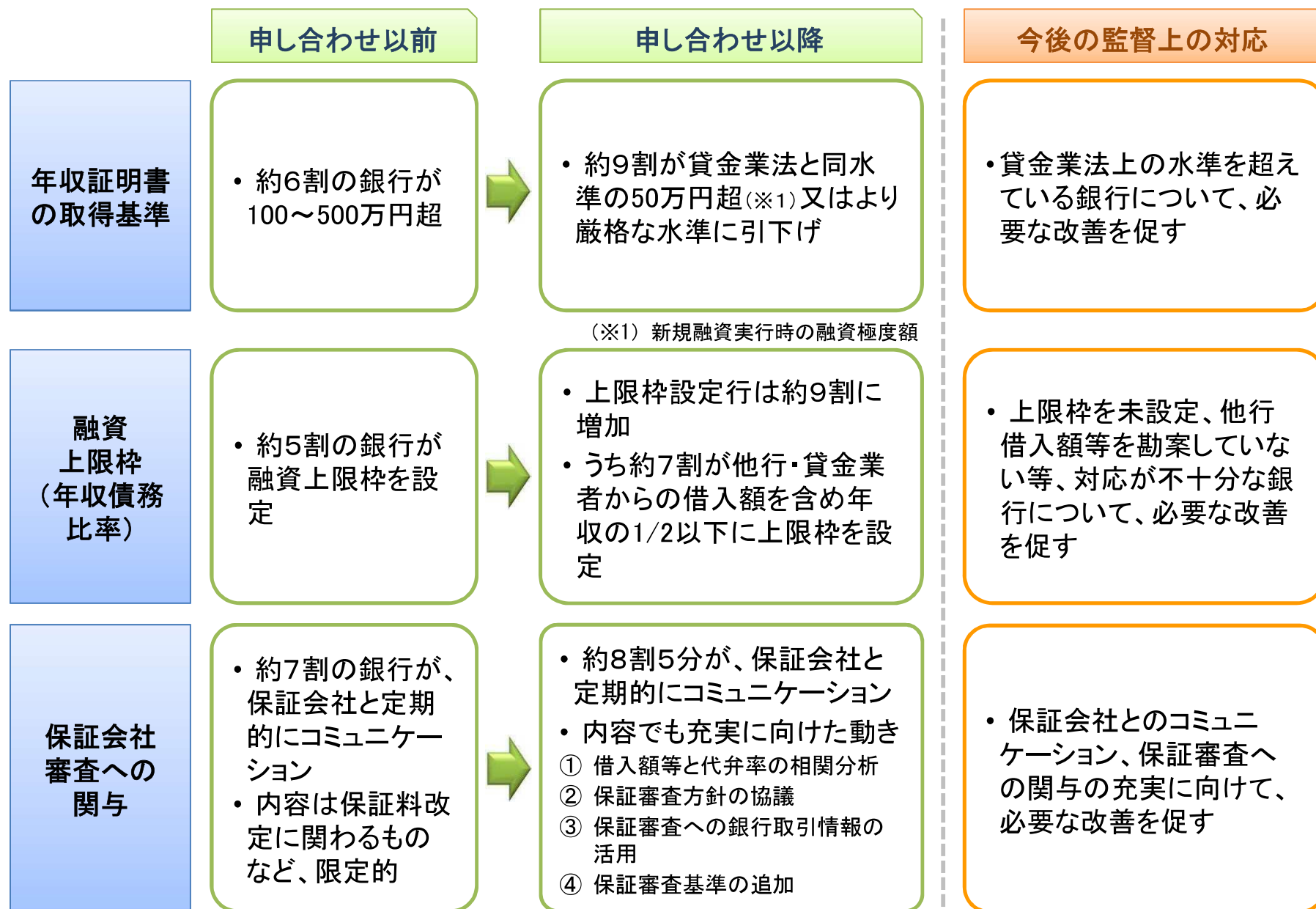
平成30年8月  
金融庁



## 実態調査の背景

- 貸金業法改正による規制の強化等により、2006年以降、貸金業者による消費者向け貸付残高は大幅に減少。一方、銀行カードローンは、近年残高が増加し、過剰な貸付けが行われているのではないかと批判。
- 2017年3月、全国銀行協会は「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を行い、各銀行では、これを踏まえた業務運営の見直しを検討・実施。
- 金融庁は、銀行カードローンの業務運営の詳細な実態把握を進めるとともに、融資審査の厳格化等、業務運営の適正化をスピード感を持って推進するため、2017年9月以降、残高の多い先を中心とする12行を対象に検査を実施（残高全体の約6割をカバー）。  
本年1月26日に検査結果を「中間とりまとめ」として公表。
- さらに、本年3月、銀行カードローンの取扱いのある銀行のうち、検査実施先以外の全銀行（108行）に対し、調査票を発出し、「申し合わせ」や「中間とりまとめ」を踏まえた本年2月末時点の業務運営の見直し状況を調査。
  - 【主な着眼点】
  - ① 過剰な貸付けを防止するための融資審査態勢（年収証明書の取得、融資上限枠の設定などが構築されているか
  - ② 保証会社の審査に過度に依存していないか
  - ③ 融資実行後も定期的に顧客の状況変化を把握しているか
  - ④ 配慮に欠けた広告宣伝を行っていないか
  - ⑤ 支店や行員に対する業績評価体系
- 併せて、検査実施先12行についても、直近の業務運営の改善状況を改めて調査。

## 主な調査結果(検査実施先以外)と今後の監督上の対応 ①



## 主な調査結果(検査実施先以外)と今後の監督上の対応 ②

	申し合わせ以前	申し合わせ以降	今後の監督上の対応
途上管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付後に年収証明書を定期的に取得する銀行は無し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約3割の銀行が、年収証明書の再取得や給振口座情報などにより、顧客の収入状況等の把握を検討中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年収証明書の再取得に係るベストプラクティスを収集し、横展開</li> <li>相談対応の充実や、返済猶予等の救済措置の適切な実施を奨励</li> </ul>
広告・宣伝	<ul style="list-style-type: none"> <li>約7割の銀行で不適切文言(「年収証明書不要」等)</li> <li>約4割がテレビCMを実施</li> <li>約3分の1がアフィリエイト広告を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全行で不適切文言を削除</li> <li>CM実施は約2割に減少、全行が貸金業の自主規制(※2)と同水準</li> <li>アフィリエイト広告実施は3割弱に減少。うち、約9割が広告の掲載状況を定期的にモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アフィリエイト広告のモニタリングを実施していない銀行に対しては、必要な改善を促す</li> </ul>
業績評価体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>約2割の銀行が営業店担当者の数値目標を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>数値目標を設定している銀行は約1割に減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>数値目標を設定している銀行に対し、必要な改善を促す</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>9割超の銀行がフリーローンを提供するも、カードローンと同様の業務の見直しは約5割にとどまる</li> <li>約半数の銀行が「おまとめローン」を提供するも、他行の返済状況の確認等実施は、約7割にとどまる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>フリーローン、おまとめローンについても、多重債務発生抑制の観点から必要な改善を促す</li> </ul>

(※2) 午前7時～9時、午後5時～10時は原則として放送を行わない 等

## (参考) 検査実施先12行の業務運営 - 直近の改善状況

	申し合わせ以前	検査実施時点	直近の状況
年収証明書の取得基準	融資額が200～500万円超(12行)	貸金業法と同水準の50万円超に引下げ(12行中11行)	全12行が50万円超に引下げ
融資上限枠	各銀行で区々(例:年収と同額まで、他行融資を勘案しないなど)	他行等からの借入額を含め年収の2分の1まで(12行中7行)	10行が他行等からの借入額を含め年収の2分の1まで
保証会社審査への依存	返済能力審査を保証会社に依存(12行中9行)	銀行自ら審査モデルを整備するなどの動き(9行中6行)	11行が自行審査モデルの整備や自行取引情報の活用などの動き
途上管理	銀行自らは途上管理を実施せず(12行中8行)	銀行自らが能動的に収入・勤務先の変動を確認するなどの動き(8行中3行)	9行が年収証明書を再取得するなどの途上管理に着手
	顧客からの相談窓口で返済期間の猶予等に対応(12行中5行)		10行が専用の相談窓口を設置するなどの顧客相談対応を拡充
広告・宣伝	「年収証明書不要」等の不適切な文言(12行)	広告・宣伝の不適切な文言を削除(全12行)	
	テレビCMの制限なし(12行中5行)	テレビCMは貸金業の自主規制ガイドライン(注)と同水準(全12行) (注) 午前7時～9時、午後5時～10時は原則として放送を行わない等	
営業店・行員に対する業績評価体系	カードローンの不適切な契約を招きかねない問題事例等は見られず(全12行)		
	カードローンと他の消費者ローンの同時販売を奨励(12行中1行)		全12行が同時販売奨励を行わず

## 総 括

---

- 銀行カードローンの業務運営については、全体として、「申し合わせ」や「中間とりまとめ」を踏まえた融資審査態勢の見直しや広告宣伝の見直し等、業務運営の改善に向けた取組みが進んでいる。  
保証会社審査への依存についても、年収や借入額と代弁率の関係の分析の実施や銀行取引情報の活用等により、保証会社審査に関与する動きが進んでいる。関与の充実に向けて、取組みを促していく。
- 他方、融資実行後の途上管理については、年収証明書の再取得等の動きが見られるが、取組みの進んでいない銀行が多く、進展を注視していく必要がある。
- 今後とも、多重債務発生抑制の観点から、各行の業務運営が適切に行われているか、引き続きモニタリングしていくとともに、今回の調査で取組みが不十分と認められた点については、ベストプラクティスの収集・共有や対話等を通じて具体的な改善を促し、業界全体の業務運営水準の引上げに向けた取組みにつなげていく。

(注) 顧客の借入状況の把握にあたって重要となる信用情報機関の登録情報については、精度にばらつきがあるとの課題が認められており、当庁の「信用情報のあり方PT」において、関係機関とも連携のうえ、具体的な対応策等について検討を進めている。